

初期シユマーレンバッハの「技術論」的経営学

田島壯幸

一 序

二 「技術論」としての私経済学

三 動的貸借対照表論

1 私経済学および動的貸借対照表の基礎

2 貸借対照表の構成

3 費消および給付の把握

(1) 費消概念の規定

(2) 費消の把握

(3) 給付の概念とその把握

四 原価計算論

1 経営経済学の性格と原価計算の基本問題

2 生産要素の費用と計算価値

初期シユマーレンバッハの「技術論」的経営学

3 価格設定と計算価値

(1) 操業度に対する費用の依存関係と費用分解

(i) シュマーレンバッハの見解

(ii) マレッツの批判とコジオールの反批判

(iii) ロレンツの批判とその誤謬

(2) 比例率による価格設定

4 価格形成と費用運減現象

五 シュマーレンバッハ「技術論」的経営学の吟味

六 結

一 序

一九一〇年代の前半ドイツにおいて行なわれたいわゆる私経済学論争⁽¹⁾に関連して、シュマーレンバッハ(E. Schmalenbach)は『技術論としての私経済学(Privatwirtschaftslehre als Kunstlehre, in: ZEHF., 6. Jahrg. 1911/12)』という論文を発表し私経済学が「技術論」たるべきことを説いた。だが、当時、経営学の個別的諸問題に関して資料を集め整理するという形で行なわれていたかれの研究の成果が、体系化され理論的に整備されて提示されたのは、一九一九年に発表された二編の長大な論文『動的貸借対照表論の基礎(Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, in: ZEHF.,

13. Jahrg. 1919⁽⁵⁾』および『原価計算 I (Selbstkostenrechnung, I, in: ZfHF, 13. Jahrg. 1919⁽⁴⁾)』におおつてわあ⁽⁵⁾た⁽⁶⁾。
そこに、『技術論』に示された見解が実質的な研究成果に具体化されているのが認められる。この時期に体系化された業績を生み始めたシュマーレンバッハの研究生活は、第二次大戦中にナチスの圧迫によって成果の公表の機会こそ奪われたものの、その後も三〇数年の長きにわたって続けられ、その間にはかれの見解の変化も多少みられるようである。そこで、本稿では、主として上述の三編の論文を対象としてシュマーレンバッハの初期の見解を明らかにすることに努めたい。

ところで、周知のようにシュエンブルークは一九三〇年頃までのドイツ経営学の主潮流を経験実在的方向と規範的方向とに分け、さらに前者を理論的方向と技術論的方向とに分けるとともに、技術論的方向をとる代表的学者としてシュマーレンバッハをあげている。⁽⁷⁾これに対して、カインホルスト (H. Kainhorst) は、規範的科學 (normative Wissenschaft) を規範的・評価的科學 (normativ-wertende Wissenschaft) と実践的・規範的科學 (praktisch-normative Wissenschaft) とに二分するとともに、シュマーレンバッハを規範的評価的立場をとるものとして位置づけている。⁽⁸⁾カインホルストの二種の規範科學の相違は、規範的・評価的科學が自ら規範 (Norm) あるいは絶対的当為 (Sollen) を設定するのに対して、実践的・規範的科學が与えられた規範から出発し、その規範ないし目的を達成するための手段を究明するところに求められている。⁽⁹⁾したがって、カインホルストの分類はシュエンブルークの規範的方向と技術論的方向という分類に相当し、両者はシュマーレンバッハの方法的立場について異なる解釈を示していることになる。⁽¹⁰⁾もっとも、シュエンブルークも、シュマーレンバッハが技術論的立場から漸次規範論的立場へ移行していた点を指摘

し、それをもって経営学における技術論が規範論へと接近してきているとなしていた。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾ そのかぎりでは、両者の解釈の相違は、シュマーレンバッハをどの時期において捉えるかの相違に由来するとも考えることができる。この点に關しては、『技術論』において表明された立場と、一九一九年以後の諸著作において表明されている立場との關係が問題となるであろう。なぜなら、一九一九年以後には、いわゆる「共同經濟的經濟性(Gemeinwirtschaftliche Wirtschaftlichkeit)」ないし「共同經濟的生產性(Gemeinwirtschaftliche Produktivität)」を經營經濟学の基本的な原理とする立場が明確に表明され、そこにかれの立場の規範論化が看取されるとも考えられるからである。

このような問題を念頭におきながら、以下本稿では、主として上述の三編の論文を対象として、そこでシュマーレンバッハが考えていた「技術論」とはどのようなものであったかの究明を中心に、その検討を試みたい。

(1) 私經濟学論争についてはつぎの書物に詳しい紹介がある。

渡辺鉄蔵、商事經營論、修文館、大正十一年。

増地庸治郎、經營經濟学序論、同文館、大正一五年。

(2) 以下、この論文を『技術論』と略称し、原題を *Kunstlehre* と略記する。なお、これにはつぎのような翻訳がある。

齊藤隆夫(訳)、シュマーレンバッハ「技術論としての私經濟学」、會計六七卷一號。

(3) 以下この論文を『勳的貸借対照表論』と略称し、原題を *Grundlagen* と略記する。なお、この論文は内容を変えずに別刷りされ『勳的貸借対照表論の基礎』の初版とされた。その初版本とこの論文では頁数に相違があるが、以下便宜上この論文を初版と呼ぶ。

- (4) 以下この論文を『原価計算』と略称し、原題を Selbstkostenrechnung と略記する。この論文も内容を交えずに別刷りされ、初版とされた。この論文の頁数は初版本のそれと異なるが、以下便宜上この論文を初版と呼ぶ。
- (5) これら二編の論文はいずれもシュマーレンバッハが研究生活に入ったときから抱き続けてきた問題に関して進めてきた研究の成果を一応体系的に示したものである。同時に、それらの主題はその後の長い研究生活において、かれがつねに関心を抱き続けたものであり、この二つの論文はその後数度にわたる内容の拡充が行なわれて、かれの研究業績の主要な部分を形成することになったのである。
- (6) シューンブルーク (F. Schönplug) は一九三三年に公刊された著書において、シュマーレンバッハの研究を記述的 (beschreibend) 体系的 (systematisierend) および理論的 (theoretisierend) の三つの段階 (Etappe) に分け、『動的貸借対照表論の基礎』の発表をよって理論的段階に入った時期としてゐる。(F. Schönplug, Betriebswirtschaftslehre, Methoden und Hauptströmungen, 2. Aufl. von „Das Methodenproblem in der Einzelwirtschaftslehre, Stuttgart 1933“, Stuttgart 1954, S. 257 u. S. 259.)
- (7) F. Schönplug, a. a. O., S. 62~75 u. S. 232~238.
- (8) H. Keimhorst, Die normative Betrachtungsweise in der Betriebswirtschaftslehre, Berlin 1956, S. 17~40.
- (9) H. Keimhorst, a. a. O., S. 18~34.
- (10) 「シューンブルークが『とくに純粹に經驗的研究者の型』と称した経営経済学者シュマーレンバッハを、規範的・評価的研究者の列に加えることは奇異にみえるであろう。われわれはこの見解に全く同意しているわけではない。以下の叙述がこれに対して証明を与えねばならぬであらう」(H. Keimhorst, a. a. O., S. 66.) とカインホルストは述べている。
- (11) F. Schönplug, a. a. O., S. 407~413.

(12) この点に対する批判として、つぎの文献を参照されたい。

漢利重隆・田島壮幸(稿)、フリッツ・シェーンブルク、一橋論叢第四一巻第四号、昭和三四年、一二六頁—一二七頁。

二 「技術論」としての私経済学

一九一二年にワイヤーマン(M. Weyermann)とシェーニッツ(H. Schönitz)の共著として刊行された『科学的私経済学の基礎づけと要綱ならびに総合大学と単科大学とにおけるその育成(Grundlegung und Systematik einer wissenschaftlichen Privatwirtschaftslehre und ihre Pflege an Universitäten und Fachhochschulen, Karlsruhe 1912)』は、私経済学の科学的性格を問題として国民経済学者および私経済学者に大きな反響を呼び、やがていわゆる私経済学論争が展開されることになる。その折に、この著書において否定的評価を与えられた技術論私経済学の立場からかれらの見解に反論を加えるべく執筆されたのがシェーニッツの『技術論としての私経済学』⁽²⁾であった。

この論文において、シェーニッツは、まず大学の専門学科を科学的に建設していくためには、その科学の枠を厳密に規定するよりもその研究に従事するものに可成り広い余地が与えられることの方が重要であり、その意味において、ドイツの商科大学において新興の専門学科の名称、限界および編成に相違がみられることは斯学の発展にとって不幸ではなくてかえって幸いであるとする。しかし、反面、かれは、ときに学のあり方について回顧と展望を行ない、斯学にとってなにが望ましくまたなにが望ましくないかをはっきりさせることの必要性を認めて、いまこそそれを行なうことが必要であるとする。そのような必要性は、かれによれば、斯学においてワイヤーマン・シェーニッツの提

唱する科学的私経済学にみられるような抽象的傾向が持込まれようとしているところに認められる。より具体的には、それはかれらによって提起された「私経済学は科学か技術論か」という問題なのである (S. 305)。すぐのちに、私経済学が歴史、科学および技術論という三つの部門から成るとするニックリッシュ (H. Nicksich) の見解に対して、科学と技術論とは一つの学問全体の性格を規定する二つの異なる方向であって、一個の学問のうちに部分として含まれるものではないという批判的見解を示すに至った⁽³⁾ シュマーレンバッハは、ここでもワイヤーマン・シェーニッツの問題を科学か技術論かという形で受けとめ、そこにゆるがせにできない重大な問題があることを認めたのである。

かれは、この問題の検討を、まず科学という概念の明確化から始める。かれによれば、科学とは、一般的には、精密な方法でえられ精密に構成されある程度まで体系化された経験の複合体である。ところが、技術論に對置される科学は哲学的に志向する科学 (eine philosophisch gerichtete Wissenschaft) を意味するのであって、技術的に志向する科学 (eine technologisch gerichtete Wissenschaft) たる技術論との相違は、後者が手続き原則 (Verfahrensregeln) を提示するのに對して、前者がそれを提示しないところのみある。すなわち、かれにあっては、技術論も最初の規定の意味における「科学」であることは自明なのである。そこで、私経済学が技術論だと云われることは決して不名誉なことではない。そのみでなく、技術論は手続き原則を提示することによっていわば実験による検証を受けるのに對して、それを提示しない科学は実験を媒介とする反省の機会をもたず、それによってかえって非科学化の傾向すらもつに至るのである (S. 306~307)。

このシュマーレンバッハの所論においては、手続き原則を与える科学的可能性に関するワイヤーマン・シェーニツ

ツの問題⁽⁴⁾は論理的には全く問題とされていない。その意味では、かれの主張は、ワイヤーマン・シェーニッツの問題がすでに解決されているという前提の上に成立しうるものであった。

さらに、シュマーレンバッハは、私経済学が科学であるか技術論であるかを決めるに当って、一般に行なわれてい
る誤解を解く必要があると考える。

かれがあげる誤解の第一は、商科大学における私経済学は商業のみの私経済学である、というものである。かれによれば、なんらかの成果をえるために経済的力が投入され、その関係が科学的研究を必要とするほどに複雑化したところではどこでも、私経済学は研究を行なうのであり、銀行、運送企業、鉱山企業の私経済学も、さらには公法的団体 (öffentlich-rechtliche Körperschaft) の経済的企業が問題となる場合にはその私経済学もまた商科大学の私経済学に属するのである。ただ、農業は事実⁽⁵⁾に即した分業という根拠からこの学間から除かれ、公的経済の部分も全くあるいは殆んど研究から除かれる。

第二に、「私経済学が技術論たろうとすればその研究目的は金儲け論 (die Lehre von Geldverdienen) である」という誤解がある。これに対するシュマーレンバッハの反論はおよそつぎの三点から成る。まず、われわれの経済組織では経済単位の国民経済的給付は私経済的にはその所得となり、われわれの全経済生活が利潤追求に向けられ、しかもその大部分が国民の福祉につらなる。この利潤追求はときに悪しき (böse) 金儲けと呼ばれるが、それはこの全世界を悪いものだときめつけるのと同じであるとともに、そうした非難自体は科学的ではない。そのような利潤追求を研究することは重要である。しかし、私経済学がそうした研究を行なう専門学科であるかというところではない。私

経済学の実際の問題は「いかにして最も多く儲けるか」ではなく、「どのようにしてある対象を最大の節約をもって生産するか」「いかにして需要と供給とを最も合理的に調和させるか」にある。かりに「いかにして金を儲けるか」が問題であるとすれば、例えば医者についても製造業者についても同一の技術論が成立するはずであるが、両者はそれを度外視して、一方が人体の健康を保ちそれを回復することを目的とするのに対して、他方が経済体 (wirtschaftlicher Körper) の健康を保ちそれを回復することを課題としている。このように私経済学は一定の職業のみを対象とし、いかなる方法で経済的成果を最も小さい経済的価値の消費によってえることができるか、という経済的側面を問題とするのである。さらに、利潤追求が排除された将来の国家を想定するにしても、そこでも私経済学は排除されないばかりでなく経営規模の拡大に伴なって計算制度、簿記規定、原価計算などはますます重要となる。この関連からいえば、私経済学という名称は不適当であって、「経済的管理学 (Lehre der wirtschaftlichen Verwaltung)」という名称の方が内容により適切であろう。最後に、私経済学は処方や営業上の策略 (Geschäftskniffe) を提供するものだとされ、しかもこの処方などにおいては丁度料理法 (Kochbuchrezept) のように事態の本質に対する洞察に基づくことなく与えられ受けとられるものが理解されている。たしかに、商業学の領域においてもこの種の処方は存在するが、それは排除されるべきである。さらに営業上の策略という言葉は非難を含めた意味で用いられることがある。しかし技術論が科学よりも悪い方策を提供するということはなく、そのような言葉から誤まった先入感を抱くことがあってはならない (S. 309~312.)。

シュマールレンバッハは以上のような三点について誤解や先入感を取除くことによってはじめて私経済学が科学たる

べきか技術論たるべきかが究明されうとするのである。技術論としての私経済学についての誤解や先入観に対するシュマーレンバッハのこのような反論のうちには、私経済学に関するかれの考え方について確認しておくべきいくつかの点がみられる。その第一は私経済学の対象に関する。かれの主張によれば、商科大学の私経済学はなんらかの経済的給付生産がある程度の複雑性をもって行なわれる場合に成立する複雑な生産経営を対象とする、ということになるであろう。しかも、その経営は特定の総合経済的組織ないし経済体制と結びついていなければならない、したがってそれがいかなる目的をもって営まれるものであるかは、それが私経済学の研究対象となりうるか否かとは一応関係がない。その意味で私経済学は超体制的ないし体制無関連な学問をなす。この性格は、私経済学がどのような見地から問題を取上げるか、という第二の問題と関連する。この点に関して、かれは、私経済学が「いかなる方法で経済的価値のできるだけ小さな消費によって経済的成果がえられるか」、「いかにして最も経済的に、すなわち最大の節約をもって財貨を生産しうるか」ならびに「いかにして最も合目的に需要と供給を調和しうるか」という観点から問題を上げるものであって、利潤極大化という観点から問題を取上げるのではないことを明言している。ただ、この場合に、一定の財貨を生産する場合のいわば「技術的経済性」の見地と「需要と供給の合理的調和」という見地とは必ずしもひとしいものではないと思われるにもかかわらず、両者の関係はかれによって明らかにされてはいない。その場合、前者が後者から切りはなされて絶対的に貫ぬかれる場合と、後者に含まれる総合経済的な見地によって前者の内容がみたまされる場合とは、個別経営に対して要請されるものもまた異なるざるをえないであろう。さらに、この点に關しては、私経済学が金儲け一般を抽象的に論ずるものでもまた論じうるものでもなく、特定の「職業」における具体

的な營業活動の内容と不可分に結びついた形での利潤追求を究明する、換言すれば具体的な營業活動を利潤追求活動として究明する以外にないであろうことを指摘しておくべきであろう。いずれにしても、シュマーレンバッハは、私経済学が資本主義体制に固有でしかも経済個体の一つの指導的観点をなす利潤追求の観点から問題を取り上げるのではなく、経済性および需要と供給の合理的な調和という観点から問題を取り上げるとする。そして、この点がまた、私経済学は超体制的な性格をもつとされる一つの根拠をなしているのだと考えられる。第三の問題点は、技術論としての私経済学が提供するものとされる手続き原則の内容に関する。かれは、利潤追求が排除された将来の国家において私経済学が益々重視される根拠として、その提供する手続き原則が経営規模の拡大とともに一層重要となることをあげている。その際例示されている手続き原則は経営活動を数量的に把握する計算制度に関する原則であって、経営の活動を直接的に規制し導くべき原則ではない。経営の活動は計算制度によってえられたものをも含めた様々な資料を一定の原則ないし基準から判断し、一つの意思決定を行なうことによって導かれる。シュマーレンバッハがここであげている手続き原則は、こうした構成をもつ経営活動を直接に規制する原則ではなくて、資料を整えるための手続きに関する原則である。もとより、このような資料整備の手續きのための原則もまた、具体的な経営活動の中にあつては、その経営活動の目的に向つて有機的に統合されて存在するはずであり、そのかぎりでは、経営活動の目的と無関係ではありえない。しかし、そうした計算の技術的側面が抽象的に取り上げられ、それに関する原則がそれ自体として取り上げられるときには、そこに特定の経営活動目的を超えた普遍性が把握されることにもなる。そしてシュマーレンバッハがこの例示で指摘しているのは、まさにそうした性格であると考えられる。こうした例示がかれの意図

する私経済学の性格を全面的に呈示しているものであるか否かは明らかではない。しかし、手続き原則の性格に関するこのような解釈が、私経済学を超体制的なものだとする見解の一つの拠り所となっている点には注意しておかねばならない。第四に、シュマーレンバッハが事態の本質への洞察に基づいてえられる手続き原則の獲得を目指していることは、精密な方法をその属性とするかれの科学と対応するものであり、私経済学論争においてオプスト(G. Obst)が技術を応用科学(angewandte Wissenschaft)だとして科学的研究の対象たりうるものだと主張したところに相通するものであると考えられる。⁽⁷⁾だが、そのような応用科学において、精密な研究によってえられる認識あるいは知識と手続き原則との間にどのような論理的な関係があるかについては明言されていない。

さて、シュマーレンバッハは、以上のように私経済的技術論に対する誤まった先入観の除去に努めた上で、科学と技術論とを比較しつぎのように技術論の利点を指摘する。

第一に、技術論はその所説の正しさを実験によって検証しうるのに対して、実験による検証を欠く科学は不完全な人間の精神に依存し、しかも批判を避ける傾向をもつ。もとより、科学もまたその所説の正しさを実験によって検証しうる。しかし、技術論が手続き原則を与えるというその性格から自ずと検証にさらされるのに対して、科学にはそうした特徴が存在しない。第二に、技術論者はその重要な動因として市場のために研究するという事情をもっている。そこで、技術論的研究はより熱心にかつより目的意識的に行なわれる。第三に、技術論的研究は単に書齋においてのみ研究する研究者とは異なった特別な類の研究者を生み出す。その多くは実務に従事する人々であり、その面から書齋学者の得がたい資料が提供されるとともに研究教育に著しい影響が与えられる。これに対して、私経済的科学は相

対的に書齋科学の性格が強く、そのことはその研究が経済的に本質的なこと (das wirtschaftlich Relevante) を必ずしも決定的なものともみないという結果を招く。ただ、シュマレーンバッハもこうした書齋科学が利用を度外視することによってかえってより大なる効用をもたらす可能性を認めないわけではなく、その点において科学が技術論よりもすぐれた面を有することを認める。だが、この点に関連して、かれは私経済的技術論が本質的に短見的な実利主義 (kurzsichtiger Utilitarismus) をとるという非難を妥当なものではないとし、「私経済的技術論の研究者のうちには、私経済的に利用しえないものを最終的には成果と称しないかぎりで終始技術論に属するが、大きな迂回や失敗さえもいとわないでしばしば『理論家』という評判につつまれている研究者もある」という。このような比較検討からシュマレーンバッハは「私には、技術論がより大きな成果を約束するように思われる」と結論するのである (S. 312~316)。

以上のように、技術論的私経済学に対するワイヤーマン・シェーニッツの否定的見解に反撥して書かれたシュマレーンバッハのこの論文には、経験の検証を経ない思弁的抽象的な理論の形成を目指すと考えられる科学的私経済学に対する強い不信任感が貫ぬかれていた。すなわち、そうした意味で哲学的に志向する科学の抽象的傾向を私経済学にとって危険なものともみたわけである。そして、その基本的態度から、実践の問題を受けとりその解決策を提供することを通じて経験的にその妥当性がつねに問われる技術論的方向を、よみみのり豊かなものだと主張したのである。そのかぎり、ここにはかれの学問の「経験・実在的」性格が強く表現されていた。その主張の底には、当時のドイツにおける国民経済学に対する強い不満が存在していたのである。だが、この論文を当時のいわゆる私経済学論争との関連において考えれば、ここでは「技術論的私経済学がいかにして科学的に成立しうるか」という問題に対する解答は殆

んど与えられていないといわねばならない。ワイヤーマン・シェーニッツは、私経済学が何を研究对象とし、どのような原理を中心において研究を進めるものであるかを問題にし、技術論的私経済学が営利性を指導原理とする企業を研究对象とし、営利性高揚のための手段を体系的に究明する学として金儲け論になると解するとともに、それについては一定の目的を措定すること自体に科学的に問題があると指摘した。これに対して、シュマーレンバッハは、技術論的私経済学の対象についても明確な規定を示さず、それがどのような原理を自己の原理として手続き原則を追求するものであるかについても必ずしも明確な解答を示してはいない。

その中心的原理として、シュマーレンバッハは一応技術的経済性の原理および需要と供給の合理的調和化の原理をあげているのであるが、これについては第一に両者の関係が明らかにされず、第二に後者が私経済においてどのような具現されるのが明らかでない。さらに、ディール (K. Diehl) ⁽⁸⁾ も批判しているように、現実に利潤原理が個別経営の指導原理として働いていることを認めながら別の原理に即して手続き原則を形成しようとする点には問題が残されていた。すなわち、そのような方法はシュマーレンバッハの技術論私経済学に「規範論的」性格を与える可能性を含んでいたのである。その上、さらに、科学と技術論とを分つ手続き原則の性格についてもすでに指摘したような疑問が残る、そのことは手続き原則がそれを整序すべき中心原理とどのように関連づけられるのかの究明がさらに問題として残されていたことを意味するのである。

ところで、ワイヤーマン・シェーニッツの著書に触発されてこのような方法論的な内容をもつ論文を發表したのちにはシュマーレンバッハは再び経営学の個別的問題の研究を進め、一九一五年にはまず『財務論 (Finanzierungen,

Leipzig 1915.』を発行した。しかし、『技術論』における諸問題がより具体的に展開されている労作は、一九一九年に『商学研究誌 (Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung)』上に相ついで発表された二つの論文『動的貸借対照表論の基礎』および『原価計算Ⅰ』であった。この間一〇年に近い才月が流れているのであるが、シュマーレンバッハは『動的貸借対照表論』の冒頭に注記して、私経済学の性格に関する基本的立場は、これをすでに『技術論』として『私経済学』において基礎づけていることを指摘している。(S. 2)したがって、シュマーレンバッハ自身の見解によれば、一九一九年に発表されたこの二編の論文においては、これまで検討してきたかれの立場がそのまま受けつがれているわけである。そして、そのことは逆にこの二編のうちに具体的に展開されている内容から、上述の検討によって浮び上ってきた問題を究明することも不当ではないことを意味する。そこで、第三節においては前者を、そして第四節においては後者を取り上げて、これらの論文の内容を明らかにするとともに、シュマーレンバッハの技術論的私経済学にまつわる問題点を解明することに努めたい。

(1) これを取り上げた研究としてはつぎのようなものがある。

北川宗蔵、経営学方法論研究、淡清堂、昭和二三年、第一章 ワイエルマン・シユエニッツの経営学方法論。

中村常次郎(稿)、私経済学時代の独逸経営学(東洋経済出版経営学全集第六卷 独逸経営学(上)、東洋経済新報社、昭和

三二年)、二、科学的私経済学の提唱—ワイヤーマンとシユエニッツ—。

田島壮幸(稿)、ドイツ経営学成立期の二つの科学的私経済学、一橋大学研究年報 商学研究9、昭和四〇年。

岡田昌也(稿)、ワイヤーマン・シユエニッツ科学的私経済学の検討(1)、(2)、甲南経営研究 第8巻第1号、第2号、昭

初期シュマーレンバッハの「技術論」的経営学

和四二年。

(2) なおこの論文を取り上げた研究としてはつぎのようなものがある。

平井泰太郎(稿)、「シュマーレンバッハの技術論学説」(神戸大学会計学研究会編、「シュマーレンバッハ研究」中央経済社、昭和二九年)。

中村常次郎、「前掲稿」一三七頁以下。

なお、この節では、「シュマーレンバッハ」のこの論文への参照は、本文中に頁数のみを示す。

(3) E. Schmalenbach, (Buchbesprechung), Neukirch, Prof. Dr., Allgemeine kaufmännische Betriebslehre, Bd. 1, Leipzig (Carl Ernst Poeschel) 1912, in: ZHHF., 7. Jahrg. 1912/13.

(4) この点に関しては、「ワイヤーマン・シェーミッツ」の所論を取り上げている前掲諸論文を参照されたい。

(5) この点に関して、「かれはデュール(K. Diehl)の見解に対して、「私の考えでは、商業的私経済学が私経済的経営の立場を前面に押し出すことから、経営所有者の當利觀點が考察の出発点を形成することは出て来ない」(S. 311~312)と批判を加えている。

(6) この両者はシェーン(J. F. Schär)のいわゆる「経済性」と「合目的性」にきわめてよく類似している。ちなみに、シェーンの場合には、「商業概念の規定においてはこの両者が商業の原理をなすものとされているが、実質的には経済性の原理のみが強調されている」(J. F. Schär, Allgemeine Handelsbetriebslehre, I. Bd., Leipzig 1911.)

(7) G. Obst, Verhältnis der Privatwirtschaftslehre zur Volkswirtschaftslehre, in: ZHHH., 5. Jahrg. 1912.

(8) K. Diehl, Privatwirtschaftslehre, Volkswirtschaftslehre, Weltwirtschaftslehre, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 46 Bd. 1913, S. 462.

三 動的貸借対照表論

「動的貸借対照表」は、一般に「静的貸借対照表」に対するものとして理解され、後者が貸借対照表を財産価値の表示として捉えるのに対して、前者はそれを損益計算の補助手段（あるいは手段⁽¹⁾）として把握するところに特徴をもつといわれている。財産価値の表示はある時点について問題とされる。これに対して、損益計算はある長さの時間の中で行われる活動の価値的な把握であり、その意味で「企業の諸力の活動（das Kräftespiel in der Unternehmung）」を第一に表示すべき貸借対照表⁽²⁾は動的貸借対照表と名づけられることになった。そして、この論文においてシュマーレンバッハの動的貸借対照表の構造が規定され、ここにいわゆる動態論が確立されることになったのである⁽³⁾。

このような動態論の提唱あるいは確立という主題と並んで、かれの『動的貸借対照表論の基礎』はシュマーレンバッハ私経済学の一つの具体的な表現として、私経済学の性格に関するかれの考え方ならびにかれの経営観ないし企業観をも含んでいる点⁽⁴⁾において、一層興味あるものとなっている。すなわち、そこには『技術論』においては明確化されなかつた問題を究明する手がかりが、ある程度含まれていると考えられるわけである。そして、この点においては、例えばニックリッシュ（H. Nicksich）とは異なつて、自己の学問体系を呈示するような書物を残していないシュマーレンバッハの場合には、この論文は次節⁽⁵⁾で取り上げる『原価計算Ⅰ』とともに重要な意味をもつと考えられる。

(1) 谷端長教授は、シュマーレンバッハが一方において貸借対照表を利潤計算の独立の手段と規定し、他方においてそれを利潤計算の補助手段と規定しているとして、この二つの規定の関係を詳細な検討の対象にしている。谷端長、動的会計論の

構造、森山書店、昭和三年。とくに第一章から第三章までを参照。

(2) E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Aufl., Leipzig, 1926, S. III.

(3) 貸借対照表をどのような任務をもったものとみるべきかに関する論争は、一八六一年に制定された「ドイツ普通商法 (Das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch)」の第117条の註文の「*ist zu vermeiden*」といわれる。すなわち、「財産目録及び貸借対照表の作成に当っては、全財産および債権はその作成時においてそれらに附されるべき価値により評価されねばならない」という同法三一条の規定における「価値」とは何かをめぐってまず解釈の相違が示されることになったのである。頭初支配的であった見解は主として法律家のものであり、それによれば、貸借対照表は企業の財産状態をその客観的価値によって示すべきでありその場合の客観的価値とはその財産からえられるべき価値すなわち売却価値あるいは清算価値を意味する。こうした見解は企業の債権者保護の立場に由来するものであり、これに対しては企業活動を担当する人々の側から、売却時価による評価の実行可能性ならびに企業の個別的財産のそうした評価が企業にとって有する意味という観点から反論が行なわれるとともに、一八七三年のインフレに際して時価の故に算出された異常な利潤が反対論をさらに強めることになった。このような反対論者の中では貸借対照表の目的を損益計算に求めるものが増加してくる。こうした流れの中でみれば、この後者の方向を押し進めて「動態論」を徹底し確立したのが、シュマールンバッハの『動的貸借対照表論の基礎』であったと考えられることになる。シュマールンバッハ自身は、かれが一九〇〇年代の始めにライプチヒヒ大学の助手として貸借対照表について教える立場に立ったとき、理論ならびに実践において様々な貸借対照表項目に関する評価方法が互いに異なり、しかもその相違が深刻なものであることがかれの注意を惹き、合理的な貸借対照表は統一的な評価理念 (Bewertungsidee) に基づいてのみ構成されるという考え方からこの問題に取り組むことになった (E. Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Aufl., S. V.) のであるが、その統一化の方向が「動態論」の徹底、確立の方向にはかならなかったわけである。もとより、シュマールンバッハ

ーレンバッハもこうした形の労作を一朝にして完成したわけではない。上述のところからも明らかであるように、かれはすでに一九〇〇年の始めに貸借対照表の解釈に問題があることを認めていたのであり、かれ自身のこの問題に関する思索の過程は一九〇八年に発表された小論『減価償却論 (Die Abschreibung, in: ZfHf., 3. Jahrg. 1908/1909.)』に始まるいくつかの論文に示されている。そのような十数年にわたる思索の成果として結実したものが『動的貸借対照表論の基礎』だったわけである。そして、この論文において、かれのいわゆる「動態論」の基本的構造が規定されることになったのである。

シュマーレンバッハの動態論が出現する以前の貸借対照表の解釈をめぐる諸説については、つぎのような文献を参照されたい。

飯野利夫(稿)、ドイツ貸借対照表学説小史—シェフラーからフィッシャーまで—、一橋大学研究年報 商学研究1、昭和二九年。

渡辺陽一(稿)、ドイツにおける貸借対照表論生成の背景、福島大学商学論集 第二八巻第三号、昭和三三年、第二九巻第二号、昭和三四年。

シュマーレンバッハの一九一九年の論文が成立するまでの過程は谷端長教授の前掲書において克明にあとづけられている。(4) シューンブルクはつぎのように述べている。「シュマーレンバッハに対して感謝されるべき解放的行為(die befreiende Tat)はつぎのことである。すなわち、貸借対照表を専ら簿記技術的あるいは法学的問題とみることがついに断念され、かつてこの現象が、それが実際にその中に存在している関連から一貫して、すなわち、経営経済のしたがってまた経済の施設および用具として解釈するように試みられることがそれである。シュマーレンバッハが研究するものは基本的には貸借対照表では全くなく、その背後にあつて貸借対照表に結晶する諸過程である。かれの考察の対象は、原価計算の場合と同様に、全体としての個別的経営経済である……。」(F. Schöpfung, a. a. O., S. 269.)

(5) この節においては、『動的貸借対照表論の基礎』と題するこの論文への参照は、本文中に頁数のみを示す。

1 私経済学および動的貸借対照表の基礎

『動的貸借対照表論の基礎』は、「われわれは……この問題に行爲する意欲をもつ人の観点の下で接近したい。商人の目的のために、理論的研究を通じて手続き原則が獲得されるべきである」(S. 2) という言葉をもって始められている。そして、そこに注記して、「私はこの問題における基本的立場を『技術論』としての私経済学……において詳細に基礎づけた」(S. 2) と述べている。すなわち、第一の引用文に表明されている立場は、かれにとつては前節において検討された立場と異なるものではない。そこで『技術論』の場合同様ここでも私経済学の考察の観点は限定されることになる。かれによれば、私経済学においてみられるすべての目的が科学的研究の対象になるわけではない。医学が治療法を科学的に研究してより豊かにする際、それを用いて医師がいかに所得をえるか顧慮しないのと同様に、商事私経済学も人がいかに儲けるかを示す必要はなく、全体の必要から生じてくる商事経営の課題を対象にせねばならない(S. 2)。「技術論」の立場からすれば、ある目的を研究の対象にするという表現は、その目的を達成するための手続き原則を究明することを意味すると解せられる。そこで、ここにおいては、利潤追求のための手続き原則の究明と商事経営に課せられている社会的な課題を果すための手続き原則の究明とが分離され、後者こそが私経済学の研究内容をなすべきものとされているわけである。そして、この見解は『技術論』に示されたかれの見解と軌を一にする。

ところで、商事経営が自らに課せられた社会的課題を果す場合には、自らの主体的意思に基づく原理にしたがってそれを遂行するものと考えられる。だが、この点に関してかはつぎのように主張する。全体社会の枠の中における商人の課題は、全体社会の必要とする経済的活動を最善の方法すなわち最少の原料および諸力の消費をもって遂行することに求められ、そのような商人の活動に対して全体社会は商人に所得 (Einkommen) を保証する。したがって、商人にとってはそうした所得をえることが自己目的であるにしても、専門科学たる私経済学にとって商人がその活動を通じて多く儲けるか少なく儲けるかは重要ではなく、商人に課せられた労働が全体社会のための経済的最適の原理 (Grundsatz des wirtschaftlichen Optimums im Sinne der Gesamtheit) にしたがって行なわれることが問題なのである。(S. 273)。したがって、かれにあっては、商人に課せられる社会的な課題は「なにをなすべきか」のみでなく、「いかなる原理にしたがってなすべきか」をも含むと考えられている。しかも、そのように課せられる原理は商人が自らの活動を律するべく選ぶ原理とは必ずしも一致しない。そこで、私経済学は、経済主体の主体的原理とは必ずしも一致しない別個の原理を中心に据えて、商事経営の現象を考察し、手続き原則を設定することになる。それ故に、ここでも、かれは、『技術論』において主張しディールによって批判された見解をそのまま保持しているわけである。ところで、この場合にかれは「全体社会の必要とする経済的活動を最少の原料および諸力の消費をもって遂行すること」および「商人に課せられた労働が全体社会のための経済的最適の原理にしたがって行なわれること」という二様の形で私経済学の目的とするべきことを表現している。この両者について、「全体社会の必要とする経済的活動」が「商人に課せられた労働」に相当することは明らかである。そして、それが「需要と供給の合理的調和」と

関係すると解して誤まりはないであろう。需要と供給の合理的調和はシュマーレンバッハの理想とする自由な市場の働きを通じて経済主体に対してなされるべき経済的活動が規定されることによって成立すると考えられている、と解されるからである。これに対して、「最少の原料および諸力の消費をもって」と「全体社会のための経済的最適の原理にしたがって」との関係は必ずしも明らかでない。だが、果されるべき活動がすでに所与とすれば、全体社会のために経済的に最適であるということは社会的にみて最少の財貨および諸力の消費によってその活動を果すことだと解せられる。もとより、最少の財貨および諸力の消費という場合には、それらの財貨および諸力に関する評価の問題が入ってくるのであって、そうした評価のうちに全体社会的な見地が入ってくるものと解せられる。このような解釈は後述の『原価計算』におけるかれの見解とも一致するように思われる。

『動的貸借対照表論』においては、経済的経営内の動的過程に計算的により詳しく接近しようとする手段として、商人の貸借対照表がいかに利用されるかが研究される。そのことは貸借対照表を利潤計算の手段とみることを意味する。しかし、かれによると、それは商人の所得に立ち返ることを意味するものではない。利潤は経営の費消 (Betriebsaufwand) に対する経営の給付 (Betriebsleistung) の余剰であり、経済性の尺度をなす。この余剰としての利潤はここでは企業の成果 (Leistung) として研究される。⁽²⁾ 全体社会は、その経済的諸経営が、生み出す給付より多くの材料および諸力を消費しないことに依存している。したがって、すべての経済活動が余剰をえて遂行されるように留意せねばならない。その意味で上述の余剰すなわち企業の成果は全体社会の利害にかかわる現象なのである。⁽³⁾ そして、企業の経済性の測定の正確性が増すことは、一方において生産のための様々な材料と労働の浪費を防ぎ、他方におい

て資本の社会的に誤った配分を回避させるという効果をもつ。そこで、利潤計算の正確性の向上はこの点において全
社会の利益をなすのである (S. 3~4)。

このようにして、シュマーレンバッハの動的貸借対照表論は、一方において、貸借対照表を「経済経営の動的現
象」を把握する利潤計算の手段として捉え、同時に他方において、そこで把握される利潤を経営の全体経済性の尺度
と規定する。そこでかれのこの論文の課題は、具体的には、貸借対照表がそのような利潤の算定に役立つためにはそ
の作成についていかなる要求が提出されるかの研究をなすのである (S. 4~5)。すなわち、そのような貸借対照表作
成のための手続き原則の研究がかれのこの論文の課題をなすのである。

さて、経済性の尺度としての利潤に対しては従来一般に考えられてきた利潤に対するのは異なった規定が与えら
れなければならない。シュマーレンバッハは、まず第一に、この利潤を商法上で規定されている利潤および株式会社
で実際に行なわれている貸借対照表上の利潤から区別する。商法は前期からの繰越をも含めて分配可能なものを利潤
とし、株式会社の実務においては、その機関たる取締役および監査役の報酬が利潤の内に含まれている。しかし、企
業の経済性の尺度たる利潤は、特定期間に獲得されたもの (cash Earnings) であり、そのためには企業の機関たる取
締役および監査役に対する報酬をも含めてすべての費用が控除されねばならない。その場合、このような利潤は企業
内外の三種の影響から規定されて生ずる。すなわち、企業は総合経済に対する企業活動の利用可能性と稀少性の程度
に応じて必要とされ、それによって収益をえていくのであるが、そうした利用可能性と稀少性とは総合経済の必要の
変化につれて変動する。そこで、企業は総合経済へ適合していかなければならない。さらに、これとは直接に關係の

ない景気変動という外部的影響も存在し、これに対して、内部的影響として節約と慎重さ、勤勉と技能の作用があげられる。かれはこの内部的影響を経営内活動 (Betriebsgebarung) と呼ぶ⁽⁴⁾。ここでの利潤はこのような三種の影響の合成として生ずるものであり、共同の作用の尺度である (S. 6~8)。経済性の尺度たる利潤のこのような規定は、経済性が市場における経営の物的給付の評価によって規定されることが承認されていることを意味する。したがって、経営の経済性を高めるためには、販売可能性という見地が重要な役割を演ずることになる。この点はいわゆる「総合経済のための経済的最適」あるいは「需要と供給の合理的調和」という原理との関連において注意しておくに値するものと考えられる。

第二に、シュマーレンバッハは経済性の尺度としての利潤に関して、その期間的比較可能性を重視する。この点に關して、かれは、「利潤が経済性の尺度たるべきであるならば、それは経済性の上昇および下降をできるだけ明確に示さねばならない。この上昇と下降が本質的である。一経営がどの程度経済的であるかは重要である。しかし、より重要なのは経済性がいかに変動するかである。そして、とくに上昇あるいは下降する運動の反対の方向への最初の転化を確実に認識することは重要である」(S. 9)と述べる。この事情は、かれによると、利潤計算についてのみでなく、例えば炉の設備を用いる場合の温度計の利用についても、晴雨計の利用についても同様であり、いずれの場合にもその指標の変動が重要性を有するのである。こうした見地から、正確な期間画定に基づく獲得された数値の比較可能性が、利潤計算に課せられねばならない主要な要求として設定されることになる。こうした要求を設定する際に、かれは一企業の経済性を測定するために他に比較尺度のないことを指摘している。一応考えられるものは企業間の比較で

あるが、かれによれば、それは通常比較のためには余りにも異質な状況を有するのである (S. 9110)。このようにして、かれは、経済性の尺度としての利潤を計算するに際してまず考慮されるべきものとして、期間的な比較可能性の原則 (das Prinzip der Vergleichbarkeit) を設定することになる。

このようなかれの見解については、つぎの二点にふれておく必要がある。第一点は比較可能性の原則の性格に関わる。比較可能性の原則は、炉に附属する温度計および晴雨計の例が示しているように、時間の経過の中で活動あるいは状態を示すならかの特性値の変化について注目する必要がある場合に、その特性値の把握に対して要請される一般的な原則である。したがって、それはその特性値自体が何を表現するかということとは直接的な関係をもたない。これを当面の問題に即して言えば、第一に、この原則は、ここで注目される特性値が経済性の尺度としての利潤であるという事情から、直接的に導出されているわけではない。第二に、そのことは、経済性の尺度としての利潤はまず経済性を最もよく表現する特性値は何であるかという見地から規定されるべきであって、比較可能性を至上の見地として規定されるべきではないことを意味する。つぎに、第二点として、この原則にしたがって算定された利潤が正確な利潤計算のもたらす社会的利益としてあげられている資本の社会的配分の適正化 (それは恐らく全体社会的な意味における経済性に結びつくと思われる) に対してどのような関係をもつかに疑問が生ずる。資本の社会的配分の適正化という見地からすれば、特定の一経営の経済性が期間的にどのような変動を示すかということと同様に、ある期間においてその経営の経済性が他の経営の経済性に比してどのような状態にあるかを確定することが重要であろう。その際、経営間に条件の差が存在しうることはかれの指摘する通りである。ただ、この場合の条件の差においては二種

のものが考えられる。その第一は利潤計算の技術的相違であり、それが存在する場合には経営間の比較は意味をもちえなくなる可能性がある。したがって、シュマーレンバッハがこの点を想定しているのであれば、かれの主張を一応理解することができるとは思われる。だが、反面、この場合には経済性の見地から、経営間に共通な計算方法を要請してしかるべきだと考えられる。ところが、条件の差という表現は、個々の経営の規模、その有する技術など生産活動の実質的内容の相違を想起させる。かりに、かれがこうした事情を考えていたとすれば、そうした意味の条件の差はまさに当該経営間の経済性の相違をもたらし原因をなしていると考えられるのであって、それは社会的経済性の見地から要請される経営間の経済性比較の可能性を阻害する要因ではありえない。しかも、この観点からすれば、例えば特定経営の経済性が数期間にわたって変化しないということ自体は、必ずしも十分な判断資料を提供するものではない。これに對して、社会全体の見地から切りはなして特定の経営自体についてのみ考えれば、その経済性が期間的にどのような変化を示すかは第一次的に重要な関心事であることが容易に理解される。これらの二点について以上のように考えるとき、比較可能性の原則が、経済性の尺度としての利潤、とくに社会全体の意味における経済性の尺度としての利潤の計算に對する基本的な原則とされることに對しては疑問を抱かざるをえない。⁽⁵⁾

期間的な比較可能性の原則は、経営活動が長期的・継続的活動であることを前提としてはじめて理解されうる原則である。そこで、かれはそのような経営活動の特質との関連において期間計算にさらに特別な条件を設定する。かれによれば、経営が継続的な存在を目指すものである場合には、経営の設立から解散に至る全期間についての計算すなわち全体計算 (Totalrechnung) ないし全体利潤計算 (Totalgewinnrechnung) のほかに、経営活動の統制のために経

營經過の途中に利潤計算を行なうことが必要であり、そこに期間利潤計算 (periodische Gewinnrechnung) が行なわれる。その場合、この両者の関係から後者について二つの考え方が成り立つ。第一は期間利潤を全体利潤の一部とみる見方に由来し、第二は期間利潤を独立の事実とみる見方と結びつく。前者は継続性の原則 (Grundsatz der Kontinuität) に表現され、後者は尺度性 (Maßstablichkeit) という言葉に約言される。継続性の原則は、すべての計算期間が一つの有機的全体を形成し、経営がその終末を迎えたときにはすべての期間利潤の合計が全体利潤となるように期間計算が相互に結びつけられていることを要請する。シュマーレンバッハはこうした継続性の原則が従来の貸借対照表作成において尺度性を重視する第二の見方に優越して守られてきていることを指摘し、その理由がその原則を守ることによってえられる計算確実性 (Rechnungssicherheit) にあると推論する。すなわち、継続性の原則は利潤を構成するすべての要素を完全にもれなくまた重複せずに把握することを通じて、計算の確実性を確保する。この点が実務においてこの原則の優位性が認められ、継続計算が行なわれる理由だと解せられるわけである。この場合に、未決項目に関する継続記録は貸借対照表によって行なわれる。その意味で、かれは貸借対照表と利潤計算の継続性が一体をなし、互いに不可欠なものだとし、ここではそうした継続性の原則を基礎とする期間利潤計算の問題のみを取り上げることを明らかにする (S. 11~13)。

ここにおいて期間利潤計算に対しては比較可能性の原則に加えて、さらに継続性の原則が措定されることになる。この継続性の原則のちに措定されることになった合致の原則 (Grundsatz der Kongruenz) の実質的な内容とひとしい要請を表わす。ところが、その合致の原則が比較可能性の原則の要請するところと矛盾する別個の要請をなすこ

とは、すでに飯野利夫教授によって明快に指摘されている。すなわち、シュマーレンバッハは期間利潤計算に対して二つの矛盾する手続き原則を設定しているわけである。この二つの原則の関係について、飯野教授は比較可能性の原則が経済性の尺度としての利潤の計算に導くものとみて、シュマーレンバッハにおいては合致の原則よりも比較可能性の原則がより重視されていることを指摘するとともに、利益をもって経済性の表現とみなすシュマーレンバッハの立場からすれば、それが当然であるとしている。もっとも、この点に関するシュマーレンバッハの見解は一九三九年に発行された『動的貸借対照表』第七版までと一九四七年に発行された第八版以後とは大きな変化をみせていると言われる。森田哲弥助教授は両原則の矛盾を確認した上で、比較可能性の原則が経済性の尺度としての利潤の計算に結びつき、継続性の原則（それは合致の原則の下位原則とされる）が会計学的な意味での資本維持の見地から分配可能な利潤の計算に導くことを説くとともに、第七版までは比較可能性の原則が優位におかれたのに対して、第八版以後では合致の原則に支配的地位が与えられ、それとともに利潤を経済性の表現だとする見解も殆んど影をひそめてしまっていることを指摘している。⁽⁸⁾この森田助教授の指摘はシュマーレンバッハ学説の発展を考える上できわめて興味ある点であり、シュマーレンバッハの他の著作に表現されている同時期の変化とも併せて検討するに価する問題だと考えられる。だが、ここではその点を指摘するに止めざるをえない。

いずれにしても、シュマーレンバッハは計算確実性と結びつく形で継続性の原則を指定したのであるが、それは第一に比較可能性の原則と矛盾する要請をなすとともに、第二に実質的には比較可能性の原則と並立する原則としての地位を占めてはいなかったのである。

さて、このようにいわば定性的に限定された利潤は具体的には収益 (Ertrag) から費消 (Aufwand) を控除することによって算出される。ただ、かれは収益という言葉が貨幣の流入の意味に理解されやすいことを理由に、それに代えて給付という言葉を用いる。なぜなら、期間計算においては、給付は収入と必ずしも一致しないからである。同様にすべての費消は通常支出となりあるいはすで行なわれた支出と結びついているが、期間利潤計算にあたっては対応する支出と費消が同一の期間に属するとはかぎらない。そこで、全体計算におけるのは異なつて、期間計算においては給付・費消は収入・支出と区別されねばならない。しかし、そのことは収入支出計算が全く利潤計算の尺度たりえないということの意味するわけではない。経営がなんらかの給付を生み出したまたなんらかの消費 (Aufwendungsben) を行なうときには、収入と支出とは、それが他の期間に入るにせよ、そうした給付および消費に対応して生じたがってそれらの尺度をなす。⁽⁹⁾ 支出と費消、収入と給付のこのような密接な関連が、期間利潤計算における貸借対照表の役割にとつて重要な意義をもつ。すなわち、貸借対照表は一方における支出と費消、他方における収入と給付の間の期間的なずれを調節するいわば緩衝器 (Ausgleichsbuffer) の役割を果すのである (S. 14~16)。

シュマールエンバッハは、期間利潤計算における貸借対照表の役割をこのように規定する。かれのこうした所論にしたがえば、第一に、経済性の指標としての利潤は給付と費消からのみ算定されうる。したがって、経済性の具体的な内容は給付と費消の内容によって規定されることになる。そして、第二に、期間的なずれを除けば、収入と給付、支出と費消の間には量的な対応関係があり、したがって給付は収入によって、費消は支出によって測定されうることになる。

だが、シュマールレンバッハのいわゆる経済性は、全体社会の見地からあるいは共同経済的にみて価値もしくは財貨が浪費されないようにという表現によって示されているように、経営活動による共同経済的な財貨ないしは価値の消費と生産によって規定されるはずである。その場合、そのような規定に即した給付と消費が収入と支出に量的に対応するか否かには疑問の余地がある。⁽¹⁰⁾ かれは、通常すべての消費が支出を発生させるが故に費用に代えて費用 (Kosten) あるいは経費 (Unkosten) という表現が用いられることもある、と指摘した上で、実際にはすべての経済活動について費用を発生させたような物的対象の消費 (Verzehr) にそが経済性にとって本質的なだと主張している。⁽¹¹⁾ (S. 15) その際、問題はどのように消費された対象の価値が直ちにその対象についてなされた支出によって把握されるか否かにある。もしこの点が肯定されるならば、経済性測定のための損益計算したがってまた貸借対照表に關して特別な問題は生じないはずである。その点が否定される場合にのみシュマールレンバッハ的な経済性を算定するためにどのような評価原則が採用されるべきか、という問題が生ずることになる。そして、シュマールレンバッハは、後述するように、この問題をも取り上げているのである。⁽¹¹⁾

(1) シュマールレンバッハはこの点についてつぎのようにも述べている。「われわれの研究の目標が利用可能なものであるにしても、それは直接的にその目標に迫る必要はない。経済的活動が大きな迂回をすることによってわれわれの時代に非常に成果をあげ、ひとが直線的にその目標に突進した時代よりもずっと成果をあげたように、科学的発展においても、最短距離からはずれることが予期しない成果をもたらすのが稀ではないことが示されてきた。しかし、それだからといって、科学は研究結果の利用可能性を断念することと同義である、というテーゼを設定する必要はない。」(S. 21) すなわち、こ

こでも手続き原則を提示しない「科学」に対して否定的見解を示すとともに、手続き原則の設定には迂回生産の必要があることをも認めているのである。

(2) このように云いつゝも、かれは他方において、われわれの国民経済的秩序においては余剰は儲けとして企業者に帰属するが故に、経済性の尺度 \parallel 金儲けの尺度となり、したがって表面的には私経済学 \parallel 金儲け論とみえることを認めている。(S. 3.)なお、ここでは *Leistung* という言葉は費消に対照されるものとしてではなく、給付と費消との差額を示すものとして用いられているので、一応「成果」と訳しておく。

(3) 中村常次郎教授は、このようなシュマーレンバッハの所論についてつぎのように述べている。「つまり、利益は成果の問題であり、国民経済の利害に係はるものであるという意味に於いて、単に私利・私益に過ぎない儲けと区別されるというのである。此の論調の裡に、何人にも容易に気付き得る事柄は、戦前の論攻に於いては、兎に角も金儲けが良かれ悪しかれ一の重要な事実として認められていたのが、いまや一定の条件下に於ける儲けのみが正当化し得るものとされたということ、斯くして、嘗ての事実を事実として肯認しようとした態度が、いまや事実を一定の規準の下に評価しようとの態度に移り来たったということ、是である。」さらに、その一定の条件が「国民経済的に見た経済的オプティマムの原則、或いは国民経済の利害関係」であることを確認した上で、中村教授は「即ち、嘗ては、私的営利目的を達成する方法又は手段ということも、少く共『私経済学』の一半の問題たるものであったが、いまや国民経済(全体)の要求する経済活動を最善の方法で行うには、即ち最少の材料と労働力との費消を以て達成するには、如何なる処置の方則を以てするかといふ問題が排他的に『私経済学』の核心的問題となったのである。」と述べている。(中村常次郎(稿)、共同経済的経済性の規準—シュマーレンバッハ的「経営経済学」の成立—、福島大学商学論集二〇卷三号、昭和二十六年、一四頁—一五頁参照。)この中村教授の見解の底には、シュマーレンバッハの立場が第一次大戦を境にして経験実在的なものから規範論的なものに移行してきたという基本

的認識が存在するように思われる。しかし、前節でみたように、シュマーレンバッハは、『技術論』においてすでに、私経済が技術的経済性の高揚および需要と供給の合理的調和に約言される目的の達成を目指して手続き原則を設定することに明らかにしている。したがって、中村教授の前記見解の後段はこれをそのまま受け入れることができない。そして、前段についても、ここでシュマーレンバッハが、『技術論』におけるのと異なつた意味において、とくに一定の条件をみたす儲けのみを「正当化し得るもの」としているとは思われない。ここでのかれの立場は、事實は事實としてあるが、それがそのまま科学としての私経済学の目的を規定するものではない、というにつぎるように思われる。ただ、その事實を、ここでは『技術論』におけるようには積極的に良いものと明言していかない点に相違がみられるとは云える。

(4) シュマーレンバッハはこれを総合的経済性と呼び、こうした総合的経済性よりも、これら三種のうちの一つ、例えば経営内活動の作用に由来する変化を知ることがより重要となりうることも認めている (S. 80)。

(5) 中村常次郎教授は、比較可能性の原則が「利益が経済性の一の良き尺度」であるよりも「相対的に、良く機能する」ことを重視する立場から設定されているとし、「最大眼目たる共同経済的経済性の尺度たることから離れ去つた比較可能性の原則が、如何なる関連に於いて其の重要性を要求し得るかが、甚しく曖昧なものとなる」が故に、そうした立場は理解し難いと批判し、さらに、「彼に依つて共同経済性の尺度から引離された比較可能性の原則は、極言すれば、何等の理論的基盤乃至脈絡なしに何処からともなく何時の間にか引出されて来た原則であり、ただ夫れが、現実の損益計算—期間的損益計算—の技術上からして、実践的に極めて有意義であるという点に於いて特徴を有するということになる」と主張している。(中村常次郎(稿)、シュマーレンバッハ批判—共同経済的経済性の規準(一)—、福島大学商学論集二〇巻記念特集Ⅱ、昭和二十七年、二二—頁)。

(6) 『動的貸借対照表論の基礎』がはじめて改訂されたのは一九二五年に刊行された第三版においてであるが、この改訂に

當って「合致および継続性の原則 (Grundsätze der Kongruenz und Kontinuität)」という形で合致の原則が附加された。だが、その内容はここで「継続性の原則」の名において説明されているものと実質的に変りがない。

(7) 飯野利夫(稿)、シュマーレンバッハ計算原則の理論的構造—合致の原則と比較可能性の原則との相剋—(神戸大学会計学研究会編、シュマーレンバッハ研究、中央経済社、昭和二九年)、五六頁—五八頁。

飯野教授のこの論文は、シュマーレンバッハの学説にこの二つの矛盾する原則が内在することを指摘するのみでなく、それらがアメリカの動態論において正しく識別されているという事情を明らかにすることに重点をおいていることを附記しておきたい。

(8) 森田哲弥(稿)、シュマーレンバッハ学説における期間利潤概念の変化—比較性の原則と合致の原則をめぐって—、ビジネス・レビュー、第七卷第三号、ダイヤモンド社、昭和三五年。森田助教教授のこの論文では、第七版を一九四一年発行としているが、実際には一九三九年発行である。

なお、前掲の飯野教授の論文は『動的貸借対照表』第七版によって書かれている。

(9) かれは別のところで「……費消と給付にとつては、本来の価値尺度は支出と収入である」(S. 22)とも述べている。

(10) 中村常次郎教授は、「財貨的・価値的概念」である費用と成果(≡ここでの給付—田島)と「貨幣的・價格的な概念」である支出と収入とは質的に性格を異にする計算対象をなすにもかかわらず、シュマーレンバッハの場合には費用と成果を現実に測定することが不可能かつ不確実であり、さらに費用は原則として支出を伴わない、成果は原則として収入を伴うという理由から、費用と成果を間接的に収入と支出とを以って測定するという方法がとられるに至っていることを指摘した上で、「ところで、われわれがシュマーレンバッハの論議をいまま少しく読進むに従って、費用と支出と、更には成果と収入とが実は同じものであり、或ひは少く共異質のものではなく、ただ夫々が同一の期間に屢々発生しないという相違が存するに

過ぎないかの如くに述べられているのを見出すであろう」と述べて、この点に批判的見解を示している。(中村常次郎(稿)、シュマーレンバッハ批判、二四六頁。)

(11) 故岩田巖教授は、シュマーレンバッハの利潤計算が貨幣のながれを表現する収入支出と財貨のながれを表現する費消給付という二つの異なる計算対象を有することおよび財貨のながれを把握せんとする見地からはじめて物価変動を考慮する評価の必要性が生ずることを明らかにしている。(岩田巖、利潤計算原理、同文館、昭和三十一年、二七九頁—二八三頁および二八七頁—二八九頁。)

2 貸借対照表の構成

ムシャイド(W. Muscheid)によれば、貸借対照表を専ら成果貸借対照表(Erfolgsbilanz)とみなすシュマーレンバッハの動的貸借対照表論を検討する場合には、二つの事柄が区別されねばならない。その第一は、シュマーレンバッハ貸借対照表論の評価諸原則であり、それは実質的側面(materialer Seite)をなす。第二は、消費と収益(＝給付―田島)の残高としての貸借対照表項目の考察であり、それは形式的側面(formale Seite)をなす。ここでも一応この考え方にしたがって、まず第二の形式的側面からみていくことにする。

支出と費消、収入と給付の間の期間的なずれを調節する緩衝器という見地から貸借対照表の構成を明らかにするために、シュマーレンバッハはまず費消と支出、給付と収入との関連をつぎのように確定する。まず支出は、①同じ期間に費消となるもの、②後の期間に費消となるもの、例えば未經過保険料、③以前の期間にすでに費消となっている

もの、例えば固定資産税という三様の関係において費消と関連する。これに対して、収入も同様に、①同じ期間の給付から生ずるもの、②後の期間の給付から生ずるもの、例えば前受金、③以前の期間の給付から生ずるもの、例えば売掛金の回収という三様の関係において給付と関連する。これを利潤計算のための記入について考えれば、つぎの十種の場合が生ずる。1、費消現在・支出現在、2、費消現在・支出将来、3、費消現在・支出過去、4、支出現在・費消将来、5、支出現在・費消過去、6、給付現在・収入現在、7、給付現在・収入将来、8、給付現在・収入過去、9、収入現在・給付将来、10、収入現在・給付過去がそれである。ところで、これらの場合には、期間計算においてはすべての費消（給付）が当該期間が将来または過去の期間において支出（収入）であるという原則が貫徹されている。しかし、かれによれば、この原則の妥当しない例外的な場合がある。ここで例外的な場合としてあげられるのは、

消極	支出
1	費消未支出
2	収入未給付
3	収入未支出
4	費消未給付

1、費消現在・給付将来、2、給付現在・費消将来、3、支出現在・収入将来、4、収入現在・支出将来の四種の場合である。第一は、当該期間に修繕の必要が生じたが実際に修繕が行なわれたのは次の期間である、というような場合であり、第二は、当該期間に生産された製品が次の期間に自家消費されるような場合である。第三の場合の例としては費消によって解消されない支出である資本償還があげられ、第四の場合の例としては給付によって解消されない収入たる資本の払込みがあげられている。

このようなありうべき場合から、支出と費消、収入と給付とを結びつける場合期間のずれを考慮するために必要とされる結合帯として、第一表のような貸借対照表項目が設定される。こ

第一表

積極	費消
1	支出未収入
2	給付未収入
3	支出未収入
4	給付未費消
5	貨幣

第二表

計算の場合 (Verrechnungstfall)	貸借対照表	損益勘定
1. 費消現在・支出将来	貸方項目発生	借方項目
2. 費消現在・支出過去	借方項目消滅	借方項目
3. 支出現在・費消将来	借方項目発生	—
4. 支出現在・費消過去	貸方項目消滅	—
5. 給付現在・収入将来	借方項目発生	貸方項目
6. 給付現在・収入過去	貸方項目消滅	貸方項目
7. 収入現在・給付将来	貸方項目発生	—
8. 収入現在・給付過去	借方項目消滅	—
9. 支出現在・収入将来	積極発生	—
10. 支出現在・収入過去	消極消滅	—
11. 収入現在・支出将来	消極発生	—
12. 収入現在・支出過去	積極消滅	—
13. 費消現在・給付将来	消極発生	借方項目
14. 費消現在・給付過去	積極消滅	借方項目
15. 給付現在・費消将来	積極発生	貸方項目
16. 給付現在・費消過去	消極消滅	貸方項目

これらの諸項目のうち、貨幣について、かれはとくにつぎのように注釈を加えている。貨幣は基本的には他の経済的手段と異ならないが購入されたものではない。しかし、その意味にしがたって購入されたものであるかのように取扱うのが妥当である。(S. 17~23)。

このように貸借対照表項目を設定したのちに、かれはそれが本来の利潤計算 (eigentliche Gewinnrechnung) をなす損益計算 (Gewinn- und Verluſtrechnung) とのどのような関連を有するかを第二表のように表示している。シュマレーンバツハによると、貸借対照表および損益計算の役割をこのように本来の利潤計算とすべての未解消の収入・支出および費消・給付の計算に求めるとき、そのことによつて資本勘定は特別な内容をえるに至る。すなわち、貸借対照表における資本勘定は財産の価値を示すものではない。なぜなら、財産は、それが経営内にあるかぎり、その経営の価値以上のものではないのであり、一経営の価値は収益をもたらずその能力によつて決定されるが故に、一経営の価値を決定しようとするればそのありうる収益を把握するように努めねばならない。だが、貸借対照表はそのようなことを行なうわけ

ではなく、したがってその資本勘定は企業の価値をもまた財産の価値をも表現しないからである。資本勘定は資本の
払込みおよび払戻しと利潤留保によるその増減のみを示し、そのかぎりて財産の状態を示すにすぎないのである。
(S. 27~30.)

このようなかれの考え方は、企業に存在する財産の価値は個々の構成部分の個別的価値ではけっしてなく、それら
が結合されて生み出す利潤によってのみ測られるという考え方を示している。それは一九二二年に出版されたかれの
著書『財務論 (Finanzierungen, 2. Aufl., Leipzig 1912)』第二版に第一章として追加された『企業の評価 (Die Bewertung
einer Unternehmung)』において詳述されている。そして、そのような企業財産の価値に関する考え方が損益計算の補
助手段としての貸借対照表という考え方の裏側にあつて、この考え方を徹底させ、いわゆる評価論の中心を財産評価
から費消・給付の評価に転化させることになつてゐるのだと解せられる。⁽⁴⁾

貸借対照表の形式的構成に関する以上のようなシュマールレンバッハの見解に対しては、その後かなりの批判が寄せ
られ、シュマールレンバッハ自身もやがて貸借対照表項目の設定を修正することになる。⁽⁵⁾だが、この点は当面の目的と
は直接関係がないので、ここに指摘するに止めておきたい。ただ、ムシャイドのいわゆる形式的側面は、すでに指摘
したように、費消・給付計算と支出・収入計算とは期間的にずれを生じるためにのみ期間計算においては後者を以つ
て前者に代えることができないのだ、という基本的思考に支えられて成立していることが忘れられてはならないであ
らう。こうした基本的思考からすれば、ムシャイドのいわゆる形式的側面の規定はいわゆる実質的側面の内容をも規
定することになるはずだと考えられるのである。ところが、ムシャイドが区別しているように、シュマールレンバッハ

においては形式的側面と並んで実質的側面が論ぜられている。したがって、つぎに後者の内容を見るとともに、両者の関係を明らかにする努力が要請されることになるであろう。

(1) Vgl. W. Muscheid, Schmalenbachs Dynamische Bilanz—Darstellung, Kritik und Antikritik, Köln u. Opladen 1957, S. 9.

(2) なお、シュターレンバッハは第三版において、貸借対照表図式の各項目に該当するものを次頁の表のように示している。
E. Schmalenbach, Grundlagen, 3. Aufl., S. 93.

(3) もっとも、別のところでは損益計算を利潤計算の補助手段 (Hilfsmittel) とも称している(S. 26.)。

(4) 「かように評価論においては評価されるべき対象が貸借対照表項目から損益計算の項目へ移動してきた。この転向の一角に立つのがシュターレンバッハである。かれの場合には評価論の中心が、一部分、貸借対照表から損益勘定へ引込まれていゝ。」(岩田巖、前掲書、三〇一頁)

(5) この点についてはつぎの書物を参照されたい。

谷端長、前掲書、とくに第二部および第三部。

W. Muscheid, Schmalenbachs Dynamische Bilanz, a. a. O.

W. Lehmann, Die dynamische Bilanz Schmalenbachs—Darstellung, Vertiefung und Weiterentwicklung, Wiesbaden 1963.

積 極	消 極
<p>1. 支出未費消 購入された設備、それが損耗と他の減価を受けるかぎりで消費されていない材料と補助材料 前払いされた保険、利子他 試験費、準備費などのための配分可能な支出</p> <p>2. 給付未収入 自家製の設備、それが使用後に売られるかぎりで製品 給付に由来する債権</p> <p>3. 支出未収入 購入された設備、それが使用後に売られるかぎりで純粋な商業における商品在高提供された貸付 購入された有価証券など</p> <p>4. 給付未費消 自家製の設備、それが損耗と他の減価を受けるかぎり 自家利用のための半製品と製品 試験の対象のための配分可能な給付</p> <p>5. 貨幣</p>	<p>6. 費消未支出 仕入先に対する負債 おくれた修繕のための期待される支出 以前の課税理由のために支払われるべきあるいは期待される租税 - 他者の、消費されたが未だ支払われない給付に対する利子</p> <p>7. 収入未給付 顧客の前払いなど</p> <p>8. 収入未支出 受け入れられた貸付 受け入れられた資本</p> <p>9. 費消未給付 おくれた修繕のための将来の給付</p>

3 費消および給付の把握

貸借対照表に関する「形式的側面」としては、主として貸借対照表が利潤計算の手段としてどのような役割を果し、またその見地からその各項目はいかに解釈されねばならないか、という問題が取り扱われた。これに対して、「実質的側面」としては、「形式的側面」と関連しつつも、主として、利潤が経済性の尺度であるべきならば、利潤の構成要素たる給付と費消とはどのようなものとして考えられ、またいかに把握されねばならないかという問題が残される。そこで、シュマールレンバッハは『動的貸借対照表論』の後半を給付および費消、とりわけ費消の規定と把握方法を論ずることにあてている。費消について、かれはまずその概念を明らかにしたのちに、価値変動⁽¹⁾を考慮しない場合の費消の把握方法を論じ、ついで費消計算に対する価値変動の影響の問題を取り上げている。

(1) シュマールレンバッハは、一九二五年の第三版以後、貨幣価値変動と物財価値変動とが給付および費消に及ぼす影響を取り上げているが、この論文では後者のみを取り上げている。その間には、明らかに、第一次大戦後ドイツ経済の経験した激しいインフレが反映されていると考えられる。E. Schmalenbach, Grundlagen, 3. Aufl., S. 145 ff.

(1) 費消概念の規定

費消の概念を規定するに当って、シュマールレンバッハはかれのいわゆる費消が通常用いられている意味をそのままに受け入れた概念ではなく、「正しい利潤、すなわち経済性の尺度として役立つ利潤を算定しうるために費消でな

ければならないもの」(S. 32)だとする。この見解によれば、かれのいわゆる費消概念の規定は、経済性が費消の特質を規定しようように厳密に規定されてはじめて可能になるはずである。だが、かれのいわゆる経済性はそのように厳密に明示的に規定されているわけではない。そこでかれは費消の概念をつぎのように簡単に規定する。「費消は費消されたものである (Aufwand ist, was aufgewendet wurde.)。それは経営によって費消されることを要しない。企業の財貨が失なわれた (verloren gehen) ときには、原因がなんであるかにかかわらず、費消にかかわっているのである」(S. 32)と。これによれば、企業において、原因のいかんにかかわらず財貨が失なわれるとき、そこに費消が発生するわけである。

このような簡単な規定に続いて、かれは費消について疑義の生ずる三つの場合を取り上げて説明する。偶発的費消 (Zufallsaufwand, Zufallsaufwendungen) 利子 (Zinsen) および贈与物 (Geschenke) がそれである。

偶発的費消はとくにできるだけ大きな比較可能性という原則から問題とされる。例えば一顧客の破産というような異常な事態によって生じた費消を当該一期間に負担させることは、そうした事態が異常であればあるほど、その結果として算定される利潤の比較可能性をそこなうことになる。そこで、そうした偶発的費消を計算上で平均化する方法として、かれはそうした偶発的費消に備えるための引当金 (Rückstellung) の設定をあげている⁽¹⁾。ここでは、費消されたものが費消であるという規定は全体計算においてはそのまま妥当するにしても、期間計算においては限定されざるをえないことが示されている。もとより、そうした限定は算定される経済性の値に影響を及ぼす。そして、そのような限定が比較可能性の見地からなされる。そこで、比較可能性の原則は費消の限定方法を規定することを通じて費

消の内容、したがってまた経済性の内容にも影響を及ぼしているわけである。

利子に関して問題とされるのは、企業者利潤の中に含まれるものとされて利子としては支払われない部分である。

この点について、かれは、経済性の尺度としての利潤はなんらの費消要素をも含まない純利潤 (Reingewinn) でなければならぬという理由から、企業者によって提供された資本もまたその経済的価値に対応する反対給付すなわち利子を支払われるべきだと考える。同様な思考過程から、企業者の労働給付の価値に対応する報酬もまた費消として把握されねばならないことになる。ところが、かれによれば、自己資本利子はつねに費消として算入されるわけではなく、つぎの二つの場合にはそれは費消計算から除かれうる。第一に、一般に、相対的な利潤額が大きな意義をもつ場合には、絶対的ならびに相対的に変動しない費消は利潤計算から除外されうる。とくに、自己資本利子については利子率の選択が恣意的となり、不確実性を生ずるが故に、利潤計算からの自己資本利子の排除が要求されねばならぬという技術的原則 (Kunstregel) が成立しうるのである。そして、第二に、より重要な根拠として、関係づけの対象 (Beziehungsgegenstand) が考えられる。すなわち、すべての利潤計算は最終的には関係づけの対象を必要とし、その対象が利潤計算において最終的計算目標を規定する。シュマーレンバッハはそうした関係づけの対象を選ぶ原則として、「成果計算の最善の関係づけの対象は最小抵抗の場所または対象でなければならぬ」(S. 38) と主張する。この原則は、例えば一企業の発展が資本の不足によって阻まれていたならば、資本が関係づけの対象でなければならぬということの意味する。しかも、比較可能性の原則から、継続的に阻害要因をなす対象のみが問題となりうる。そのような対象をかれは第一次的に企業資本に認める。そこで、資本に関連して利潤がどれほど多いかが計算される

ことになる。そうした場合には自己資本利子を費消として計算することは不必要であるばかりでなく、攪乱をもたらすものである(5. 36~39)。

ここで、シュマーレンバッハがあげている第二の理由に関してはつぎのような疑問が生ずる。すなわち、ここでは経済性の尺度が自己資本利潤率に求められている。だが、その場合にも自己資本に対して他人資本なみの利子を支払ったのちの「純利潤」対自己資本比率はなぜ不適當なのかというのがそれである。これについてかれは説得力ある根拠をあげていない。これに対して、第一の理由は二つの部分に分けて考えられねばならない。その一つの部分は期間的にみて相対的な利潤の大きさが重要であるという点であり、他の部分は自己資本利率が不確実性を含むという点である。この後者については、例えば費消計算に当っては自己資本利率を他人資本利率と同率とするという技術的な処理も考えられる。だが、シュマーレンバッハはこのような方法にはふれずに自己資本利子の算定には不確実性が伴うとする。そして、前者は、共同経済的な経済性を個々の期間について正確に把握しようとするのかそれともその正確性を犠牲にしても期間的な比較可能性を重視しようとするのか、という問題に還元される。個々の期間の経済性を把握するために例えば上述のような技術的な処理が行なわれうることを想起すれば、上の問題に対するシュマーレンバッハの態度は明らかであろう。かれは、個々の期間の経済性の正確な測定よりも、期間相互の経済性の比較を重視しているのである。

贈与物が問題となるのは贈与された財貨が費消された場合である。その場合にはその財貨が購入された場合と同様に費消とされ、贈られたこと自体は企業への給付となる。そこで、給付と費消とは全体計算においては相殺されること

になる。しかし、期間計算においては、贈与を受けることと費消とが同一の期間に発生するとはかぎらず、したがって贈与を受けた財貨についての計算を行なわねばならない(S. 39~41)。それは給付未費消として処理されることになる。すると解せられるが、その給付は収入によって解消されるわけではなく、それをどのように評価するかは一つの問題となるであろう。

(1) かれは、そのように計算上の平均化を要する偶発的費消の具体的内容を一般的に規定することはできないとし、とくに重要なものとして修繕・維持費、とくに偶発的な原因によって発生した修繕費をあげている(S. 34)。

(2) 費消の把握

シュマーレンバッハの貸借対照表の位置づけから、費消は支出に関係づけられて把握されることが明らかである。かれによると、この関係から費消計算はつぎの三点を確定しなければならない。すなわち、1、期間的に費消された対象、2、この対象のための支出、3、考慮されるべき価値変動がそれである(S. 41)。費消が支出に関係づけられて把握されるときに、ある期間に費消された対象とその対象を取得するために行なわれた支出が確定されねばならないことは容易に理解されうる。しかし、その見地からは、価値変動が考慮されるべきだとされていることは理解されない。そこには異質の見地が示されているのである。

シュマーレンバッハによれば、費消把握の技術は費消計算を支払い信用過程に結びつけられるかぎりで統一的に発展してきた。そこで、費消計算は、通常、財貨の消費という事実からではなく支出の把握から出発し、ついでその支出によってえられた財貨の消費の計算的把握が行なわれる。計算期間にしたがって費消の決定を行なう方法として、

第一例 価格低下の場合

年	計算の場合	貸借対照表	損益勘定
1910	支出 1,000 マルク	1,000 マルクの積極発生	—
1911	価格低下 100 マルク	100 マルクの積極消滅	借方項目 100 マルク
1912	消費 900 マルク	900 マルクの積極消滅	借方項目 900 マルク

第二例 価格上昇の場合

年	計算の場合	貸借対照表	損益勘定
1910	支出 1,000 マルク	1,000 マルクの積極発生	—
1911	価格上昇 200 マルク	200 マルクの積極発生	貸方項目 200 マルク
1912	消費 1,200 マルク	1,200 マルクの積極消滅	借方項目 1,200 マルク

初期シュマールレンバッハの「技術論」的経営学

二一一

かれは、1、出入計算 (Skontration) 2、実地棚卸し計算 (Belundrechnung)、3、耐用期間に基づく計算 (Lebensdauerrechnung) および 4、不規則な把握 (irreguläre Erfassung) をあげ、とくに耐用期間に基づく計算である減価償却について詳論している (S. 41 ff.)。

収入・支出に結合された給付・費消の計算として利潤計算が行なわれる場合、利潤計算の時点と収入・支出の時点との間に生じた価格の変動すなわち価値変動が利潤計算において考慮されねばならない場合が生ずる。こうした価値変動が利潤計算に対して及ぼす影響についてシュマールレンバッハは二つの側面から論じている。第一はそれが処理される計算技術的側面であり、第二はいかなる価値変動がいかなる事情の下に期間計算に影響を及ぼしうるかという内容にわたる側面である (S. 30 u. 80.)。

第一の側面に関しては、かれはつぎのような例についてその計算的処理を示す。まず価格低下の例として、一九一〇年に一〇〇〇マルクで購入された材料の価値が一九一一年に九〇〇マルクに低下し、一九一二年に消費された場合には上の第一例のように処理される。逆に価値上昇の例としては、一九一〇年に一〇〇〇マルクで購入された材料の価値が一九一一年に一二〇〇マルクに上昇し一九一二年

に消費された場合があげられ、その処理が前頁の第二例のように示される。こうした例示に関連して、シュマールレンバッハは、このようなすべての価値変動は費消の価値を費用 (Kosten) から完全に解き放つものではなくて、期間的ならずれ (periodische Verschiebungen) をもたらすにすぎず、期間を考慮せず全体としてみれば、費用額 (Kostenbetrag) が費消の尺度に止まる、と主張する。ある期間の価値変動が費消あるいは給付に附加するものは、その価値変動によって他の期間の費消あるいは給付から控除されるからである (S. 30~32)。

このかれの説明における費用および費用額はこれを支出および支出額と同一視することができる。そして、この例示によれば、価値変動は収入・支出を伴わずに給付・費消を発生させるとともに、消費された財貨の価値はその財貨の取得に要した支出によってではなくその財貨の時価によって評価されることになる。こうした事情を、費消が支出から解放されるわけではない、と説くシュマールレンバッハの主張はいかにも無理である。ここにみられる「期間的ならずれ」は取得期間と費消期間とのたんなるずれとは異なり、個々の期間の経済性の指標に実質的な影響を及ぼす。そうした実質的な影響は、シュマールレンバッハの指摘するように、全体としてみれば、すなわち全体計算においては相殺されてしまう。しかし、そうした全体計算では不十分だからこそ期間計算が必要とされ、そのためにこそ貸借対照表が必要とされるのだというかれの立場からすれば、全体として、「期間を無視すれば」相殺されるという主張は論理的矛盾を含む。この例に示されるような場合には、明らかに支出は費消の尺度ではありえなくなるのである。そして、このように支出から費消が解き放たれるとき、比較可能性の原則はなにによって貫徹されるのであろうか。その問題は評価原則の問題と密接な関連をもつことになるであろう。

価値変動が利潤計算に対して及ぼす影響に関する第二の側面については、まずそれを研究する方向が「利潤計算が経済性のできるだけよい尺度であるためには貯蔵されている費用対象の価値変化はいかに取り扱われねばならないか」(S. 80)にあるとされる。シュマールレンバッハは、価値を費用価値 (Kostenwert)、時価 (Zeitwert) —— それほさらに購入時価と販売時価とに細分される ——、取替価値 (Ersatzwert) およびできるだけだけ大きな安定性 (die größtmögliche Stabilität) を求めることに由来する価値の四種に分類する。そして、そのいずれが貸借対照表の課題を最もよく果すかは一般的に規定されうる問題ではなく、対象の種類と事情によって異なるとする。(S. 83) そこで、いかなる種類の対象にいかなる事情の下でいかなる価値が附せられるべきかが検討されねばならないことになる。⁽¹⁾

費消対象の評価に関連して、かれは費消対象をまず経営対象 (Betriebsgegenstände) と転換対象 (Umsatzgegenstände) とに分類する。前者は商人が経済的職分を遂行するために用いる手段であり、後者はその目的物 (Objekt) である。この後者が購入される市場と、それがそのままあるいは加工されて販売される市場とにおける価格差にその商人の経済的活動の余地がある。同時にこの価格差に対してはすべての価格変動が直接的に影響を及ぼす。そこで、この種の財貨の経営内に存在する在庫の評価は非常に強く価格とその動きに依存することになる。これに対して、経営対象は通常ずっと長い期間にわたって経営内に止まるので市場に対する関係はゆるやかになる。こうした事情からかれは評価の問題をこれら二群の対象について別個に論ずることになる (S. 87~88)。⁽²⁾

転換対象の評価については、かれによると時価主義および原価主義という二つの見解が対立している。そのいずれが妥当であるかを決定するために、かれは転換対象をさらに細分して、そのそれぞれについて検討する。その際、か

れは、「通常一企業の転換の対象であるような対象に対しては、その在高を時価で評価するに当って、自明のことながら購入時価のみが、必要な場合には購入と製造の費用だけ増額された購入時価のみが問題となりうるのであって、販売時価ではない。動的計算はこの類に、後にはじめて費消となるべき費消されていない対象のみを認める。それを販売価格で計算しようとするならば未だ獲得されていない利潤を算入することになる」と述べている(5. 81)。

まず、投機的目的をもって調達された対象については時価が計算価値 (Verrechnungswert) とみられるべきである。それは、この場合には時価が期待された価格上昇の風する期間、したがって投機的目的が一期間内にどの程度達せられたかを示すのに役立つからである。ただ、こうした投機の対象の中でもその時価が明確に把握されえないもの、例えば土地については費用評価が用いられる。すなわち、ここには一種の確実性の原則が適用されているのである。

さらに、価格差を利用するために在庫を保持するけれども、例えば小売商が顧客の需要に応えるために種類のとり揃えられた在庫を保つ場合のように、価格投機の要素をもたないものについては別様の評価が行なわれる。この場合には、すでに経過した期間から新しい期間への商品在高の引渡しは価格変動の考慮なしに行なわれる。このような経営においては、現実には種類的に品揃えされている商品在庫はその経営にとって不可欠な販売不可能な財産である。そうした財産の正常な在高 (normaler Bestand) はこれを設備対象 (Anlagegegenstand) として扱い、それを超える変動的な超過在庫のみを時価⁽⁵²⁾で評価するのが妥当なのである。そして、恒常在高 (eiserner Bestand) とも呼ばれるこの正常な在高に対しては、不変の価値を付することが提唱される。しかも、かれによれば、恒常在高がどの期間においても同一不変の価値を付せられる場合には、その価値がどのような価値であるかは利潤計算に影響を及ぼさ

ず、したがってどのような価値が選択されるかは殆んど意義をもたない。そして、恒常在高のこうした評価法は経済性の正しい計算にとって時価あるいは原価による評価よりもよい方法をなすのである。⁽⁴⁾ただ、この方法を実際に適用するには技術的な困難も大きく、なお一層の検討が必要であることをかれも認めている。

こうした品揃えのための在庫 (Assortmentlager) を有する経営がその恒常在高を固定された価格で計算しない場合に費用価値と時価のいずれをとるべきかについて、シュマーレンバッハは一般的には答えることができないとしながらも、在庫量の変動が激しい場合には一般に時価が好まれ、それが小さい場合には費用価値が適用されるべきだとする。ただし、そうした場合には実務的な考慮、例えば費用価値確定の難易が評価方法を選ぶのに決定的であるとされる。⁽⁵⁾

商業営業における品揃え在高に匹敵するものとして、製造経営の材料および半製品の正常在庫ならびに製品の品揃え在庫が存在する。この部分に対しては、恒常在高の考え方をそのまま適用しうる。これに対して、それを超える在高あるいは変動の大きい在高に対しては時価を適用するのが妥当とされる。

これに対して、受注され未だ果されない注文のために調達された材料に対しては、時価ではなく費用価値が妥当とされる。なぜなら、受注はその時の時価に基づいており、そのための材料の購入もまたそれに立脚しているのであるから、その材料を費用価値で評価することによって受注および材料購入が行なわれた期間の行動が他の期間に影響を及ぼすのを避けうるからである。

以上のことから、シュマーレンバッハは、動的貸借対照表における転換対象が時価あるいは費用価値による評価の

いずれかを妥当とするとは、一般的には言われえないし、またさらにそれと並んで第三の不变の価値を付することも考慮されねばならないとする(S. 88~95)。

このようなかれの所論のうち、受注されたがまだ果されていない注文のために購入された材料が費用価値で評価されるべしとする論拠は、そうした評価が経済性の測定にとって適切である点に求められているわけではなく、専ら他の期間に及ぼす影響を避けるという点に求められている。基本的には、財貨はある時点において国民経済的な価値を有しており、この価値以上の価値を生み出しえない用途にその財貨が利用されるときには、国民経済的にみて財貨の浪費が生ずる。そして、シュマーレンバッハの場合、そうした国民経済的価値を表現するもの、あるいはそれを最も近似的に表現するものが時価に求められているように思われる。この推論が正しいとするならば、当面問題となつている場合についても、材料の時価評価が妥当とされねばならないであろう。このようにみてくると、転換対象のうち材料が「未費消」であつて、いまかりに費消されるとその価値はどれほどかを評価するのだと考えれば、評価の基礎には時価がおかれなければならないはずであり、かれ自身も理論的には時価を正しい評価基準とし、その他は実際上の理由から妥当であるとしているにすぎないものと解せられる。シュマーレンバッハ独自のいわゆる恒常在高の考え方に基づく評価方法にしても、それは一方において恒常在高の実体的維持を招来させるとともに、他方においてその方法が適用される財貨の費消に関する評価は時価評価に接近することになるのである。

ところで、初版においては明示されていないが、第三版に示されている例を参照すると、シュマーレンバッハの貸借対照表図式においては、転換財産は支出未費消、給付未収入および支出未収入という三項目のいずれかに含まれる

ものと解せられる。その場合、特定種類の転換対象がこの三種の項目のいずれに含まれるかということ、その対象の評価基準とはどのような関連をもつのであろうか。あるいは、その両者の間にはなんの関連も存在しないのであろうか。この点に関して、かれは明示的にはなんの説明も行なっていない。だが、転換財産に対して考慮されうる時価は購入時価のみである、というシュマーレンバッハの言葉が理論的なものとして受けとられるならば、ある対象が貸借対照表図式のいずれの項目に属するかということとその評価基準がなにも求められないかということとの間にはなんの関係もないように思われる。なぜなら、例えば純粹な商業において扱われる商品は支出未収入の項目に含められるのであるが、それが購入時価で評価されるとすれば、その評価は支出とも将来の収入ともなんら関係のない基準によって行なわれたことになるからである。もっとも、ここで検討の対象になっているものが『費消の把握』という標題の下で述べられているシュマーレンバッハの見解であることを考えれば、「支出未収入」というような費消と関係のない項目についてかれがここで論じていること自体が誤りであって、購入時価のみが考慮されるという言葉は転換財産一般ではなく、「未費消」という項目に属する転換財産に対してのみ理論的に妥当すると考えるべきであるかも知れない。そのように考える場合には、転換財産のうち「支出未費消」という項目に含まれる部分が購入時価で評価されるといふことは、そのような財貨の「未費消」という性格に着目して、いま消費されればどれだけの価値費消が生ずるかという観点から、評価基準が購入時価に求められるのだと解釈することができる。そして、そのような解釈は共同経済的にみて財貨の浪費を防ぐという経済性の原理とも一致するであろう。ところが、このような時価評価はその結果として当該財産の価値を支出から切り離す作用をもつ。そして、それは貸借対照表をもって支出・収入計算

と費消・給付計算との期間的、なずれを調節する緩衝器だとする見解とは矛盾することになる。このことは、シュマーレンバッハの設定する貸借対照表原則とかれの提唱する経済性原理との間に矛盾が存在することを示しているものと考えられるのである。

経営対象⁽⁶⁾の評価に関してシュマーレンバッハは時価評価を排する。かれによれば、それを時価で評価すれば利潤計算は経営対象が受けた全価値変動を自身に作用させることになり、その結果その利潤計算は企業の経済性の像をけつして与えないことになる。詳言すれば、すべての投資対象(Anlagegegenstand)の価格上昇はそこから将来のより高い利用価値を期待することによって生ずるものであるから、この種の利潤計算においては現在利潤(Gegenwartsgevvinn)の中に将来利潤(Zukunftsgewinn)が算入されることになるのである。これに加えて、かれは貸借対照表作成の実務においても、設備を変動する時価で評価することが全利潤計算をくずすものだという正しい認識に基づいて、それを吟味することすら行なわれていないという事情を指摘する。ところが、かれによれば、このように経営対象を原価で評価することによってあらゆる事情の下で純粹に理論的に異論のない基礎がえられるわけではない。例えば、機械の価格が調達価格の二倍に上昇し、その上昇した価格で取替調達が行なわれなければならないとすれば、その機械を十分のだけ消耗する期間は、正しく計算するには、原価の十分の一ではなく取替費用の十分の一を負担しなければならぬ。そして、取替費用自体は未知であるが、多くの場合その尺度としては原価よりも時価が妥当である。そこで、比較的長い将来の期間にわたって使用される経営対象の価格上昇に当っては、その価格上昇がそのまま利潤を増加させないにしても、その機械の償却はそれが高く購入されたかのように行なわれるのが妥当であろう。この方法を探る

場合には、機械の価格が上昇した期間はその上昇によって不利益を受けることになるが、それですべてうまくいくであらう(S. 95~96.)。すなわち、ここでシュマーレンバッハは取替えという見地から時価償却の妥当性を理論的には一応認めているのである。

だが、かれは理論的に妥当なこうした時価償却が貫徹かれえないと考える。それは、最終的にはこの方法が費用と費消との関連に由来する困難に直面するからである。すなわち、機械は原価で記載されており、その額のみが償却されるべきはずであるから、それより高い時価に基づく償却は償却期間の短縮をもたらす。そこで、その機械の償却が終っても耐用期間に達せず、その残存耐用期間については、償却が行なわれずにその残存期間がそれだけ有利となるか、または償却額に同額の利潤が対置され、したがって積立金が形成されることになる。この後者の場合、この積立金に表示された利潤は、それが一度は算出されねばならないとすれば、その剰余価値(Mehrwert)が発生した年度に帰属させられるのが最善である。かくして、すでに拒否された時価計算に再び立ち戻ることになる。この関連においてシュマーレンバッハは、価値計算においてわれわれを收支計算に結びつける継続性の原則が、より良い原則に代えられるべきか否かを自問し、機械剰余価値(Maschinenehwerter)を機械勘定と資本勘定に記入し、その手続きによってそれを損益勘定から除外する方法を提唱する。すなわち、利潤増加と資本増加とが区別され、したがって本来継続性の原則を基礎づけていた「全体計算の結果と期間計算の結果の合計との一致」という考え方が破られるわけである。だが、かれによると、そのような計算方法には硬直した商人の慣習が対立する。そして、かれ自身、このような個別的問題でそうした慣習をゆるがすことを欲しない、という立場をとる。かくして、設備に対しては一般に時

価よりも原価が選ばれるのである⁽⁸⁾(S. 96-98)。

経営対象ないし設備財産の評価に関する以上のようなシュマールンバッハの論述のうちには、貸借対照表項目として記載される設備財産の評価と設備財産に由来する費消項目としての償却額の大きさの把握との二つの問題が含まれている。かれが原価評価を主張している前半の部分は貸借対照表が記載される設備財産の価値把握を問題とし、理論的には時価を妥当とする後半においては設備財産に由来する期間的費消の把握が問題とされている。こうしたかれの所論のうちには、期間内に消費された財貨についてその財貨が浪費されたか否か、したがってその利用が経済的であったか否かをみるためには、それを時価で評価することが妥当であるが、消費されない部分についてそのような評価を適用することは妥当でないとする見解がみられる。この見解は転換対象に関して期間的に消費される部分の評価といわゆる恒常在高の評価との関連に関するかれの所論とも対比されうる。そして、このような二つの要請をみたすための方策として利潤増加と資本増加の区別が案出されることになるのである。だが、これによれば、前述のように期間利潤計算の結果の合計はもはや全体利潤計算の結果と一致しなくなる。ここでは比較可能性の要請が継続性の基にある考え方を破ることになっているのである。その上、このような考慮も実践の壁の前には結局取り上げられてしまっていることも見逃すことができない。

ところで、シュマールンバッハが設備財産に由来する費消把握に時価主義を採用する理由は、前述の推論とは異なっており、直接的に経済性の基準に求められているわけではなく償却対象の取替えという観点に求められている⁽¹⁰⁾。この見解に対しては、取替えという見地、あるいは少なくとも取替えに要する費用に対応するものを費消とみる考え方が経済

性とどのような関係にあるのかについて検討される必要がある。『財貨の浪費』という側面からみれば、この取替えの見地は、ある財貨の消費によって少くともその財貨の再調達を可能にするだけの収入がえられるときにはじめて、『財貨が浪費されなかった』すなわち「経済的であった」ということになるであろう。経済性がこのような財貨的思考をその基礎においていると考えられる場合には、時価償却を理論的に妥当とするシュマーレンバッハの根拠は理解されうるものとなる。そして、転換対象に関するいわゆる恒常在高の考え方もこのような財貨的思考に基づく経済性とよく対応するものと考えられる。ところが、その場合には、費消はもはや支出を介してのみ把握されるべきものではなくなり、費消計算を支出計算に結びつけるのは、単に便宜的な措置と化してしまふのである。

(1) こうした価値の問題に関連して、かれは、理論と実務において二つの偏見が存在するとして、その誤りであることを強調する。第一は、物の価値はその費用によって規定されるという考え方である。この考え方に対して、かれは「価値に関する非常に広まっているこの偏見に対して、われわれは時価が物の有用性 (Nutzlichkeit) と稀少性 (Seltenheit) に由来し、再生産可能な財貨にあっては生産費が境界、すなわちその点で新しい財貨の流入によって稀少性が終るような境界を形成することを想起せねばならない」(S. 83.) と主張する。ここで注目すべき点は、第一に、かれが価値の問題を時価の問題におきかえている点であり、第二に、再生産可能な通常の商品の場合には、時価が結局生産費によって規定されることになると考えられている点である。第一の点に関するかれの見解によれば、財貨の価値はその有用性と稀少性に由来する時価にひとしいことになると考えられる。だが、のちにみるように、この考え方は完全に貫ぬかれていたとは言えない。第二の点については、ここにいわゆる生産費が何を意味するかという問題が生ずる。そして、この点は後述の原価計算論の主要な問題である計算価値と関連する。偏見の第二は、例えば企業の価値というような結合されたものの価値が結合された個々の部

分の価値の和によつて見出されうとする見解であり、これについてはすでにふれた。(A. a. O., S. 83.)

(2) かれによると商法の二六一条に規定されている低価主義においては、最も正しい利潤計算という原則が他の目的のために破られているので、ここではそれは問題とならない。ただし、その規定におけるのは異なつた形態において低評価(Unterbewertung)の原則は一定の前提の下で動的利潤計算と一致する。(S. 88~89.)

(3) この例における商品は、第三版の例示によれば、支出未収入の項目に含まれる純粋な商業の商品に相当する。したがつて、第三版の例示にしたがえば、この場合の時価は未収入に相当する販売時価でなければならず、また、ここでは費消の把握が問題ではないであらう。

(4) 恒常在高の計算上の処理については、第三版においてやや変更が加えられている。この点については、岩田巖、前掲書、三一―一頁を参照されたい。

(5) ここでも、事実、この技術的な問題が非常に強く計算の信頼性を規定する。そして、理論的によりよい価値が比較的大きな不確実性によつて、本来劣つた価値よりもさらに劣つた価値になりうることにもなるとして実務上の技術の重要性を指摘している。

(6) シュマーレンバッハは、Betriebsgegenstand, Gebrauchssache, Gebrauchswerteを同義に用ひてゐる。

(7) ここで「費用」とはその財貨の調達に要した支出を意味し、したがつてその額は取得価値ないし原価になる。

(8) 中西寅雄教授は、シュマーレンバッハが設備財産の費消分の評価について、原理的には時価主義を正当としながらも比較可能性のための便宜から原価主義を援用していることおよびその際の「便宜」が時価算定の困難に由来することを指摘したのち、つぎのように批判を加えている。「この場合、彼は時価を解して全経済単位の時価、即ち、企業の収益価値となすが如くである。従つて、斯かる時価の算定並びにその各種財産部分への配賦は困難であり、恣意性を伴ふと云ふ。併し乍

ら、損益計算に於ける費用評価の規準としての時価は、各種財産部分の費用価値の現在に於ける価値、即ち、再調達価値であらねばならぬ。従って、設備財産の時価による評価は、何等困難ではない。それ故に、利益の比較可能性を強調する彼の立場からは、設備財産の費消分の評価、否一般に、費用評価の規準価値として、理論的にも實際的にも、再調達価値に到達すべきである。茲に彼の内在的誤謬が存する。」(中村寅雄、経営費用論、千倉書房、昭和十一年、一六六頁。)

この引用文中「費用」と表現されているものがこの論文にいわゆる「費消」であることは申すまでもない。この中西教授の主張のうち、シュマーレンバッハが費消把握に際しても時価を「全経済単位の時価」と解していたという点は、シュマーレンバッハが設備財産の時価を取替価値との関連で考慮している点からみて、これを受け入れることができない。さらに、そのうした形での時価評価が「何等困難ではない」としても、なお計算技術的、実務的困難の存することが、シュマーレンバッハをして「便宜的な理由から」原価評価を採らせた大きな理由であることも指摘されねばならない。しかし、「費消評価の規準価値として」再調達価値が少なくとも理論的には妥当であるという中西教授の批判は同意されうるものである。ただし、その場合にも、専ら比較可能性のみを強調する立場からそのような主張が出てくるのか否かには些か疑問をもたざるをえない。

(9) 故岩田巖教授は「さて貸借対照表の固定資産に関して、取得原価またはこれを基礎とする帳簿価額を継続すべしとする点においては、かれの態度ははっきりしていて、ここでは時価主義ははじめから問題にならない。ところが償却費の評価問題においては趣を異にする。かれは原価償却と時価償却の優劣を比較秤量し、しかも原価主義か時価主義かの態度を明らかに決定してないのである」と指摘し、「かような態度をとる所以は、我々が前から繰返して述べた動態学説の二面性に求めることができよう」と主張している。(岩田巖、前掲書、三〇二頁―三〇三頁。)ここで動態学説の二面性と云われているのは、それが価値計算と貨幣計算という質的に異なる計算対象をその内に包摂していることを意味している。岩田教授のこ

うした主張は大筋において妥当なものとして受けとることができる。ただ、シュマーレンバッハが理論的には時価償却を妥当としていることは事実である。中村常次郎教授は、『動的貸借対照表』第四版にそくして、「……而もなほ、原価主義か時価主義かの態度を必らずしも明確に規定したとは云ひかねるものがあつた。即ち、統一的な評価を行ひ得ることと、時間及び経営比較を可能ならしめることとの根拠からして、理論的には時価に依る減価償却が正当なものとされる。然るに、設備財産の時価の決定には困難があり、不確実性と恣意性が必ず附帯するからして、一方で得られた比較可能性がこれに依り阻害される。従つて、一般的には、より容易でありまた確実でもある取得価値が採上げらるべきものとなる」と述べている。(中村常次郎(稿)、シュマーレンバッハ批判、二六二頁。傍点は田島の附したもの。)なお、シュマーレンバッハは第三版以後においては、岩田教授の指摘しているように、固定資産の評価と償却費の評価との截別を明言しているが、初版ではその点を明言していない。

(10) 注(1)にあげた中村教授論文からの引用文にも明らかのように、シュマーレンバッハは第三版以後においては、前述のわれわれの推論のように比較可能性を高めることをもつて時価による償却を理論的に妥当とするに至っている。しかし、初版においては、時価による償却は専ら取替えという見地から評価されているのである。なお、それを否とする理由もまた第三版以後にはより原則的なものに求められるようになってゐる。

(3) 給付の概念とその把握

利潤計算において費消に対比されるものは給付である。そこで、かれは最後に給付の把握を問題としている。かれによれば、この給付の算定は非常に大きな困難を伴なう。そこで、利潤計算が提供する経済性の像は不正確とならざるをえない。例えば、発明がなされ、新しい営業関係が結ばれるなど、将来に良い影響を及ぼす経済的な行為がなさ

れるとき、それらすべては給付に他ならない⁽¹⁾。しかし、それらは一定の計算可能な価値をもたない。そこで、それらを評価しようとするならば、完全に不確実性の領域に入らざるをえない。この不確実性のためにのみ、動的計算法はこれらの給付の確定を断念する。そして、かれは、企業の給付を、収入で測定される、企業が価値的に創出したものすべて、と規定する。支出によって相殺されねばならない収入を除いたすべての収入は給付の尺度となるのである。ところで、上述のように不確実性を伴う給付が計算的把握から除かれ、利潤が計算的に把握されるにはある程度の利潤の実現が期待されねばならない、という原則が設定されると、利潤の実現の程度がどこで利潤としての計算を可能にするのかは、部分的には慣行上の問題となる。しかも、この慣行 (dieses Konventionelle) 自体は一つの重要な原則である。なぜなら、それは比較可能性を高める機能を果すからである。給付の把握に関しては、商人の計算制度において二つの原則が一般に形成されてきている。第一は、「すべての給付はその完了まで原価 (Selbstkosten) で計算され、その完了の後にはじめてそれに属する利潤が計算される」という原則であり、第二は、「他者への給付に当って完了の正常な時点は計算書の発行 (Rechnungserteilung)⁽²⁾ である」という原則である。かれは、これに対して多少の修正を施すべき場合のあることを認めつつも、その便宜性と確実性の故にそれを一般的な原則として受け入れてゐる (S. 98~101)。

このように、シュマーレンバッハは給付の把握については専ら確実性の見地から実現主義をとる。そこで、この場合には「給付未収入」の項目に属するものは少なくとも二種の異なった評価を受けることになる。すなわち、例えば、製品在高は、それが未だ販売されていず、したがって「実現されていない」が故に、原価評価 (あるいはそれに要し

た原材料と労働の購入時価?)を受け、例えば販売されて計算書が発行され売掛金となっている部分は時価評価を受ける。こうした評価が理論的に妥当と認められているのか、それとも便宜的に妥当とされるのかについては、初版においては明らかにされていない。それが理論的に妥当とされているのであれば、両者は別の項目に含められるべきであろう。その際、ここで注目するべきは、一応慣行によるとは言いながら、「給付の完了」の時点が計算書の発行を基準として決められている点である。これによれば、製品在庫はけっして「給付未収入」の項目に属することができないであろう。

- (1) 故岩田巖教授によれば、このようなシュマーレンバッハの説明には、給付の本来の意味が財貨の価値に重きをおいていること、したがってそこには財貨のながれを重視する考え方が示されている。(岩田巖、前掲書、二八二頁—二八三頁。)
- (2) 第三版では *Rechnungsausgang* という言葉が用いられ、それ以後この言葉が引続いて使用されている。(H. Schmalbach, *Grundlagen*, 3. Aufl., S. 98.)

四 原価計算論

1 経営経済学の性格と原価計算の基本問題

シュマーレンバッハの『原価計算⁽¹⁾I』という論文はつぎのような文章で始められている。「経営経済学 (*Betriebswirtschaftslehre*) の部分対象としての原価計算論は経営の経済性が最善の方法で促進される方向で原価計算を理論的

に形成せねばならない。しかし、われわれの原価計算は、ここで主張されている経営経済学の他の部分同様、問題を私経済的観点の下でみない。個別利害それ自体はわれわれには関係しない。すべての経営ができるだけ経済的に働くことが全体の利益であるが故にのみ、ここで理解されているような専門の学 (Fachlehre) がこれらのごとくするのである。

それ故、われわれの理論的研究活動に方向を与えるのは共同経済的経済性 (gemeinwirtschaftliche Wirtschaftlichkeit) であって私経済的経済性ではない。一生産者が多く儲けるか少く儲けるかはここではわれわれをわずらわせないものであって、非経済的労働によって財貨が浪費されないようにという目標のみがわれわれをわずらわせるのである。」(S. 288)

ここでシュマーレンバッハは私経済学という名称に代えて経営経済学という名称を用い、経営経済学という名称がドイツ経営学の歴史のなかでここにはじめて登場することになった。その場合、そのような名称の変更は研究の志向を規定する基本的原理についての反省にその根拠をもっており、私経済的経済性に代えて共同経済的経済性が新たに基本的原理として設定される。そこで経営経済学は共同経済的経済性という原理と不可分の関係にあるわけである。ところで、この引用文によれば、「すべての経営ができるだけ経済的に働くこと」あるいは「非経済的労働によって財貨が浪費されないように」という配慮が全体ないし共同経済にとつて利益であるが故に、それが共同経済的経済性と表現される。ところが、その内容として示されている「経済的に働くこと」や「財貨の浪費を避けること」は、それが『技術論』においても、『動的貸借対照表論』においてもひとしく主張していたところである。したがって、こ

の点に関するかぎり、ここでは前述の二論文において表明された立場が受けつがれ、ただ名称のみが内容にふさわしいものに変更されたのだと考えられる。

このように経営経済学は共同経済的経済性の観点の下で経営経済的研究を行なう。だが、それはかれの研究が国民経済学的なものであることを意味しない。かれによれば、国民経済学と経営経済学とは素材の大きな部分を共有するに止まり、その精神 (Geist) を共有しないからである。すなわち、前者は哲学的科学としての特性を有する科学であるのに対して、かれの理解する経営経済学は応用科学 (angewandte Wissenschaft) であって、その精神において国民経済学よりも化学工学や機械工学に近い。そして、一つの専門の本質を構成するものは第一次的には素材ではなく、そこで育くまれる思考である⁽²⁾。経営経済学において育くまれる思考の特質として、シュマーレンバッハは、第一にそれが目的志向的思考 (Zweckdenken) であることをあげるとともに、そうした特徴を有する経営経済的思考の育成が経営経済学の重要な課題であることを強調する (S. 258~259)。

ここでもかれは国民経済学と経営経済学との相違として、哲学的に志向する科学と技術的に志向する科学との相違を基本的なものとしてあげているのである。ところで、このように経営経済的思考が目的志向的思考であるという規定は、直ちに、それは一体どのような目的を志向するのかという疑問を生む。そのような目的が明らかにされてはじめて、それは内容をもった規定となるからである。その場合、経営経済的思考が志向すべき目的は、上述のところから、少くとも共同経済的経済性を高めることと無関係ではありえない。『原価計算』においてシュマーレンバッハがとくに強調するのは原価計算的思考であり、かれは原価計算的思考が主として経営内活動 (Betriebsgebarung)

の統制および価格計算の正しい形成にとって必要であると考えている。その際、統制の方向あるいは価格計算の正しさの判定基準が経営経済学的には共同経済的経済性に求められるべきことは申すまでもないであろう。

こうした志向をもつ原価計算は賃金計算、材料計算および成果計算とともに経営簿記の内容を構成する。このうち成果計算は一定の期間について経営過程の最終的結果の把握を旨とし、原価計算は主として成果の一構成要素たる費用を追跡し、それを給付単位に関連せしめて体系的処理にかける。そして、この両者は賃金計算と材料計算において把握された賃金と材料とが経営においてどのように転化していくかを示すように、数値を加工することを課題とする。シュマレーンバッハによれば、成果計算と原価計算との重要な相違は、第一に成果計算が継続的計算であるのに対して原価計算は継続的計算ではないこと、第二に成果計算がしばしば公式的性格によって影響を受けるのに対して原価計算は純粹に経営内の問題であってそうした影響を受けないことにある。この両者の相違は原価計算における費用と成果計算における費消の相違をもたらしことになる。すなわち、第一に特定の財貨消費が費用とはみられるが費消とはみなされない場合およびその逆の場合、第二に同一の財貨消費が異なる評価をうける場合が生ずることから、費用と費消とは、(1)両者が一致する部分、(2)費消であって費用ではない部分、(3)費用であって費消でない部分に分かれる。シュマレーンバッハは、(2)の部分の費消を中性的費消 (neutraler Aufwand)。(3)の部分の費用を附加費用 (Zusatzkosten) と呼び、(1)の部分の費用としては基礎費用 (Grundkosten)。(2)の部分の費用を目的費消 (Zweckaufwand) と呼ぶ (S. 261~265 u. 270~273)。

ところで、経営経済学の費用概念は一定の目的の追求を容易にするべき、そしてまたその目的に従属するべき概念

である。一般的に言えば、原価計算の目的は経済給付のためにいかなる財価値が消費されるかを確定することである。経済給付の生産を経済的に遂行することは経営の課題であり、それは、生産された財貨が消費された財貨に比して増加価値を示すこと、逆に生産物からさかのぼってみれば価値落差 (Wertefalle) があることを目指して行なわれねばならない。それこそが経済行為 (Wirtschaften) の意味である。そして、具体的には、この価値落差を個別的な給付に関して計算的に追跡することが原価計算の課題である。そこで、原価計算における費用にとっては、製造過程あるいは販売過程によって財貨が消費されたか否かが問題であり、貨幣支出が問題なのではない。ところで、財貨消費を価値的に把握する場合に必要とされる評価には様々な可能性がある。そこで、その中から特定の評価を選択するためにはそのための指針が必要となる。そうした指針をシュマーレンバッハは最大の比較可能性の原則 (Prinzip der größten Vergleichbarkeit) に求める。かれによれば、成果計算におけると同様に、原価計算においてもその数値が尺度性を失なうときその価値の最も重要な部分を失なうのであるが、その尺度性は比較可能性を意味する。なぜなら、原価は原価によってのみ測られるのであって、そのためには原価計算によって計算された数値が比較可能でなければならぬからである。そして、「原価計算の意味における費用は一給付のために消費された財貨の比較価値 (Vergleichswert) である」と定義され、「さらに、比較可能性の原則は消費された財貨のために支払われた価格から費用概念を導出しないように強要する。この価格には偶然的なものがつきまとう。……その価格に特別な計算価値 (Kalkulationswert) を代替させ、この計算価値の概念を比較可能性の原則から展開させることが必要である」と言われることになる (S. 267 ~ 270 u. 274)。すなわち、消費された財貨の比較価値は比較可能性の原則から展開される計算

価値に求められるのである。

このようにして、シュマーレンバッハは原価計算における様々な費用評価の方法、したがって様々な手続き原則の評価基準を比較可能性の原則に求めることになる。本来シュマーレンバッハの立場から言えば、特定の問題解決のための様々な手続き原則の評価はどの原則が共同経済的経済性の高揚に最も貢献するかという見地から行なわれるべきはずである。この立場からすれば、費用評価が比較可能性を高めるといふ見地から行なわれることによって、他のいかなる見地から行なわれるよりも共同経済性の高揚に寄与することになるはずである。そして、そのようなものとして、具体的に計算価値が設定される。ところで、その計算価値は、少なくとも上述のところによれば、形式的に価格に伴なう偶然性を除去することによって経済活動から本来的に生ずる価値の犠牲を把握し、それによって比較・選択をその本質とする経済行為の基礎を正しく形成するべきものである。そこで、共同経済的にみて経済行為における正しい判断は価格に伴なう偶然性が除かれた価値に基づいて下されることになる。そこで、そのような価値がいかなる意味で共同経済的経済性の判断基礎を提供しうるものであるかがさらに問題となろう。そして、この問題は価格に伴なう偶然性除去の方法、したがって計算価値の実質的規定の問題と無関係ではない。

以上のことから窺知しうるように、シュマーレンバッハのこの論文においては計算価値が中心的な役割を占めているものと考えられる。その場合、計算価値は、一方において生産要素の消費に関して問題とされ、他方において生産要素の結合から成る製品の原価の把握ならびにその価格設定に関して問題とされる。

(1) この節では『原価計算Ⅰ』への参照は本文中に頁数のみを記入して示す。

(2) 中村常次郎教授は、ここでシュマーレンバッハが用いている「精神」という言葉について、「其の場合の精神とは思惟の方法を指すものである」と指摘している。(中村常次郎(稿)、共同経済的経済性の規準、四一頁。)

(3) シュエンブルークは、「費用評価の問題、より正確には、経営の経済的活動のための手段としての評価の問題がこの理論的考察の重点にあるものである。経済行為は選択行為であり、個々の選択過程は評価を前提する。この評価の結果をシュマーレンバッハは計算価値と呼ぶ。計算価値の形成とそれが経営形成に及ぼす作用との法則がかれの費用理論の中核を形成してゐる」と指摘して居る。(F. Schönflug, a. a. O., S. 262.)

2 生産要素の費用と計算価値

生産要素の評価にかかわる計算価値の問題を取り上げるに先立って、シュマーレンバッハは経営における経済行為についてやや詳しく説いている。かれによれば、経営は国民経済の部分として生産要素の取得と製品の販売の二側面において国民経済的な価格と結びついている。しかも、通常その価格は経営が与件として受け入れねばならないものであり、それが費用ならびに給付に対する尺度となる。だが、そのような関連の中にあっても経営経済は独自の生活を営み、そこには経済性の法則ないし経済法則が働く。それは経済行為が生活の前提をなすからである。すなわち、経済的法則は諸素材についての合理的な選択のうちに具現し経済行為を成立せしめるのである。このような素材の選択は有機体においては刺戟器官(Reizorgan)に委ねられる。そして、かれは経営における刺戟器官として計算部(Kalkulationsbureau)を想定する(S. 274~275。)

有機体において、したがってまた経営においては、かれによると三重の選択可能性 (eine dreifache Wahlmöglichkeit) が存在する。複数の利用目的間したがって製品間の選択、製品と費用との間の比較選択ならびに費用と費用との比較選択がそれである。費用と費用との比較は最も低廉な調達場所ならびに生産方法を明らかにし、費用と製品との比較は生産の可否を決定させる (§. 276)。利用目的間の選択は生産要素の供給が阻害される場合および流入する生産要素が過多であって消費に対応してそれが抑制されない場合に行なわれる。前の場合は阻害された調達 (gehemmte Beschaffung) 後の場合は阻害された利用 (gehemmte Verwendung) と言われ、この二つの場合について、かれは計算価値をつぎのように示している。

第一表

利用目的	需要量 (トン)	トン当り収入 (マルク)
1	4	25,000
2	5	19,000
3	1	9,000
4	2	6,000
5	8	4,000

第二表

利用目的	需要量 (トン)	トン当り収入 (マルク)
1	4	25,000
2	3	19,000
3	5	9,000
4	2	6,000
5	8	4,000

可能にすると考えるのである (§. 277~278)。ここで提案されている評価方法はいわゆる機会費用の考え方に基づく

ものに他ならない。

シュマーレンバッハはこれを説明するために二つの例を示している。この二つの例ではともに銅をトン当り二五〇〇マルクで一〇トン購入し、それ以上購入しえないと仮定される。ただ、これら二つの例ではその利用目的において前頁の第一表および第二表に示されているような相違がある。この仮定にしたがえば、第一例では銅の計算価値はト

トン当り収入 (マルク)
10,000
3,000
2,000
1,500
1,000

第三表
銅の需要量
(トン)

利用目的	銅の需要量 (トン)
1	10 {
2	
3	
4	
5	

ン当り六〇〇〇マルク、第二例ではトン当り九〇〇〇マルクと計算される。こうした方法によって算定された計算価値は稀少になった財貨が浪費されるのを防止するように作用し、経済性の要請をみたと考えられるわけである。シュマーレンバッハはこれに加えて第三例を示し、ここでは銅がトン当り五〇〇〇マルクで更に購入可能と仮定される。この仮定の下では計算価値はトン当り五〇〇〇マルクと算定される(5,278~279)。すなわち、ここでは計算価値は再調達時価に他ならない。そこで、一般的には、費用財の計算価値はその費用財の在庫量とその用途別の需要量および収益高とから規定される機会費用によって決定され、その上限を画するものが再調達時価あるいは調達の障害を克服する価値だということになる。そこで、この原則を、価格との関連でのみ再調達が困難となる通常の場合について考えれば、費用財の再調達時価による評価を原則とする、ということにひとしくなるであろう。

第二には、ある価格で購入され、在庫として保持されている材料に対して完全な利用の方法がなく、売却することもできない場合があげられる。こうした場合の例として、トン当り二五〇〇マルクで購入された一〇トンの銅の在庫

品について、前頁の第三表に示したような用途別需要量とそれに対応する収入のある場合が相定され、ここでの計算価値は一五〇〇マルクとされる。ただし、例えば、その銅がトン当り一八〇〇マルクで売却されうるとすれば、計算価値はトン当り一八〇〇マルクとなる(5, 280)。すなわち、この場合にもいわゆる機会費用の考え方が貫徹されてゐるのである。⁽¹⁾

このように、同一の費用財をその購入価格のいかんにかかわらず、例えば再調達時価で、一様に評価すること自体は比較可能性の原則から導き出されうる方法である。だが、そのような一様な評価の基準をどこに求めるべきかは比較可能性という形式的な原則からは決定されえない。そうした内容的な基準は、シュマーレンバッハの場合、共同経済的経済性の原則からのみ決定されうるものであろう。このように考えると、上述のような評価手続きは比較可能性の原則と結びついた共同経済的経済性の原則によって規定されているものと考えられる。そこで、価値に伴なう偶然性を除去するために機会費用が評価尺度として用いられているところに、シュマーレンバッハの共同経済的経済性の原理がより具体的に表現されていると解せられる。その場合、共同経済的に財貨の浪費が避けられるためには、利用されるべき機会費用は各個別経営にとっての機会費用であってはならないであろう。共同経済全体の中で、全体として供給される費用財とその全体としての用途から決定される「機会費用」がそこで用いられねばならないであろう。⁽²⁾すなわち、基本的には、費用財の個別経営内の適切な配分のみでなく、共同経済内の、したがって個別経営間の適切な配分の問題をも含むものが共同経済的経済性の原則の要請をなすはずなのである。

材料の価格が変動する場合の計算価値については、シュマーレンバッハはつぎのように説いている。変動する材料

価格は消費に比して材料生産の阻害あるいは容易化が存在することを意味し、その場合には既述の結果が意味的に適用される。すなわち、第一に材料の価格が上昇した場合には在庫の材料の評価にはその購入価格も上昇した価格もそのまゝに適用されることなく、実現されない可能な利用目的のもたらす最高の収入と上昇している価格とを比較して低いものが計算価値とされる。第二に価格上昇の場合にも継続して使用される材料については、その事実が、上昇した価格をすべての利用目的が達成していることを示すのであるから、その価格がそのまゝ、計算価値とされる。第三に未着の注文に対する価格提示 (Preisabgabe) のために原価計算がなされる場合には、理論的には、注文が入ったときにすぐ交付しうる商品について予見される材料価格が適用されるべきである。第四に以前の低い購入価格と上昇した価格との間を上下する平均価格 (Mittelpreis) は在庫のために購入あるいは注文され、それ以上購入されない材料に関してのみ考慮される。第五に一定の手数料をとるために注文されたすべての対象に対しては、それらが注文に当たってすでに実際の購入価格で計算されていたが故に、実際の購入価格が適用される。第六に価格低下の場合には、一定の手数料をえるために注文された材料が購入価格で評価されるのに対して、経常的に必要な材料に対しては上述の原則が適用されるので低下した時価による評価が行なわれる。この場合、経常的に必要な材料について価格変動に伴って発生する損益は成果計算には算入されるが、そこから生ずる損失は中性費消として扱われる (S. 203~204)。

このような評価方法のうち、第一の場合については、それは個別経済的「機会費用」の考え方の適用であり、個別経済的経済性の原理にしたがうものであるとしか考えられない。したがって、それがいかなる理由で「共同経済的にみて財貨を浪費しない」という原理に合致するのか明らかでない。この場合、市場の正常な機能と市場参加者の正常

な知識と計算能力を前提すれば、価格は共同経済的にみてなおそれを填補しうる当該財貨の利用目的ないし「機会」が存在することを意味し、したがってそれを填補しえない用途に当該財貨を利用することは共同経済的にみて財貨の浪費だと考えられるからである。このようにみると、たんに個別経営について「財貨を浪費しないように」と規定することはそのまま直ちに共同経済的経済性の高揚と結びつくわけではない。

(1) こうした計算価値の方法は連産品についても適用される(S. 280~283)。

(2) ここで、シュマーレンバッハが正確な利潤計算のもつ経済的作用として資源の適正な社会的配分をあげていたことを想起するべきであろう。共同経済的経済性の原理はそのような考慮をも含んではじめて「共同経済的」の名に値するものとなるのである。

3 価格設定と計算価値

計算価値にかかわる第二の問題は価格設定に関するものである。この問題について、シュマーレンバッハは経営の操業度の問題を重視し、操業度に対する費用の依存関係を考慮しながら計算価値の問題を論じている。この関連において、操業度に対する費用の依存関係の分析、いわゆる比例率 (proportionaler Satz) の規定ならびに費用分解 (Kostenauflösung) が問題とされる。そして、これらの問題が『原価計算』の中心的部分を形成するとともに、それらに関するかれの見解がのちに多くの論議を呼ぶことになったのである。

シュマーレンバッハによれば、原価計算論においてはすべての費用をつねに給付単位に関係づけ、費用をこの見地

から考察するのが通例である。しかし、この考察方法は重大な欠陥を有し、最も重要な経済的現象を隠蔽する。すなわち、給付単位に費用を配分する方法は、実際にはつねに存在するとはかぎらない費用の比例性 (Proportionalität) が事実存在するかのようになせる。そこで、すべての経営がそのうちに通減 (Degression) および通増 (Progression) をかくしていることを意識させる必要がある。それを発見するのが原価計算の問題であり、通減的に活動している部分をみだし、通増的に活動している部分の負担を軽減させることが製造計画および価格政策の問題である。それはまさに一つの重要な経営経済的職分をなし、それに役立つことがこの問題を取り上げる理由なのである。(S. 284.) このようなシュマレンバッハの論述のうちには、すでに、操業度に対する費用の依存関係を一経営全体についてのみでなく経営を構成する各部分についても把握しようとする意図が示されている。その把握方法は、原価計算の主要目的の一つである価格計算 (Preiskalkulation) の一環として論ぜられている『最有利な操業方法を目指す価格計算』において、具体的に利用されることとなる。

(1) 操業度に対する費用の依存関係と費用分解

(i) シュマレンバッハの見解 シュマレンバッハは、まず、操業度すなわち生産量の変動に依存して総費用 (gesamte Kosten) がどのように変動するかという見地から総費用を四種に分ける。比例費用 (proportionale Kosten) / 固定費用 (fixe Kosten) / 通減費用 (degressive Kosten) および通増費用 (progressive Kosten) がそれぞれある。

比例費用についてはつぎのような説明がなされる。「その総費用が操業度すなわちそのときに生産される製品の量に完全に適応する経営がある。操業度が半分に下れば費用は半分に低下する。生産量が二倍に上れば費用は二倍に上昇する。」(S. 296.)そして、そのような経営は比例費用をもつと云われる。こうした経営の費用を給付単位について計算すればつねに同一となる。かれによれば、その総費用が最小費用単位に至るまで正確に比例的である経営は存在しないが、それが少なくともかなり比例的に変化する経営は存在する。つぎに固定費用については、「一経営の操業度とその総費用になんの影響も

第一表 (逓減的費用)

年度	生産量	費用(マルク)	単位当り費用(マルク)
1910	1,000	100,000	100
1911	1,200	108,000	90
1912	1,600	128,000	80
1913	2,000	150,000	75

第二表 (層別に計算された逓減的費用)

	生産量	費用(マルク)	単位当り費用(マルク)
第一の層	1,000	100,000	100
第二の層	200	8,000	40
第三の層	400	20,000	50
第四の層	400	22,000	75
	2,000	150,000	75

第三表 (逓増的費用)

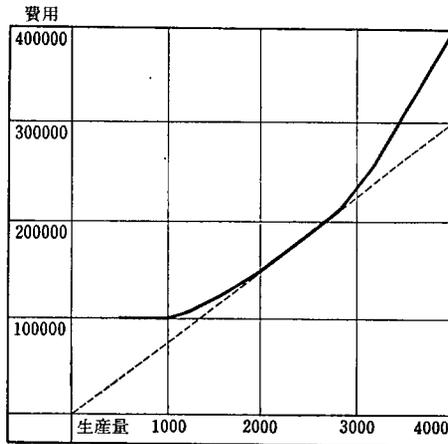
年度	生産量	費用(マルク)	単位当り費用(マルク)
1916	3,200	256,000	80
1917	3,600	324,000	90
1918	4,000	400,000	100

もたないとき、われわれは固定経費 (fixe Unkosten) を伴なう経営を有する」(S. 296.)と規定が行なわれる。そうした経営は現実には殆んど存在しないが、費用が近似的に固定的であるような経営は少なからず存在する。固定費用を給付単位について計算すれば、操業度上昇に伴なって低下する率がえられる。これに対して「逓減的総費用は、上昇する操業度とともに総費用が増加するが、その増加が生産の増加よりも小

第四表

年度	生産量	費用(マルク)	単位当り費用(マルク)	
1908	500	100,000	200	固定
1909	800	100,000	125	
1910	1,000	100,000	100	逓減
1911	1,200	108,000	90	
1912	1,600	128,000	80	
1913	2,000	150,000	75	比例
1914	2,400	180,000	75	
1915	2,800	210,000	75	逓増
1916	3,200	256,000	80	
1917	3,600	324,000	90	
1918	4,000	400,000	100	

第一表



いことによつて特徴づけられる。」(S. 287) 例えば、前頁の第一表に示された例の如くである。⁽¹⁾ かれによれば、こうした費用逓減 (Kostendegression) の例は数多くある。「大抵の経営が一定の操業度内では逓減費用を有する。普通には、費用は全く低い操業度から完全操業 (volle Beschäftigung) に至るまで逓減的に上昇するのである。」(S. 288) この説明では、逓減費用は一経営のある操業段階に発現するものとされており、その点が比例費用および固定費用の

説明の場合と異なる。この遞減費用は、これを給付單位についてみれば操業度の上昇とともに小さくなっていく。さらに、これを層別に (schichtmäßig in Schichten) 計算すれば、第二表のような結果がえられる。それは「遞減が層から層へと弱まっていく」ことを示し、それが遞減現象を伴う大低の経営にとって、一つの典型的な像をなす。遞増費用については、かれはとくに定義を下さず、第三表のような例を示して以下のように説明する。この例において、費用が一九一七年に二八八〇〇〇マルク (= 80 × 3600) であればそれは比例的であり、それよりも少なければそれは遞減的であり、さらに二五六〇〇〇マルクに止まればそれは固定的である。固定費用および遞減費用と遞増費用とは比例費用を中にして反対の側にある。こうした遞増費用は、かれによると、過度な操業 (übermäßige Beschäftigung) における典型的な現象であり、過度な努力の特徴 (Überanstrengungsmerkmal) である。四種の費用についてこのように説いたのち、シュマーレンバッハはそれら四種を前頁の第四表に示したように前後に並べる形でまとめ、それを第一図のように図示している (S. 284 及 292)。すなわち、ここでは、四種の費用は、少なくとも一経営の操業度變動に伴って発現する費用変化の経過に関する特徴を示すものとしても、理解されているのである。

シュマーレンバッハが操業度に対する費用の依存関係をこのように分析するに至つたのは、費用の遞減および遞増という現象が最も重要な経済的現象だと考えられたことによる。ところが、遞減費用および遞増費用の原価計算上の取扱いは比例費用および固定費用のそれよりも困難である。それは、遞減費用および遞増費用が生産量の変動とともに變動するけれども生産量と一致して變動せず、しかも遞減および遞増の強度は一樣ではないことによる。そこで、シュマーレンバッハは、まずそうした困難を克服するためにいわゆる費用分解の方法を提唱する。

1910	1,000	100,000	マルク
1911	1,200	108,000	マルク
		200	8,000 マルク
		$\frac{8000}{200}=40$	

生産量	固定的費用	比例的費用	合計
1,000	60,000 マルク	40,000 マルク	100,000 マルク
1,200	60,000 マルク	48,000 マルク	108,000 マルク

第五表

生産量	固定的費用 (マルク)	比例的費用 (マルク)	合計 (マルク)
{1,000	60,000	40,000	100,000
{1,200	60,000	48,000	108,000
{1,200	48,000	60,000	108,000
{1,600	48,000	80,000	128,000
{1,600	40,000	88,000	128,000
{2,000	40,000	110,000	120,000

この方法は逓減費用および逓増費用を混合費用 (Mischkosten)、すなわち逓減費用を固定費用と比例費用との、また逓増費用を固定収益 (fixed Eritage) ないし負の固定費用と比例費用との混合とみなし、逓減費用および逓増費用をそれぞれ対応する二つの部分に分解するものである。ただ、前掲の例にも明らかのように、操業度変動に伴なう費用経過は決して一様ではない。そこで、この分解法は操業度を層に分け、その層の中では費用経過が一様に、図式的に云えば直線的に推移するという前提に立つて行なわれる。この方法による費用分解を、シュマールレンバッハはつぎのように例示している。

まず、逓減費用については、前掲の例の一九一〇年から一九一三年までの期間の各年度の生産量の差が操業度の層をなすものとして用いられ、一九一〇年と一九一一年については上のように計算される。そこから、一給付単位当り四〇マルクが比例費用とみなされ、このように算定された費用率が比例率と呼ばれる。そして、この比例率を用いて一九一〇年と一九一一年の総費用は上に示されたように分解される。この方法が隣接する二つの年度に対してつぎつぎに適用されると、一九一〇年から一九一三年については第五表のような結果が生ずる。この結果については、「同一の

第六表

生産量	総費用(マルク)	単位当り 比例的費用(マルク)	比例的費用 合計(マルク)	固定的費用 (マルク)
2,800	210,000	115	322,000	-112,000
3,200	256,000		368,000	-112,000
3,200	256,000	170	544,000	-288,000
3,600	324,000		612,000	-288,000
3,600	324,000	190	684,000	-360,000
4,000	400,000		760,000	-360,000

初期シュマールレンバッハの「技術論」的経営学

操業度に対する費用の固定的構成部分 (die fixen Bestandteile) と比例的構成部分 (die proportionalen Bestandteile) はその費用が上と比較されるか下と比較されるかにしたがって異なる」(S. 296) という事情がみられる。これについて、シュマールレンバッハは、「この現象は逡減が同一形態で経過せず、かつ変動がその全経過にわたってではなく、個々の点において確定されるという事情に由来する」(S. 296) ことを指摘している⁽³⁾⁽⁴⁾。すなわち、それは層別に計算するという方法に由来するわけである。ところで、この例は総費用の固定的構成部分が操業度の上昇とともに、絶対的に小さくなっていくことを示している。それは、かれによると、漸次弱まっていく逡減のしるしなのである。つぎに逡増的費用については、前掲の例の一九一五年から一九一八年までの数値を利用して第六表のような結果が示される (S. 296~297)。

操業度に対する費用の依存関係ならびに費用分解に関するシュマールレンバッハの所論は明確であるとは云えない。そのために、かれの主張に対してはその誤解と誤解に基づく反論が提起されるとともに、かれの主張の明確化の試みも行なわれることになる⁽⁵⁾。

(1) この表の第一欄には年度が記入されており、以下の説明にも年度が用いられているが、操業度に対する費用の依存関係にとっては、定義的に年度は全く無関係であり、ここでも年度を用いることは不要である。しかも、このような表示が一つの誤解の大きな原因を

なしているのである。なお、第五版以後年度が除かれている。

- (2) この図の生産量三六〇〇に対応する点で費用曲線が屈折しているはずであるが、それは原図にも示されていない。
- (3) シュマーレンバッハは、遞減の変化がその全経過にわたって漸進的であると仮定すれば、前掲の固定費用の數値を、図を利用してかなり正確に修正しうることを指摘し、また実際に図示するとともにそこから計算される結果を示している。(S. 296~297) このことは、これを比率率の側面からみると、それが限界費用 (Grenzkosten) に接近することを意味する。
- (4) シュマーレンバッハは、注 (3) の説明にすぐ続けて、つぎのようにも述べている。「私は、この費用関係の觀念をより明白に形成するために、固定費用は經營準備 (Betriebsbereitschaft) の費用であるのに対して比例費用は經營執行 (Betriebsausführung) の費用である、とさきに述べた。この表現は利点とともに欠点をも有している。もし仮に固定費用がすべての操業度で固定しているとすれば、その像は完全であろう。だが、まさにこの前提は非常に多くの場合に正しくない。固定費用は継続的に固定的ではない。それはただ隣接する操業度に比して固定的であつて、遠く離れた (fernliegend) 操業度に比して固定的ではない。その像を用いるためには、經營準備は様々な操業度に対して様々な程度をもつことが容認されねばならない。」(S. 297~298) この説明は、第一に、操業度変化とともに固定費用も変化することを指摘し、それによつて費用分解の結果として生ずる異なる操業度における異なる固定費用という現象を説明しようとしたものだと思つて解することができるであろう。だが、そのように解する場合には、費用分解の対象となる費用経過が操業度の變動のみに依存する費用変化を表現するものではなくなるとともに、シュマーレンバッハが操業度變動に伴なう費用変化と經營規模變化に伴なう費用変化とを区別している (S. 325~331) 点とも矛盾し、さらにこうした費用分解の結果を操業度調節政策のための用具として用いようとしている点とも矛盾する。したがつて、この説明をそのように解することはシュマーレンバッハ自身に理解の不十分さがあつたことを認めることになる。これに対して、第二に、この説明は、操業度に対する費用の依存関係が實際

にはかれが示したようには存在せず、多くの場合経営規模の変化に対する費用の依存関係と結合されて発現することを指摘することによって、操業度に対する費用の依存関係は経験からはなれ抽象化し理想化されたものであることを指摘しているのだとも解されうる。この解釈には前記の第一の解釈から生ずるような矛盾は生じないが、上記の文章そのものからみると多少無理な解釈であるように思われる。後述のように、コジオール (E. Kosio) は全体としてこのような解釈に立ってシューマレンバッハの見解を整理している。いずれにせよ、このような所説は、シューマレンバッハ自身にも多少とも整理し切れないものが残っていたことを示しているとみられるとともに、それがまた誤解の原因となったのだと考えられる。

なお、ここでは「経営準備」を「経営規模」の規定要因と解している。したがって、両者が異なるとすれば以上述べた問題は解消する。しかし、その場合には、例えばワルター (A. Walther) がのちに行なったように、費用の規定要因として経営規模および操業度のほかに、少なくとも経営準備の程度をもあげて、その分析を行なわねばならなかったであろう。

A. Walther, *Einführung in die Wirtschaftslehre der Unternehmung*, 1. Band: *Der Betrieb*, Bern 1947, S. 225 ff.
(5) この点について詳しくは、つぎの書物を参照された。

中西寅雄、前掲書、とくに、第二章 費用と操業度。
山城章、経営費用論、同文館、昭和二十四年。

(ii) マレットの批判とコジオールの反批判 一九二六年にマレット (J. Malletz) は費用分解に関するシューマレンバッハの所論に批判を加え、それに代るべき方法として帳簿技術的費用分解 (buchtechnische Kostenaufsung) を提唱した。かれによれば、「一定の生産時間内の生産量の総費用は二つの費用種類 (Kostenarten) に分解される。」この二種の費用種類とは固定費用 (fixe Kosten) と比例費用 (proportionale Kosten) である。そのことは

また「総費用が一部は固定費用から他の一部は比例費用から成っている」ということと同義である。いま、同一の経営が異なる操業期間に第一表のような生産量と費用を示したとすれば、ここでは総費用は絶対的には上昇している

生産量	総費用 (マルク)	生産 単当たり 費用(マルク)
100	180,000	1,800
150	220,000	1,466.67
200	260,000	1,300

第一表
第一期
第二期
第三期

が、生産量に対して相対的には上昇していない。ここに生産単当りの費用について「逓減費用 (degressive Kosten)」という概念をえ、逆に相対的に費用が上昇する場合には「逓増費用 (progressive Kosten)」という概念をえる。そして、この概念は「生産増加に際して費用も増加するが生産よりも弱い程度で増加するとき生産費用は逓減的であり、あるいは費用が生産よりも早く増加するときそれは逓増的である」というベステ (T. Beste) の規定する概念と一致する。このベステの概念⁽⁴⁾がシュマーレンバッハの概念をそのまま受けついだものであることは明らかであり、したがって、マレッツは自身の概念規定とシュマーレンバッハの概念規定とがひとしいものと考えていることになる。この前提から、マレッツは、総費用を比例、固定、逓減および逓増の四種に分けるシュマーレンバッハの分類は、そこで二つの異なる分類原則が混同されているが故に、誤まりだと批判する。かれによれば、シュマーレンバッハの逓減費用と逓増費用は独立の費用種類ではなく固定費用と比例費用との混合をなす、というのが事実なのである。そして、そのような二分割 (Zweiteilung) のみが費用形成を認識させ、それによってのみ事実に対応した費用分解を見出す可能性が与えられるが故に、かれはこの事実を強調するのである。

このような基本的理解と概念規定に基づいて、マレッツはシュマーレンバッハの費用分解、すなわちマレッツのい

第一期	100 単位	180,000 マルク	1 単位	1,800 マルク
第二期	150 単位	277,500 マルク	1 単位	1,850 マルク
	50 単位	97,500 マルク	1 単位	1,900 マルク
第一期	比例費	195,000 マルク	固定費	-15,000 マルク
第二期	比例費	292,500 マルク	固定費	-15,000 マルク

初期シュマールンバッハの「技術論」的経営学

わゆる数学的費用分解 (mathematische Kostenaufösung) を吟味する。かれは前掲の例を用いて総費用を比例費用と固定費用に分解する操作とその結果を示したのち、つぎのように説く。固定費用の総額はすべての生産量において一定であり、したがって生産量の増大とともに単位当り固定費用は小となり「通減」の原因になるのに対して、比例費用は単位当りについてみれば一定である。そして、こうした費用経過を示す経営は二〇〇単位の生産量までは完全利用されていないこと、すなわち過小操業であることを示すとともに、この経営が固定費用の増加なしには二〇〇単位以上の生産量をあげることができないと仮定すれば、この経営は二〇〇単位の生産量で最有利操業度 (der günstigste Beschäftigungsgrad) に達したと云いうる。さらに、かれは、自身の見解をより明確にするために、経営が生産量を増加するのに①固定費のみを増加させる、②比例費のみを増加させる、③両者とともに増加させるという三方法が可能だとして、そのそれぞれについてそれらの方法が生産単位費用に対して及ぼす影響を吟味している。

このような考察を行なったのちに、マレッツは、数学的分解法が事実に対応した高さの固定費用と比例費用との総費用の分割を達成し、経営の過大操業あるいは過小操業を示して経営に最も有利な費用形成への途を示しうるか否かを検討する。

第一に、最初に示された例において、与えられた生産量と総費用から単位当り費用を算出することもできるし、費用分解を行なうこともできる。そして、後者から、三つの期間の固定費用が

同一であり、その経営は「費用逓減」の状態したがって過小操業の状態にあると云いうる。しかし、そのことは単位費用の低下から云いうることであって、そのためには費用分解を必要としない。第二に、いまかりに第二期において単位当り費用が一八五〇マルクと仮定すれば、費用分解の結果は前頁に示されたようになる。すなわち、この場合には一五〇〇マルクの負の固定費用が生ずる。この例に関連してマレットは、まず、実際の一経営について総生産と総費用のみが与えられている場合には、固定費用の総額が二つの操業期間において不変のときのみ「費用逓増」の数学的分解は正しく、かつ経営行動に関する妥当な結論を可能にするとなす。だが、かれによれば、それはつねに妥当するわけではない。二操業期間において単位当り比例費用が一定であって固定費用のみが増加したと考えることもできる。上述の例において単位当り比例費用が八〇〇マルクであることを既知とすれば、その例の費用は上記のように分解される。そして、この種の分解のみが正しい姿を伝えるのである。それは第二期の単位当り固定費用が上昇していること、したがって固定費用は十分に多くの生産量に割り当てられていないことを認識させる。第三に、もし第三期において生産の増加が単位当り比例費用の上昇によってのみ可能であるとするならば、固定費用の増加は経営にとって非営利的 (unrentable) であり、その経営は従来の小さな生産量で操業するのが有利であろうと云いうる。そして、第四に、第二期に固定費用は第一期とひとしく、単位当り比例費用が上昇する場合は考えられる。いま前掲の例で固定費用を一〇〇〇〇〇マルクで不変とすれば、その場合の費用は上記のように分解される。この分解はその経営が過大操業で費用逓増の状態に

	生産量	総費用	比例費	固定費
第一期	100 単位	180,000 =	80,000 +	100,000
第二期	150 単位	277,500 =	120,000 +	157,500
	生産量	総費用	比例費	固定費
第一期	1001 単位	180,000 =	80,000 +	100,000
第二期	1502 単価	277,500 =	177,500 +	100,000

あることを示す。⁽⁵⁾ 以上のような分析から、マレットツはつぎの結論を導き出す。「以上述べられたところから、ただ二つの数量、すなわち生産量とその総費用のみが与えられているとき、経営行動に関する判断は形成されないことが明らかとなる。数学的方法はいわば経営における変動を考慮せずまた考慮しえない総費用の機械的分解である。それはわれわれに上述の場合に経営の過大操業を示すが、同じ数値の結果をもつその経営は過小操業でもありうるのである。そこで、結合された数値（総費用と生産量）から引き算と割り算によって固定的費用部分と比例的費用部分とを分けることは可能でないという結論になる」と。⁽⁶⁾

このマレットツの見解は、ワルター (A. Walter) がすでに一九二三年に提唱したと云われ、⁽⁷⁾ また、一九四七年により詳細に展開するとともに、一九五一年にグーテンベルク (E. Gutenberg) ⁽⁸⁾ によって主張された直線の費用経過ないし階段状の費用経過の考え方を示している点において興味あるものであった。しかし、かれがこの基礎的な前提からシュマーレンバッハの費用分解を批判するとき、かれはシュマーレンバッハの前提を考慮することなく、あるいはその誤解に基づいて批判を行なっているという非難を免れることができない。第一に、総費用が比例費用と固定費用のみから成るとしている点は明らかにシュマーレンバッハの前提と異なるのであり、しかも、シュマーレンバッハがいわば便宜的に総費用を比例的部分と固定的部分に二分する手法を用いていることをもって、ただちに、シュマーレンバッハもまた総費用がこの二種の基用要素から成ると考えているのだと受けとっていることは、大きな誤解だと云わねばならない。この誤解に基づいて、逓減、逓増に關しても、かれはシュマーレンバッハと全く異なる概念規定を行ない、それに基づいてシュマーレンバッハの所説に批判を加えている。したがって、この点もまた誤解に基づく批判

たと云われねばならない。そして、同じ理由から、費用分解に関するシュマーレンバッハの見解に対する批判もまた妥当なものとは認め難いのみでなく、そこにはシュマーレンバッハ的費用分解法に対する理解不足が見られる。その上、ここでは、シュマーレンバッハが操業度に対する費用の依存関係と規模に対する費用の依存関係とを区別して扱っているという事実が、完全に無視されている。

マレットツの批判に対しては、コジオール (E. Kosiol) がただちにシュマーレンバッハの所論を明確にし、誤解を正すという見地から反論を加えている。⁽¹¹⁾そこで、シュマーレンバッハの見解を明確化する意味で、コジオールの説明をみておくことにしよう。⁽¹²⁾

コジオールは、まず、マレットツがシュマーレンバッハに対立して到達した結果をつぎの五点にまとめ、そのそれぞれを再吟味している。

- 1、比例費用、固定費用、逓減費用および逓増費用に費用を四分するシュマーレンバッハの分割は誤りである。
- 2、数学的費用分解は、固定費用および比例費用を事実合った高さで示すような総費用の分割を提供しえない。
- 3、そこで、それは経営過大操業あるいは過小操業を確定し、経営に最有利な費用形成への途を示す可能性を与えない。
- 4、帳簿技術的方法は、それが期末に別々に固定費用額および比例費用額を与えるが故に、唯一の利用可能な方法である。

5、比率率は正しい振替価格を形成するべきすべての必要な費用構成要素を含んでいない。

こうしたまとめ方は、当面考慮外におかれている第四点およびのちにふれる第五点を除いては、すでに紹介したマレツツの所論の要点を示していると考えられる。それでは、コジオールはこれに対してどのような吟味を加えるのであろうか。

第一点について、かれはまず、シュマーレンバッハの四種の費用種類が経営の関数 (Funktion des Betriebes) として定義されていること、その場合に総費用に関係づけることが単位当り費用に関係づけることに明確に対立させられていていること、固定費用の性格から単位当り費用は生産増加とともに上昇する費用、低下する費用および一定の費用に分けられること、そしてシュマーレンバッハの費用種類の概念が相対的すなわち二期間の費用の比較に由来することを指摘する。そのあとで、かれは「シュマーレンバッハの概念規定をマレツツの論述と比較するとき、マレツツはなるほど同一の言葉と名称を用いているが、それらに本質的に別の意味を結びつけていることが認められる」と主張する。⁽¹³⁾ しかも、かれによれば、マレツツは自らの考察の頂点に一生産期間の生産量の総費用は二つの費用種類すなわち固定費用および比例費用に分解される、という命題を独断的に (dogmatisch) おいている。だが、どのように試みてみても、そのような命題は、かれの比例性の概念が逓減および逓増をも含んでいるか、あるいはかれの固定と比例という二分割が費用運動のすべての可能性を包摂するものではないか、のいずれかの結論に導かざるをえない。そして、マレツツの批判はシュマーレンバッハによって特徴づけられた固定、比例、逓減および逓増の概念を他のものによつておきかえるように促がすものではない。⁽¹⁴⁾ こうしたコジオールのマレツツ批判はマレツツのシュマーレンバッハ批判に対して全面的に妥当する。マレツツのシュマーレンバッハ批判はすでに指摘したように誤解に基づいており、

その内容はここにコジオールが示している通りだからである。

第二点については、コジオールもまた数学的分解法がマレットの考えるような事実¹⁾に合った費用の分解をもたらしものではないことを承認する。だが、かれによれば、その点がマレットによってシュマーレンバッハに対する批判点とされていることこそは、まさにマレットがシュマーレンバッハの思考過程に入っていないことを示している。そこで、コジオールは、シュマーレンバッハの研究の目的と過程を明示することが必要であると考える。かれによると、シュマーレンバッハの比率率は生産単位当りの増加（あるいは減少）生産費用 (Kosten der Mehrproduktion od. Minderproduktion) であり、それを差異費用率 (Unterschiedskostensatz) あるいは差異費用率 (Differenzkostensatz) とも呼ぶことができる。シュマーレンバッハは、このような二期間の異なる生産量の単位当り費用率を用いて、一経営の総費用を固定的部分と比例的部分とに分割することに成功している。その場合のシュマーレンバッハの考え方を一般化すればつぎようになる。いま固定的部分を x 、比率率を y 、第一期および第二期の生産量を P_1 と P_2 、同じく総費用を K_1 と K_2 で表わせば、数学的分解法は一般的にはつぎのような二つの線型等式から x と y についての解を見出すことにほかならない。

$$\begin{cases} x + P_1 \cdot y = K_1 & \text{いま } P_2 > P_1 \text{ とすれば } K_2 > K_1 \text{ であり,} \\ x + P_2 \cdot y = K_2 & x = \frac{K_1 P_2 - P_1 K_2}{P_2 - P_1}, \quad y = \frac{K_2 - K_1}{P_2 - P_1} \text{ となる。} \end{cases}$$

この場合には、 y の値はつねに正となるが、 x の値についてはつぎの三つの場合が考えられる。

1 $K_2: P_2 \angle K_1: P_1$ (遞減) あるらば $K_1 P_2 - P_1 K_2 > 0 (x > 0)$

2 $K_2: P_2 = K_1: P_1$ (比例) あるらば $K_1 P_2 - P_1 K_2 = 0 (x = 0)$

3 $K_2: P_2 \succ K_1: P_1$ (遞増) あるらば $K_1 P_2 - P_1 K_2 < 0 (x < 0)$

そして固定的部分は、① 遞減の場合には、全生産量が比率にひとしい価格で販売されると売上高によっては補填されない費用額を示し、② 遞増の場合には、全生産量が比率にひとしい価格で販売されるとえられる利潤を示すのである。このようにシュマーレンバッハの論旨を明確に示したのち、コジオールは、比率の算出に基づく数学的費用分解が明確に規定された問題提起の異論のない解決をなすとして、マレットの批判をしりぞけるのである。⁽¹⁵⁾

このコジオールの解説は、不明確で誤解を生む余地を残していたシュマーレンバッハの所論を明確にしたところに大きな功績をもち、シュマーレンバッハがマレットの説くような意味で事実⁽¹⁶⁾に合った比例費用と固定費用との分化を考へてはいなかったのだという指摘も正しいと考へざるをえない。ところで、それが事実⁽¹⁶⁾に合った概念ではないとすると、それはどのような意味をもつのであろうか。この点が上述の第三点にかかわる問題となる。

コジオールによれば、シュマーレンバッハによって定義され、コジオール自身によって整理された理論的概念規定は経営経済的解釈 (Deutung) によってはじめてその意味をえる。この点について、シュマーレンバッハが一経営の費用は過大操業においては遞増的性格を、過小操業においては遞減的性格を示すしたのに対して、マレットはそれを否定した。だが、マレットの否定は概念規定の相違に由来する。そこで、シュマーレンバッハの結論がでてくる前提を明らかにすることが必要である。ここで、コジオールは、シュマーレンバッハが⁽¹⁶⁾おいている前提として、① 与え

られた経営設備をもつ特定の経営および②操業度変動以外の原因によつてもたらされる費用変動の除外をあげ、その場合には過小操業—費用遞減、過大操業—費用遞増は因果關係をもつて結ばれることになり、そこから当然に正常操業—費用比例が生ずるとする。⁽¹⁶⁾このような妥当と思われるシュマーレンバッハ解釈から、コジオールはマレッツの批判の一部がシュマーレンバッハの前提を無視して経営拡大を前提していること、したがってそれは妥当な批判とはみなされないことを指摘する。さらに、シュマーレンバッハの数学的分解法は各考察期間の費用点を直線で結び、したがってその間の生産増加に伴ない費用が直線的に増加すると仮定しているが故に近似的なものにすぎず、厳密にはそうした直線に代えて費用曲線に対する接線を用いるべきものであることを指摘している。⁽¹⁷⁾

(1) J. Maletz, Kostenaufsung, in: ZHFF, 20. Jahrg. 1926, S. 293 ff.

マレッツはこの論文において、「それ故、この特殊なテーマに関する文献は多くない。シュマーレンバッハの提唱のものにも、なお、われわれの学問によつてそれに与えられた継母のような取扱いは、われわれの見解によればこの問題に疑いもなく寄せられる意義の故に遺憾である」(a. a. O., S. 293~294)と述べて、この問題に寄せられる関心の低さをなげいてゐる。ロレンツ(S. Lorentz)によれば、マレッツのこの論文がシュマーレンバッハの見解を批判的に取上げた最初の論文なのである。(S. Lorentz, Kostenaufsung?, in: ZHFF, 4. Jahrg. 1927, S. 420) なお、すでに述べたように、シュマーレンバッハの『原価計算I』は内容を変えずに『原価計算と価格政策の基礎(Grundlagen der Selbstkostenrechnung und Preispolitik)』とびつ標題で単行本として刊行され、一九三〇年の第五版ではじめて改訂が行なわれた。

(2)(c) J. Maletz, a. a. O., S. 294, S. 295.

(4) シュマーの見解は、いかにいふまでもなく、T. Beste, Die Verrechnungspreise in der Selbstkostenrechnung

industrieller Betriebe, Berlin 1924, S. 16.

- (5) J. Maletz, a. a. O., S. 296~302.
- (6) J. Maletz, a. a. O., S. 302~303.
- (7) A. Walther, Grundzüge industrieller Kostenrechnung, in: Schweizerische Bauzeitung 1923.
- (8) A. Walther, Einführung, a. a. O., S. 242 ff.
- (9) E. Gutenberg, Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre, 1. Band: Produktion, Berlin/Göttingen/Heidelberg 1951.
- (10) もともと(i)の注(4)ですでに指摘したように、この点に関してはシュターレンブッフ自身が多少とも曖昧を残して、うたがわれることは否定できません。
- (11) E. Kosiol, Kostenaufösung und Proportionaler Satz, in: ZHfF., 21. Jahrg. 1927, S. 345 ff.
- (12) シュタッケルマンはその著『純粹費用理論の基礎 (H. von Stackelberg, Grundlagen der reinen Kostentheorie, Wien 1932)』の補論の中でシュターレンブッフの費用理論を取り上げているが、その際ロヒオールのこの論文についてつぎのように指摘している。「いま取り扱われた諸点よりも長くわれわれは『費用分解 (Kostenzertigung)』について述べなければならぬ。まさにこれに関して、とくに多くの混乱と誤解が存在する。シュターレンブッフ自身の叙述は全く明瞭ではなく、われわれには解釈の要があるように思われる。それはまたしばしば解釈され、仕上げられてきた。しかし、われわれは、われわれが完全に異論がなくしかも唯一可能だと称しうるただ一つの解釈のみを知っている。それは商学研究誌一九二七年号にある『費用分解と比例率 („Kostenaufösung und Proportionaler Satz“ in Z. f. h. F., 1927)』というロヒオール博士の論文である。」(A. a. O., S. 117~118) なお、シュタッケルマンは、その部分のシュターレンブッフの見解について、『費用の分類』『比例率』および『費用分解 (Kostenaufösung)』の三篇を被註して、シュターレンブッフの説

く比例率に相当する限界費用の理論はすでに古くから提唱されていたところであって、シュマーレンバッハの功績はそうした理論を展開したという点にはなく、それを実践的な原価計算に導入した点にあるとも指摘している。(A. a. O., S. 117) ただ、その場合に、シュマーレンバッハのこうした見解が発表された当時のドイツにおいて経済学がいかなる状態にあったかを知る意味で、メラー(H. Meier)が「近代的価格理論の発展」に関連して、その一つの発展の流れが個別企業とその費用形成および販売条件に対する関心から発していること、ならびにこの研究領域がドイツでは主として新興の経営経済学に留保されていたことを指摘するとともに、つぎのように述べていることは注目されるべきであろう。「シュタツケルベルクが一九三五年になお私講師としてベルリンに来たとき、かれは丁度『市場形態と均衡』を公刊したところであった。かれの費用理論はすでに四年も提示されており、……——ロンドンでは試験の題材に属していたのに、学生仲間では誰もかれを知らなかったし、教授達にあってもかれは殆んど知られていなかったであろう。たしかに、当時、ウイーンや若干のドイツの大学においては、人びとはかれのことを知っていたが、かれの名はドイツにおいては未だ非常に広くいきわたってはいなかった。当時のベルリンにおいては、そのほかには、国民経済的理論 („die“ nationalökonomische Theorie) への入門として通用しているような国民経済学における授業はなかった」⁽¹³⁾。(H. Möller, Kalkulation, Absatzpolitik und Preisbildung, Nachdruck mit einer neuen Einführung über Die Entwicklung der modernen Preistheorie, Tübingen 1962, S. VI u. S. VIII) シュタツケルベルクの行なった整理と批判の詳細については、中村常次郎(稿)、『シュマーレンバッハ批判』二八一頁以下を参照されたい。なお、シュタツケルベルクは、シュマーレンバッハの『原価計算』の第五版を吟味の対象としているが、ここで取上げている問題については第五版でも殆んど修正が加えられていない。

(13)(14)(15) E. Kosiol, a. a. O., S. 346, S. 345~347, S. 348~350.

(16) ただ、コジオールによると、シュマーレンバッハが、一方で部分経営が異なる操業状態にあることを認めながら、他方

でまず全体経営から出発している点には難点がある。シュマーレンバッハの意図を一貫して展開するためには、経営をその統一的な諸部分あるいは生産部門に分けて考えるのが目的に適っている。この主張も、シュマーレンバッハの操業政策に関する見解を考慮するとき、首肯されうるのである。

(17) E. Kosiol, a. a. O., S. 350~352.

(iii) ロレンツの批判とその誤謬　ロレンツも一九二七年に『経営経済誌』上に相ついで二編の論文を発表して、シュマーレンバッハの「費用範疇」および「費用分解」に対して批判を加えた。

第一に、かれは、『シュマーレンバッハの費用範疇 (Die Schmalenbach'schen Kostenkategorien, in: ZfB, 4. Jahrg 1927, S. 211 ff.)』と題する論文において、まず、シュマーレンバッハが提示している例を重視して、そこでは費用の名称が実質的には製品単位当り費用について規定されていると解する。このような理解からすれば、単位当り費用が二〇〇、一二五、一〇〇と変化しているときにそれを固定費用と呼ぶことおよびそれが七五、七五、七五と不変のときにそれを比例費用と呼ぶことは不当であることになる。すなわち、かれはシュマーレンバッハの不適切な表示にまどわされて、シュマーレンバッハの「費用範疇」が実際には単位当り費用についてのものであると誤解しているのである。ついで、かれは、生産、総費用、単位当り費用の欄を全く切りはなし、そのそれぞれを増加、不変、減少の三つの場合に分けてそれに「遁増」、「固定」、「遁減」という名称を付することを提案する。そして、「比例」についてのみ、それが二つの量の関係からえられる概念であることを指摘した上で、操業度に対する総費用の比例性は単位費用が不変であること (Fixbleiben) に表現されるとする。さらに、かれは、生産欄の変動が総費用欄の変動に対す

る関係において、単位当り費用欄にいかにも影響を及ぼすかを検討する。まず、生産量が不変の九つの期間に対して、総費用が「固定」「遞増」「遞減」という三様の状態にある場合が想定され、その総費用の状態に対応して単位当り費用も「固定」「遞増」「遞減」を示すことが明らかにされる。つぎに、生産が最初「遞増」し、ついで「遞減」するのに対して総費用が不変であるような六つの期間についても同様な検討がなされ、そこからつぎのような結論が引き出される。「われわれの表示方法を通じて、遞増という概念はそれがシュマーレンバッハにおいて有しているのとは別の意味をえる。シュマーレンバッハはかれの遞増という名称について典型的な過大負荷現象であるような費用のみを考えている。……われわれの場合には、遞増は遞減の相对应する対現象である。すなわち、経営の操業が減退するとき、——固定的総費用を前提すれば——給付単位に關係づけられる費用は上昇する」(傍点・田島)と。かれはこうした点の「改善」によって、シュマーレンバッハの費用範疇が明確化されるものと考えたのである。

ロレンツのこうした「明確化」がシュマーレンバッハの企図の理解不足に起因する誤解に基づくものであることは明らかである。コジオールは、このロレンツの所論に反論を加え、その冒頭に、ロレンツがシュマーレンバッハの用語の内容を完全に改変して全く異なった概念に達しているにもかかわらず、同一の言葉を用いていると指摘している。このコジオールの反論はシュマーレンバッハの所論の明確化を通じてなされており、その内容はマレッツの見解に対するコジオールの検討においてすでにつくされている。それに照してみれば、ロレンツの見解の誤まりは自ずと明らかになるであろう。⁽³⁾ただ、コジオールが、シュマーレンバッハによる遞減、遞増という概念の規定は生産期間の時間的順序に依存するものではなく、操業度のみに依存することを指摘した上で、シュマーレンバッハの見解を

弱まる遞減↓比例↓強まる遞増↓

↑強まる遞減↑比例↑弱まる遞増

という形に図式化して示すことによつて、シュマーレンバッハが操業度低下の場合を念頭においていない、というロレンツの批判に反論していることをここにつけ加えておくべきであろう。(4)

つづいて同じ雑誌上でロレンツは、シュマーレンバッハの費用分解に対しても批判を加える。(5) この論文において、かれは、シュマーレンバッハが費用分解によつて総費用を四種の費用範疇のうちの二種である固定費用と比例費用とに分解しうると信じている、という基本的認識から出発し、「一経営が二種の経費、すなわち比例的経費と固定的経費のみを有すると仮定すれば、そこから総費用として遞減的費用が発生せねばならないであろう」というシュマーレンバッハの規定を、基本的に重要だと解し、その検討から始める。そのため、かれは生産量が増加していく四つの期間、同一に止まる四つの期間および減少する四つの期間という三つの場合について、上述のシュマーレンバッハの規定に合致すると考えられる例を設け、そこから、後の二つの場合においては、上述のシュマーレンバッハの規定が妥当しないと主張するとともに、生産量が増加していく四つの期間において費用が固定費用と比例的でない変動費用から成る場合を例示して、その場合にも遞減費用が生じうることを主張する。(6)

ついで、かれは、シュマーレンバッハによる遞減段階における総費用の分解手続きおよびその結果を示したのち、①固定費用が全操業度を通じて固定して、②同一の操業度において固定費用が二つの異なる値を示し、③比例費用が操業度に対して比例的に経過して、これを矛盾(Unstimmigkeiten)と称する。さらに、

かれはシュマーレンバッハによる逓増費用の分解の結果を一層理解し難いものだとする。なぜなら、そこでは①同一の操業度において二つの異なる価値が固定費用として示され、②比例費用が最初の年度に総費用を超えていて、③比例費用が操業度に比例的に増加せず、④固定費用に負の記号が付せられ、それが計算上の収益と称せられているからである。この検討の結果ロレンツは、矛盾と誤謬にみちたこの結果をもってしては何ごとをも始めることができないと主張する。そして、進んで「いかなる認識の誤まりおよび思考の誤まりがこのように理解困難な結果に導きうるのか」を確認し、『逓減費用の数学的分解は一般に可能なのか』という問いに答えようとする。かれによれば、一つの認識の誤まりは「逓減費用は固定費用と比例費用との混合とみなされる」というシュマーレンバッハの主張のうちにある。さらに、この主張が正しいとしても、シュマーレンバッハの例において、例えば一九一〇年の一〇〇〇単位に対する一〇〇〇〇マルクと一九一一年の一二〇〇単位に対する一〇八〇〇マルクの差八〇〇〇マルクがなぜ比例費用だと断定しうるのかは明らかでない。逓減費用が固定費用と比例費用から成る場合も、固定費用と比例的でない変動費用から成る場合もあるという事実にくくして考えれば、前者の場合にのみ逓減費用は固定費用と比例費用に分解されうるのである。そして、ロレンツ自身はこのありうる場合についての費用分解の方法を示したのちに、もう一度シュマーレンバッハの例を検討し、そこには費用の比例的増加は存在せず、したがってまた比例費用を分離するすべての試みは無益であると主張する。

このロレンツの批判は、シュマーレンバッハの所論の誤解を出発点とし、費用範疇に関するシュマーレンバッハの見解も誤解していたのであるから、妥当な批判とはなりえなかった。すなわち、第一に、コジオールの分析が明らか

にしているように、費用分解の結果えられる「固定費用」と「比例費用」は便宜上「固定的部分」と「比例的部分」とみなされるにすぎないものであって、シュマーレンバッハが四種に分けた費用範疇に含まれる固定費用と比例費用にひとしいものではない。もっとも、この点については、シュマーレンバッハの用語が厳密でなく、しかも、すでに指摘したように、シュマーレンバッハ自身に多少とも曖昧さが残されていたところに誤解を生む一半の原因があった。第二に、ロレンツが費用分解の方法と結果に関するシュマーレンバッハの例示に対して加える批判は、いづれも第一に指摘した誤解に基づいているとともに、ロレンツがシュマーレンバッハの費用分解を真に理解してはいないことを改めて示しているにすぎない。レーマン (M. R. Lehmann) はこうしたロレンツのシュマーレンバッハ批判に対してつぎのような批判を加えている。かれによれば、ロレンツの以上二編の論文は第一論文に見出される基本的誤りに基づいて構成されている。その基本的誤りは、ロレンツがシュマーレンバッハの観取した「操業度に対する費用の依存関係という問題」を把握しえず、それに代えて「生産量、総費用および単位当り費用に関してどのような異なる時間的发展が観察され、またこれらの三つの量の観察あるいは仮定される時間的发展をいかなる言葉によって特徴づけるべきか」という問題を扱っている点にある。そしてロレンツがこのような誤りを犯した底には、かれが提起された問題を把握しようとせず、その概念のみを問題にしようとしており、この態度が他の人の所説、とくにシュマーレンバッハのような型の人の所説の正しい理解を妨げているという事情がある。⁽⁸⁾

このように、レーマンは、ロレンツにあってはその学説解釈の態度に欠陥があるために問題の正当な把握に基づく批判が行なわれず、問題が全くすりかえられてしまっているとして、厳しく批判したのである。⁽⁹⁾

ただ、ロレンツのこのような批判を生んだ原因の一半がシュマーレンバッハの不明確な用語および表現に由来していたことも事実として承認されなければならない。同時に、そのような不明確さはあるにしても、これほどまでの誤解を生んだという事実は、当事のドイツ経営学界においては、シュマーレンバッハの主張がこのような誤解を生むほどに斬新なものであったことを示していると受けとることができるであろう。⁽¹⁰⁾

ところで、レーマンはシュマーレンバッハの観取した問題が「操業度に対する費用の依存関係」であることを指摘した。だが、シュマーレンバッハの問題はたんに費用が操業度に対して依存関係にあることを明らかにするところにあつたわけではない。その依存関係のうち、とくに逓減および逓増という現象が個別経営に対してまた共同経済に対して有する意義ないし問題性を明らかにし、それに対処する方法を考えるとここにこそ真の問題があつたのだと解せられる。そして、この点は、コジオールによって要約されたマレットツによるシュマーレンバッハ批判の第五点に関係している。だが、マレットツの見解およびそれに対するコジオールの批判的吟味を取り上げる前に、まずシュマーレンバッハの見解が示されるべきであろう。

- (1) S. Lorentz, Die Schmalenbach'schen Kostenkategorien, a. a. O., S. 131.
- (2) E. Kosiol, Die Schmalenbach'schen Kostenkategorien, in: ZfB, 3. Jahrg. 1927, S. 469 ff.
- (3) ロレンツはコジオールのこの批判になお簡単な異論を提出してゐるが、そこにはなおかれの理解不足が露呈されてゐる。⁴⁾に照らされる。(Vgl. ZfB, 4. Jahrg. 1927, S. 472.)
- (4) E. Kosiol, Die Schmalenbach'schen Kostenkategorien, S. 470.

- (5) S. Lorentz, Kostenauflösung?, a. a. O.
- (6) S. Lorentz, Kostenauflösung?, S. 421~422.
- (7) S. Lorentz, Kostenauflösung?, S. 424~428.
- (8) M. R. Lehmann, Zum Kampf um die Schmalenbachschen Kostenkategorien, in: ZfB., 5. Jahrg. 1928, S. 940 ff.
- (9) ただ、レーマン自身が「操業度に対する費用の依存関係」に関して他の論文において展開している見解は、操業度に対する費用消費量の依存関係と操業度に対する費用財価格の依存関係とに分析して考察を加えた緻密なものであるが、それがシュマールレンバッハの提起した問題を正当に受けとめたものであるか否かには疑問がある。そのことは、シュマールレンバッハの遞減および遞増が単位費用の経過に関する概念であって総費用の経過に関するものではないとする主張のうちにすでに示されているとともに、かれが直線的あるいは階段状の費用経過のみを想定しているところにも認められる。M. R. Lehmann, Grundsätzliche Bemerkungen zur Frage der Abhängigkeit der Kosten vom Beschäftigungsgrad, in: Betriebswirtschaftliche Rundschau, 3. Jahrg. 1926, S. 145 ff.
- (10) この点に関連して、(ii)の注(12)にあげたメラーの言葉を想起されたい。

(2) 比率による価格設定

シュマールレンバッハは、多少の曖昧さを見せながらも、いわゆる数学的費用分解の方法が、総費用を便宜上固定的部分と比例的部分と呼ばれるべきものに二分する便宜的な方法であることを意識していたと解せられる。しかもなおこうした方法を用いて費用分解を行なう理由は、かれのこの論文からみるかぎり、このような費用分解が計算価値の

把握ならびにそれを利用して費用の逓減および逓増という現象に対処することと結びつけられているところに求められる。すなわち、かれは比例率の意義を「それが正常には (normalerweise) 計算価値である」ところに認め、そのような計算価値が費用の逓減および逓増という重要な現象に対処する方法の基礎を与えるものと考えるのである。

かれは計算価値について例をあげて説明する。かれがあげる第一の例は逓増費用の場合の例である。いまトン当り⁽¹⁾四マルクで石を切り出している石切場の正常な給付能力が日産二〇〇トンであり、日産二五〇トンまでは増産可能で

日産 (トン)	総費用 (マルク)	平均費用 (マルク)
200	800	4.00
250	1,075	4.30
50	275	5.50(比例率)

あるが、その場合には追加される五〇トンについては費用が逓増しトン当り五・五〇マルク要するとする。すなわち、生産量と費用は上の第一表のようになる。さらに、従来日産二〇〇トンの石材はトン当り五マルクで販売されていたとし、いま市場の需要が二〇〇トンを超えたとする。この例についてかれはつぎのように述べる。「われわれが二〇〇トンを超えて「トン当り」五・五〇マルク未満〔の価格〕で販売する各トンについて、われわれが損害を受けることは明らかである。二〇〇トンを超える各トンは少なくとも五・五〇マルクをもたらさねばならない。たしかに二〇〇トンから二五〇トンの操業度における平均費用は四・三〇マルクにすぎない。⁽²⁾それにも

かわからず、日産二〇〇トンを超える場合に五・五〇マルク未満を要求することは誤りである。しかも、それは私経済的にのみでなく国民経済的にも誤りである。その石材が五・五〇マルク未満で販売されるならば、その利用価値が五・五〇マルクに達しない消費者が誘引され、財貨の浪費 (Güterverschwendung) が発生する。……石切業者がその石材を五・五〇マルクの代りに四・三〇マルクで販売するならば、石材は現実 (in Wirklichkeit) 五・五〇マ

ルクで生産されるのだから、トン当り一・二〇マルクの財貨の浪費 (Gütervergeudung) が発生する」() 内は田島が補なつた部分。(S. 322) と。そこで、販売者はかれの給付に対して少なくとも比例率を填補しうる価格を要求せねばならない。しかも、かれによれば、この比例率は追加的な五〇トンについてのみでなく、全生産量に妥当する。この点について、かれは、石材について五・五〇マルク以上の利用価値をもつもののみがこの石材を利用するように価格が設定されるべきであるとし、また「すべて〔の購入者〕は購入しないことによって供給者が過度な負荷 (Überbeanspruchung) から脱するのに貢献するか、あるいはすべて過度な負荷の費用 (Überbeanspruchungskosten) を支

払わねばならない」() 内は田島が補なつた部分。(S. 323) とも述べている。(3)

運搬量 (トン)	固定的費用 (マルク)	1000トン当り 比例率 (マルク)	1000トン当り 平均率 (マルク)
100,000	2,400	1	25
200,000	2,400	1	13

このように、比例率を最低基準とする価格設定は国民経済的にも私経済的にも合理的な価格設定となり、少なくとも国民経済的にみれば財貨の浪費を防ぐものだと考えられる。そして、この見解はこの場合の石材そして一般にある製品の生産費が現実に比例率にひとしいという見解に根ざしてゐる。だが、比例率が現実の生産費なのだという見解は一つの定義としてはありうるにしても、唯一の定義として説得力をもつものではない。むしろ、平均費用が現実の生産費なのだとする見解の方がより説得的であろう。そこで、少なくとも国民経済的にみて、当該財貨に関して平均費用を超える単位当り収入をあげうるが比例率に達するまでの単位当り収入をあげえないという用途にその財貨を利用することがなごに故に財貨の浪費をなすのかは、より十分な説明がなされないかぎり理解困難である。(4)

この関連において見出されるもう一つの説明は、経営が最適操業度で生産を営むことが国民経済的にも私経済的にも経済的であるというものであろう。それは、かれが、経営を過大操業から脱せしめるための方策として、あるいはそれが不可能な場合にはそのような事態を招来した需要者がその責任を負うべきであるとして、比例率による価格設定を提唱しているところにも表現されている。

比例率の利用は逓増の場合にのみ限られない。同じ原則は費用逓減の場合にも妥当する。かれは費用逓減の場合としてつぎのような例をあげる。川に面した工場が自家用の橋を有している。その橋の維持費、償却費、利子および運搬のすべての費用を含めて運搬の総費用は同一の時間単位内に運搬量一〇〇〇〇トンで二五〇〇マルク、二〇〇〇〇〇トンで二六〇〇マルクになるとしよう。この場合に費用分解を行なえば、前頁の第二表の通りになる。目下実現されている操業度は一五〇〇〇トンであり、その場合には費用は平均して一〇〇〇〇トン当り一七マルクとなり、それが従来この橋を利用する下位経営 (Unterbetrieb) に利用価格として算定されていた。ところが、この一五〇〇〇〇トンのほかに、なお従来充足されていない四〇〇〇〇トンの需要が存在し、その需要は一〇〇〇〇トン当り一マルクしか負担しえないとしよう。かれによれば、この場合にもその需要が充足させるに値するか否かを決定する基準は比例率に求められ、したがって一〇〇〇〇トン当り一マルク以上の利用価値をもつこの需要は充足されねばならないことになる。(S. 323~324) ただ、かれは、この場合にも逓増の場合と同様にその橋のすべての利用の価格として一〇〇〇トン当り一マルクという比例率が適用されるのか否かを、初版では明らかにしていない。しかし、逓増の場合の原則からすれば、この場合にも比例率がその橋の利用の価格とされると考えるべきであらう。⁽⁵⁾ ところが、このように考

えると、比例率こそが現実の費用であるということがここでも妥当するのか否か、またそうした比例率を填補することのみで財貨の浪費が防がれ、共同経済性の原理の要請が満たされていくのか否か、という疑問は一層大きくならざるをえない。

それでは、かれはこのような比例率を計算価値とし、それを価格設定の基礎におくことによってなを達成しようとしたのであろうか。

シュマーレンバッハによれば、一般に経営の計算制度は記憶および経営のどこかに生じた刺戟を経営管理者 (Betriebsleitung) に伝え、防御機能を発動させる役割を果す。計算制度のうち原価計算は経営行動の統制と価格計算とくに重要な目的とする。前者においては、給付単位当り費用ならびにそれに至る各算定過程での費用の把握を通じて経営の欠陥を見出し、それを経営管理者に伝えることが重要な機能となる。これに対して、価格計算については三種の目的が分けられる。その第一は、獲得可能な価格 (erzielbarer Preis) の算定である。ここでは、価格はできるだけ高く、しかも少なくとも獲得しようとする注文を獲得しうるほどの高さでなければならぬ。それは、通常、原価に付加する利潤額を加減することによって需要に適應するという形をとる。第二は、最有利な操業方法 (die günstigste Beschäftigungsart) という目標をもつ価格計算であって、この種の価格計算はより高度な価格政策に帰着し、価格政策の最も重要な部分をなす。経営のできるだけ有機的な操業 (eine möglichst organische Beschäftigung) を招来するという価格政策のこの目的は、価格政策論の発展においてとくに大きな役割を演ずるべきものである。なぜなら、ここには第一級の共同経済的意義を有する課題が存在するからである。すなわち、経営の経済的職分を最大の

経済性をもって遂行する必要性と並んで、個々の経営がその能力 (Veranlagung) に対応した操業を追求することは共同経済にとって大きな意義がある。そして、このための価格計算にとって最高の原理は「費用ではなくて計算価値が計算の基礎におかれねばならない」というものである。そして、この原理は、生産と消費に障害のない製品に対しては比例率が計算されるべきことを意味している。第三は価格下限 (Preisuntergrenze) の計算である。それは自己の原価を決定的な計算対象とし、価格が下限に接近するときに特別な意義を獲得する。シュマーレンバッハは、この下限がなによって規定されるべきかを示していない (S. 347~356)。

マレッツは、費用分解の結果の利用に関するシュマーレンバッハの見解を、操業度の判断および経営管理 (Betriebsanleitung) という二点にまとめ、これに対して批判を加えている。かれによれば、経営管理は固定費用および比例費用の認識を通じて経営を自動的に管理し、その最良操業 (Bestbeschäftigung) を達成させることを目指す。そして、そのような経営管理のうちに費用分解の最終目的が認められる。こうした経営管理に当ってとくに問題となるのは振替価格 (Verrechnungspreis) であり、その算定に費用分解が利用されるわけである。ところが、かれは、この振替価格の下限を比例率に求めるシュマーレンバッハに対して、総生産費から経営が生産を中止した場合にもなお発生する費用を控除した額を振替価格の下限とすべきこと、したがってそこには固定費の一部が含まれていなければならぬことを主張する。こうした見地から、かれは数学的分解法によって算定された比例率が上述の下限を下まわるが故に、それを振替価格として用いることは誤まりであると主張するのである。⁽⁶⁾

このマレッツの批判は、意味的に、価格政策において比例率を利用するというシュマーレンバッハの見解にも、そ

のまま向けられるものであり、この点はコジオールによるマレットツ批判の第五点に関連する。

第五点について、コジオールはつぎのように説く。シュマーレンバッハはかれの研究において操業度の変動によってもたらされる費用変化のみを許容し、費用に対するその他すべての影響要因を捨象することによって理想化された経営を前提している。この前提がおかれるときには、過大操業および過小操業に対する手段として、直ちに、生産減少および生産増加が結果として出てくる。そして、それを実現する自動的手段 (automatisches Mittel) を求めて、シュマーレンバッハはかれの経営経済的原価計算率 (betriebswirtschaftlicher Kalkulationsatz) に到達するのである。もとより、生産量の減少あるいは増加は販売価格あるいは振替価格の多少とも恣意的な引上げあるいは引下げによっても達せられる。しかし、シュマーレンバッハが数学的・直観的に比例率を選んだことは比例率が強制的に平均率 (Durchschnittsatz) に導くところにその相対的に深い意味をもっている。すなわち、固定的部分は費用比例の状態においてゼロになるのである。これに対してマレットツの「比例率」を原価計算率として用いれば、それはつねに平均率未満に止まる。換言すれば、シュマーレンバッハの比例率は差額費用率であって、正常操業の場合に限界価値として生ずる平均費率の理論的一般化をなすのに対して、マレットツの原価計算率は部分費用率 (Partialkostensatz) であって、それは比例率とはなんの関連ももたない。

そして、コジオールはマレットツの所論の検討から全体としてつぎのように結論している。「かれ(＝マレットツ・田島)の正しい問題設定はほぼつぎのように定式化されるであろう。費用遞減的過小操業の除去のための経営政策的原価計算率として、シュマーレンバッハの比例的差額費用率が適用されるべきか、それともマレットツによって要請された生

産依存的（変動的）費用の関数率（Funktionsatz）が適用されるべきか、と。理論的には第一に比例率が論理的な一貫性と普遍妥当性という利点を有するように思われるが、二つの率の実際の作用はこれをまず立入った検証にかけねばならない」と。すなわち、コジオールはシュマーレンバッハおよびマレッツの所説をそれぞれ別種の仮説とみているのであって、論理的な一貫性において前者をよりすぐれているとしながら、いずれがすぐれているかの決定は検証に委ねられるべきものと考えているのである。

マレッツのシュマーレンバッハ批判に対するコジオールのこのような批判的検討は全体として妥当なものであるとともに、シュマーレンバッハの見解を明確化していると考えられる。シュマーレンバッハ自身の論述のうちにも明らかに示されているように、かれが原価計算の目的として理論的に最も重視していたのは有機的な操業を目標とする価格政策に奉仕するという目的であり、この目的に計算価値が結びつけられているのである。だが、少なくともシュマーレンバッハ自身の論述においては、計算価値がどのようにして有機的操業の達成に役立つのかについてはにも述べられていない。この点について、コジオールは、シュマーレンバッハのいわゆる有機的操業が完全操業にひとしいことを前提して、過大操業の場合には生産量の減少を、過小操業の場合には生産量の増加をもたらし、完全操業へと自動的に到達せしめる作用をもつ手段として、比例率による価格設定という方法を把握するとともに、それがそのような効果を有するか否かによる検証をまっしてはじめて決定されうるとしているのである。シュマーレンバッハのいわゆる有機的操業の達成は経営の各構成部分の操業度を調和的に完全操業に接近させることを意味するものと解して誤まりはないであろう。この解釈を前提とすれば、コジオールの解釈は比例率による価格設定と有機的操業の達

成との関連を一つの仮説として明確に示していると考えられることができる。

ところで、こうした経営の有機的操業の達成は、経営の経済的職分を最大の経済性をもって達成することと並んで、共同経済的な意義をもつものとして要請されている。経営の経済的職分を最大の経済性をもって達成するという要請は、明らかに「財貨の浪費を避ける」という共同経済的経済性の要請に由来するものと考えられる。これに対して、有機的操業の達成という要請もまた、それを各経営の能力の共同経済的に最適な利用の要請と解すれば、共同経済的にみて「財貨の浪費を避ける」という要請と密接な関連を有すると云うことができる。ただ、その場合には、各経営のすでに有している能力が共同経済的にみて最適に配分されていることが必要となる。それは、その配分が適切でないとするれば、一部の経営の能力の少なくとも一部分を遊休の状態におくことが、共同経済的にみて経済的であるという場合もありうるからである。すなわち、「有機的操業の実現」という目的を「共同経済的にみた財貨の浪費の防止」という見地から正当化しうるためには、少なくとも各経営の能力の共同経済的に最適な配分という前提がみだされなければならないのである。

(1) シュマーレンバッハはここで「一立方米当り」としている。しかし、のちの費用計算との関係で、「トン当り」とする方が妥当と思われるので、ここではこのようにした。

(2) この表現は明らかに不正確である。二〇〇トンから二五〇トンの間の生産量に対応する平均費用は、四マルクから四三〇マルクの間において生産量に依存して変動する。

(3) かれによると、この比率率は販売原価計算の際に計算価値として利用されねばならないばかりでなく、自家消費の場合

にもまた経営内の振替価格として用いられねばならない。

- (4) なお、こうした価格設定の方法は経済学の教える市場における価格成立の説明に類似しているようにも思われる。だが、シュマーレンバッハの例においては、個別経営に対する右下りの需要曲線が前提されていて、ここでは経営の生産量が比例率の曲線と需要曲線との交点において決定され、またその交点に対応する価格が価格の下限を決定することになっていると解される。この場合、比例率の曲線は、より抽象的に精密化されれば、経済学における限界費用曲線にひとしくなることがシュマーレンバッハ自身の説明によって明らかである。したがって、この比例率による価格設定は、個別経営に対して右下りの需要曲線が想定される場合には、経済学の教える価格成立の機構による場合よりも価格が低く生産量が大きとなる可能性を含んでいるのである。経済学における通説とのこうした相違は、シュマーレンバッハの想定する経営が利潤極大化原理によって行動するものではないところに由来するとも考えられる。ところが、すでに本文において指摘したように、このような価格設定方法がなに故に共同経済的に財貨の浪費を防ぐのかについては、説得力のある説明が欠けている。

- (5) シュマーレンバッハ自身も第五版においてはこの点をはっきりと肯定している。E. Schmalenbach, Grundlagen der Selbstkostenrechnung und Preispolitik, 5. Aufl., S. 54.
- (6) J. Maletz, a. a. O., S. 310~311.
- (7) E. Kosiol, Kostenaufösung, a. a. O., S. 356~358.
- (8) E. Kosiol, Kostenaufösung, a. a. O., S. 358.

4 価格形成と費用遞減現象

シュマーレンバッハは、原価計算が価格設定と密接な関係にあるが故に、価格形成の法則 (Gesetze der Preisbildung) を取り上げることが必要だと考える。その際、かれによると、価格形成の法則は計算価値原則を首尾一貫して適用しさえすれば容易に理解される。なぜなら、計算価値原則は「人がなにをするか」の確定を通じてえられたのではなく、「最高度に経済的に行為するためには、人はなにをなさねばならないか」に関する吟味に基づいているのであるから、計算価値はすべての有機体 (organischer Körper) のうちに、「つねに完全にではないにしても、ある程度近似的に見出されねばならないからである。そして、人間の社会も経済を必要とする一個の有機体であり、そこにみられる計算価値が価格なのである (S. 337)。

ここでは、一方において計算価値原則は最高度の経済性を實現するために必要とされる当為原則と考えられ、しかも、他方においては、その当為原則は有機体の中では少なくとも近似的に守られているべきはずのものだと考えられている⁽¹⁾。

ところで、かれは、価格形成の問題に関して、本質的には二つの問題を取り上げる。第一は、価格がすべての場合に原価によって規定されるという觀念から解放されねばならない、という点に関し、第二は、費用遞減および費用遞増が価格に及ぼす影響を知るといふ問題である。

第一の問題について、かれは国民経済学におけるウィーン学派の研究成果⁽²⁾に拠るべきものを認め、限界効用理論および限界対偶の理論 (Theorie der Grenzpaare) に基づいて価格形成の説明を行なう。そして、その説明について「もし、価格形成がどこでも上述のように行なわれるならば、そこではなお費用逓減および費用逓増が特別の判断を要求するという事実を不問に付してはいるが、計算価値の原則が価格形成を貫ぬいて最もよく守られるであろうことが容易に洞察されうる」(S. 337)と述べる。

すなわち、かれは、限界需要と限界供給の要求する価格の一致点において価格が成立するという事情のうちに、供給者側において比例率が貫ぬかれ、その供給量において比例率による価格の形成という原則が貫ぬかれていたと考えているわけである。ところで、このような価格形成の機構は図式的に云えば、右下りの需要曲線と右上りの供給曲線との交点で市場価格が成立することおよび右上りの供給曲線は異なる費用曲線を有する複数の経営の限界費用曲線から形成されることを想定している。そこで、シュマーレンバッハが上述のように説くとき、その点がかれの説明においても前提されていることになる。ところが、そこではたしかに比例率による価格設定は行なわれているが、そうした価格設定は経営を過大操業から自動的に脱却せしめるような作用を發揮しないであろう。

さらに、かれは、ある財貨が必要との関係で相対的に稀少になった場合にも、計算価値の原則にしたがってその財貨の価格が設定されることによって価格が上昇することはその財貨の浪費を防ぐゆえんであると主張する。この主張を裏づける例示においてかれが示している計算価値の原則は、具体的には四の(2)で述べた機会費用の考え方にほかならぬ (S. 338)。

もつとも、シュマーレンバッハは、価格の發展が正確に計算価値の法則にしたがう場合に、それが総合經濟の必要(Bedarfnis)に最もよく役立つという原則も、財産および所得の分配が各個人の經濟給付にしたがってなされていない場合には、妥当しないことを指摘している。(S. 339)「だが、そうした場合を度外視すれば、生産能力の不足の場合には価格上昇にいかなる制約もおかれるべきではないという原則が妥当せねばならない。制約がおかれれば必然的に非經濟性が発生するのである。」(S. 339)ここで非經濟的だと云われる事態は、生産能力の不足によって相対的に稀少性の高まった財貨が最も經濟的な用途に向けられなくなることによって発生すると考えられている。そこで、また、「価格を國民經濟的有機体の計算価値とみるものは、それ故に……自分の原価を考慮することなく獲得可能な最高の価格を受けとる企業者を非難しないであろう。独占を度外視すれば、その企業者は、それをもって、かれのなすべきことおよび國民經濟の身体に有益なことをしているのである。」(S. 339~340)ここでは、獲得可能な最高の価格を支払いうる者が最高の經濟的な用途をもつという前提がおかれ、それ故に購入者の自由な競争による価格のつり上げがその財貨の最も經濟的な利用を実現すると考えられているのである。ところで、このように特定の種類の生産能力が相対的に不足し、その製品の価格が著しく上昇するときには、その生産能力を形成する財貨自体にとって、著しく經濟的な用途がここに提供されることになる。したがって、「独占を度外視すれば」⁽³⁹⁾その生産能力はやがて増強され、そこから作られる財貨の供給量が増加して価格は低下することになる。このような作用をも自由な価格上昇に伴うはずであり、そうした競争のいきつくところは、すべての経営がシュマーレンバッハのいわゆる完全操業にある状態である。だが、ここまで考える場合には、それは經濟学にいわゆる長期の問題となり、生産設備一定という前

提をおく比率による価格設定という問題の範囲外に出る。そこで、シュマーレンバッハは、需要と供給の関係から価格が形成される自由競争市場における計算価値原則の役割について、いわゆる「短期」の場合を論じていることになる。そして、その場合には、計算価値原則が有機的操業度実現の手段として有効な働きを示すとは考えられない。

このようにウィーン学派の所説に拠って価格形成の機構を説明したのち、かれは、その説明が事実と異なる前提に基づいているという異論を認める。かれによれば、この価格理論は、①すべての人間は自分自身のために経済的に行為する、②国民経済の機構 (Mechanik) は個々人の共同経済的行為をいたるところで呼び起す、③価格形成はどこでも自由である、という三つの非現実的な前提に基づいているのである。

第一の前提について、かれはまずそれが経済人の仮定に結びつくことを指摘し、つぎのように云う。「経済人の仮定をもって国民経済学はわれわれが行なうのと同様なことを行なっている。ただ、異なる色あいをもって。われわれは先験的に (a priori) 最高の経済性の原則として原価計算原則を設定する。実践がそれにしたがって行動するか否かは独自の事態である。実践がこの原則にしたがって行動しないとき、それによってこの原則が別のものになるわけではない。国民経済学においては、存在するもの (was ist) を研究するのだと主張するが、経済人を基礎においている。われわれのやり方の方がより明確であるように思われる」(S. 340)と。ここでは、経済人の仮定に基づいて行なわれると想定される行動が最高の経済性を達成するための当為原則にしたがう行動であると解され、その原則が経験的原則ではないが故にそれにしたがう行動が現実につねに行なわれているわけではない、と考えられている。

第二の前提が非現実的であることは国民経済的価格機構が一般には個々人の共同経済的行動を呼び起さないこと、

具体的には非常に頻繁にみられる個人の利益と全体の利益との乖離という事情に示されている。かれによれば、ここでは刺戟器官 (Reizorgan) が国民経済の身体に悪い作用を及ぼしているのである。それは個々の経済行為の非経済性によることもあるが、また欠陥のある市場組織も同じ方向に作用する。(S. 341) すなわち、かれは各経済行為者が計算価値原則にしたがって行動し、しかも市場組織が整備されて神経の役割を十分に果たすことを、個人の利益と全体の利益との一致をもたらす必要な前提と解し、その両者が現実には存在していないところにこの第二の前提の非現実性は由来すると解しているのである。このうち市場組織に關しては、さらに第三の前提に關する問題が關連する。すなわち、価格形成にはいまや数多くの経済法的な介入が行なわれているが故に、価格形成はもはやその自然な目的に適った路線の上で行なわれているわけではなく、したがって、第三の前提も現実的ではないのである (S. 341~342)。

この第二、第三の前提の現実性に關する吟味において、かれは合理的だと考えられる経済主体の行動様式を促進するような市場の機構が作用しなくなっている点を指摘している。その場合、そのような市場の機構は外からの一切の干渉を排し、市場の中で情報の伝達が阻害されない自由競争市場である。それはかれにとって合理的な経済活動が営なまれる理想的な機構でもあったと考えられる。そして、そのような市場機構の機能の阻害要因が、ここでは主として経済法的な介入に求められている。だが、現実の市場をそのような自由競争市場から乖離させる大きな要因として、かれはさらに経済活動の内から発生する逓増・逓減現象、とりわけ逓減現象をあげることになる。

上述のように、シュマールレンバッハは、費用逓減の場合にも費用逓増の場合にも比例率が個々の経営の価格設定を規定せねばならないとする。「比例率の適用に際してのみ国民経済の経済性も経営経済の経済性も維持される」(S.

342)からである。ところで、逓減の激しい経営は通常逓増も激しく、操業度の変動に対して非常に敏感である。シュマーレンバッハは、この種の経営のそうした敏感さが広範な影響をもつことを強調する。かれによると、一般に激しい逓減の存在する産業部門においては、そこに属する経営は相互の激しい競争のために平均費用に達しない価格で供給することを余儀なくされている。それらの経営は、あらゆる内部的な自衛措置を講じてもおおその平均費用を確保しえないほどに操業不足となっている。そのような状態をもたらす競争は、通常つぎのように進行する。まず逓減の激しい経営が差別化された価格 (differenzierte Preise) を設定し、それによって競争相手の顧客層に喰い込もうとする。ところが、競争相手もまた同じ措置をとり、やがて全価格水準が攪乱される。このときにはすべての経営が損失を蒙る。だが、そのことは共同経済的にみると、なんら欠陥ではない。なぜなら、それによって、全体としてなんらの財貨も浪費されず、もし平均価格 (Durchschnittspreis) のそのような低下が阻止されるならば、それによってかえって財貨が浪費されるであろうからである。ところが、容易に理解されるように、経営はそうした価格現象に強く抵抗する。そこで、一般に強度の逓減を伴う産業部門においてカルテル形成への傾向が強いのも決して不思議ではない。このカルテル結成と結びついている価格規制 (Preisregelungen) は、その事情にしたがえば潜在化するはずのない需要を潜在化させるが故に、国民経済的にみて極度に不利である。さらに、価格規制によって、上昇するはずの価格を抑制することも国民経済的にみると好ましくない。しかも、逓減現象は、このようなカルテル形成の傾向を生むのみでなく、それに苦しむ経営がもはや現行の経済秩序とくに自由競争の制度に一般にうまく適応しえないほどに、激しくかつ継続的であることもありうる。さらに、シュマーレンバッハは、すべての経営がその逓減および逓

増を作用させれば商品の価格がそのような作用の抑制されている今日よりずっと激しく変動するであろうことを指摘し、そうした強度の変動がわれわれの経済生活にとって有利であることを主張する。それと同時に、逓減および逓増をそのように自由に作用させることが経営の利潤と損失の変動を激しくすることを認めた上で、つぎのように述べる。「そのことはもとより快適なことではないが、経済的に合目的なこと (das wirtschaftlich Zweckmäßige) はしばしば快適ではない。恐らく、非常に激しい逓減・逓増を伴う産業部門においては、平衡基金 (Ausgleichsfonds) が考慮され、その目的のためにその産業部門が強制的団体 (Zwangskörperschaft) に結合せねばならぬことになるであろう。そのとき、それによってすでに完全に自由な経済はここで機能していないことが意味される。完全に自由な経済は比例的費用の原則の上に構成される」(S. 342~345)云。

このように、シュマールレンバッハは、費用逓減の現象が経営を圧迫して自由な経済を終息せしめるに至ると解する。しかも、この自由な経済は、国民経済的にも経営経済的にも経済的な結果をもたらす比例率の原則の上に成立するものとして、理想的な経済秩序だと考えられている。そこで、そのような自由な経済を危機に陥れるような逓減現象は、経済的に重大な意義をもつことになるわけである。

このような事態を直視して、かれは逓減・逓増現象から生ずる大きな損失と高い利潤とを、比例価格計算 (Proportionalpreisrechnung) の制度を維持しながら、避ける方法を提案する。その第一は、生産者が、その費用の特質にしたがって価格を固定的な部分と比例的な部分に分け、顧客に対して購入量に関係なく固定的価格を要求するほかに、個々の給付に対してある価格を要求するという方法である。かれによると、この原則はやや修正された形で、すでに

予約制 (Abonnement) およびそれに類似した価格設定のうちにみられる。こうした予約制は、一方において、平均価格では潜在的となる需要を、顧客が完全に有効に作用させるといふ効果をもつが、他方において、予約することのできない消費者の需要を有効に作用させることができないという欠陥をもっている。

さらに広範な意義をもつものとして、かれは価格差別化 (Preisdifferenzierung) をあげる。かれによれば、価格差別化は費用逓減にのみ対応するものではなく、独占経営はその費用の逓減には考慮を払わずにも、価格差別化を用いる。しかし、「費用の激しい逓減が存在するところでは、消費の差別化 (Differenzierung des Verbrauchs) が必要なものとして浮び上ってくる。その差別化はわれわれの経済制度 (Wirtschaftssystem) の欠陥を部分的にいやすことができる。」(S. 36) この差別化は、一方において、比率率が価格の下限をなすかぎりで生産費が考慮されているのであり、他方において、それは使用価値等級 (Gebrauchswertstufen) によって規定される。そこで、こうした差別化は、とくに、経営経費の激しい逓減が使用価値の等級づけと結びつき、同時にこの等級づけが差別化によって把握可能なところで発現する。この場合、そうした把握可能性は、相対的に高い使用価値が相対的に低い使用価値に比してあまりに大量に有効となり、それに特価 (Vorzugspreis) が与えられないことを前提とする。相対的に低い使用価値の区別にはアルコール飲料の場合の変性、鉄道の場合の等級など様々な手段が利用される (S. 345-347)。

このように、シュマールレンバッハは費用逓減の現象がかれの理想とする自由な経済を危機に直面させると解し、そうした費用の逓減が存在する場合にも、なお、経済的価格の成立を実現させる比率率による価格設定の原則を生かす方策を工夫しようとするのである。しかし、そのような方策は自由な経済の崩壊を防ぎうるものではない。

(1) シュマーレンバッハは「われわれがあるものを一個の經濟有機体と呼びうるか否かの本質的な特徴は、その中に、有機体の全体的福祉に敵対的な従順でない部分器官を服従させるような力があるか否かであるように思われる。……疑いもなく、國民經濟においては法律や慣習の内にそうした結合力が存在する」と主張するとともに、「一國民のうちに、共同經濟的活動へ向うその構成員の傾向がなお小さいにせよ、事態は自ら最低限のものをもたらず」とし、「一國民 (Volk) において諸個別經濟の二つの不適当な構造 (ein ungeeignetes Gefüge der Einzelwirtschaften) によつて全体福祉が一定の点を超えて無視されると……その國民は衰退する」こと、ならびに諸國民間の競争がその傾向に拍車をかけることを指摘する。そして、その故に國民もまた經濟的法則の圧力下に生活し、そこにもまた經濟的原則が見出されねばならないと主張する。(S. 333) ここでは、經濟的原則は現実の國民經濟に貫徹されているようにも主張されている。この場合經濟的原則は少なくとも計算價值原則を含むと解せられる。したがつて、計算價值原則は「あるべき原則」であると同時に「実際に作用している原則」であることになる。なお、この引用文から、本文中の人間社會が國民に相当し、全体福祉あるいは共同經濟的福祉が國民の福祉を意味すると解しうるであらう。

(2) かれはここでいきの書物を指示している。

Böhm-Bawerk, Positive Theorie des Kapitals, 3. Aufl., Innsbruck, 1912, III. Buch.

von Wieser, Theorie der gesellschaftlichen Wirtschaft im „Grundriß der Sozialökonomik“, I. Abteilung, Tübingen, 1914.

(3) シュマーレンバッハが例示していた石切場の場合には、明らかに需要曲線が個別經營について右下りと考えられており、そこではここで度外視されている独占の場合が想定されていることをここで指摘しておくべきであらう。

五 シュマーレンバッハ「技術論」的経営学の吟味

『技術論としての私経済学』において、「技術論」は哲学的に志向する科学とは対立する科学であって、両者の相違は前者が手続き原則を提供することを目標とするのに対して後者はそうした目標を全く有しないところにあることが明らかにされた。「技術論」が手続き原則を提供するという場合、その手続き原則によって達成されるべき目的は何か直ちに問われるであろう。その目的としてシュマーレンバッハが設定したものは経済性あるいは共同経済的経済性⁽¹⁾の高揚であった。その具体的内容は『技術論』においては「どのようにしてある対象を最大の節約をもって生産しうるか」ならびに「いかにして最も合目的に需要と供給を調和しうるか」と表現される。しかも、現実の経済主体の目的がそこにはないことを承認しながら、そのような内容が「私経済学」の取り上げる目的、したがって私経済学が提供する手続き原則の選択原理として設定される。したがって、この「技術論」的私経済学の選択原理の内容をなす目的は個々の経済主体の活動のうちに経験的に与えられたものではない。ここにはすでに、個々の経済主体にとって超越的な目的の設定が行なわれているのである。『技術論』において設定されたこのような原理は『動的貸借対照表論』においては、「全体社会の必要とする経済的活動を……最少の原料および諸力をもって遂行すること」あるいは「商人に課せられた労働が全体社会のための経済的最適の原理にしたがって行なわれること」という形で受けつがれている。また主として「一定の財貨を最も節約的に生産する」といういわば技術的経済性に相当すると思われる部分⁽²⁾が『原価計算』において「すべての経営ができるだけ経済的に働くことが全体の利益であるが故に」という理解を

前提して「非経済的な労働によって財貨が浪費されないように」という形で受けつがれている。そして、このいずれの場合にも、こうした原理によって選択し整序されるべき手続き原則は個々の経営活動を直接的に規制ないし指導するべきものとして設定されるにもかかわらず、私経済学ないし経営経済学は個別経営の個別利害とは無関係に、共同経済的経済性の高揚を目的とする手続き原則を設定することになる。⁽³⁾したがって、ここでも共同経済的経済性の原理は、その原理によって設定される手続き原則が適用されるべき個別経営の主体的原理とは無関係に超越的に設定されている。しかも、シュマーレンバッハは、カインホルストの指摘しているように、⁽⁴⁾経済主体に対してなごに共同経済的経済性原理が中心的な原理として要請されるのかを明らかにしていない。それは直観的に把握された倫理的な要請であると考えざるをえない。そこで、この側面に関するかぎり、シュマーレンバッハの提唱する「技術論」的経営経済学は規範論であると云わねばならない。そして、そうした原理の設定の仕方においては、『技術論』の場合も、『動的貸借対照表論』および『原価計算』の場合もななら変りがないのである。

このように、この原理が経験的存在としての経済主体とは無関係に「あるべきもの」として設定されるかぎりにおいて、経営経済学は一応超体制的な性格をもつ。

ここで、このように「規範的に」設定される共同経済的経済性原理が「貨幣的」ではなく、「財貨的」ないしは「物的」に規定されている点に注意しておくべきであろう。もとより「財貨的」あるいは「物的」とはいつでも、その比較選択に当っては貨幣という共通の単位に換算することが不可欠となる。しかし、シュマーレンバッハは共同経済的経済性の原理が「財貨的」なものであることを『動的貸借対照表論の基礎』においても『原価計算』においても

明言している。そして、それ故に評価が重要な問題となるのである。

ところで、「技術論」の特質はこのような原理を経営活動規制のための手続き原則のうちに具体化するところに求められる。そして、シュマーレンバッハは『技術論』において「技術論」の研究成果たる手続き原則が、つねに実践において経験的にその妥当性を検証されるところに、「科学」に対する「技術論」の優位性を認めていた。ところが、「技術論」的経営経済学の設定する手続き原則が経験的存在としての経済主体の追求する目的とは無関係な目的と合理的な目的・手段関係にあるとすれば、そのような原則が実践の中でも自主的に採用されることによって経験的検証の機会をえる保証はない。⁽⁵⁾ここには、シュマーレンバッハの推論の誤謬がある。だが、このことは、当面経営経済学の性格に関するシュマーレンバッハのいわば形式的な主張についてのみ云われうる。それが、シュマーレンバッハ経営経済学の実質的内容したがってそこで設定される手続き原則に妥当するか否かは別個の問題である。

技術論は手続き原則を設定することをもってその課題とする。その場合、第一に、そうした手続き原則は経営経済学が経済主体の活動によって達成されるべきものとして設定した目的と合理的な目的・手段の関係になければならない。そのためには、目的が特定の手段の合目的性を判定しうるほどに明確化されていなければならない。ところが、シュマーレンバッハの設定する共同経済的経済性の原理は、共同経済的経済性の内容が必ずしも明確ではなく、設定された手続き原則の合目的性の判定を容易に可能とするものではない。⁽⁶⁾第二に、『技術論』においては、手続き原則が超体制的な性格をもつかのような主張がなされていた。そして、この点とも関連して、第三に、ひとしく手続き原則と呼ばれるものの中にも、経営活動のどのような局面にかかわりをもつかによって、少なくとも二つの異なる性質

のものが存在するのではないか、という問題がある。それらの点を考慮しながら、シュマーレンバッハの設定した手続き原則を総括的に検討しなければならぬ。それはかれの経営経済学の実質的内容を検討することにほかならない。シュマーレンバッハの設定する手続き原則のうちで最高の原則は比較可能性の原則であろう。この原則は『動的貸借対照表論』においても『原価計算』においても最高の原則としての地位を占めている。ところが、それ、すでに指摘したように、共同経済的経済性という原理から直接導出されたものではなく、少なくとも比較することを必要とする行為に対しては、それがいかなる目的を有するかにかかわらず、一般的に妥当する普遍的原則である。そこで、共同経済的経済性が最高の目的とされる場合には、そうした経済性の比較可能性はいかなる形で確保されるか、という形で問題が提起されねばならない。ところが、シュマーレンバッハの論述のうちには、比較可能性の確保のために経済性測定の正確性が犠牲にされる場合が散見される。ここでは、手段が目的を変質させてしまっているのである。そうした場合を一応度外視すれば、共同経済的経済性の比較可能性は『動的貸借対照表論』における貸借対照表の構成と費消および給付の評価、『原価計算』における計算価値原則のうちに具体的に表現されていると解される。そして、貸借対照表の構成とそこでの評価あるいは計算価値が少なくともある程度自由に機能する市場を前提しているかぎり、この抽象の段階においては、経営経済学の提供する手続き原則は市場経済体制と不可分の関係にある。

この段階でシュマーレンバッハの提示した手続き原則を検討するためには、貸借対照表に関するものと計算価値に関するものとを分けて取り扱うのが合理的であろう。なぜなら、貸借対照表論と計算価値論とは、その論理的性格を異にするかと解せられるからである。カッターレ (S. Katterle) によれば、『貸借対照表論は個々の『理論』におい

てそれぞれ別個に定義される『成果』と呼ばれる量の確定のための計算手続きであり、「したがって、それは『体系化された経験』を含まず、また経験によって反証されえない……分析的図式である。」⁽⁷⁾同様なことは、レーマン (W. Lehmann) によって、貸借対照表理論は、「貸借対照表に関する認識の一つの演繹的体系」として特徴づけられ、その演繹的体系は「一つまたはいくつかの仮説 (Hypothese) に基づいて、一つの原則にしたがって一定の現象を解明する」ものと規定される。この規定にいわゆる仮説は前提 (Prämiss, Voraussetzung) とも云われ、例えば「動的貸借対照表は第一次的に正しい経営指導 (Betriebssteuerung) のための経営の成果計算である」という命題に表現される。⁽⁸⁾すなわち、それは貸借対照表のもつべき特性に関する定義であり、一組のそのような定義から導出される命題体系が貸借対照表理論をなすとされているわけである。そして、それがカッターレのいわゆる「分析的図式」の意味するところでもある。しかも、貸借対照表論においていわゆる原則の設定が問題とされるということは、それが定義された特定の成果を算出するための規範的命題の演繹体系であることを意味する。しかも、「特定の成果を算出する」ことが目的とされていることは、それが直接的に経営活動の規制を行なうべき原則の体系ではないことを意味する。こうした解釈によれば、特定の貸借対照表論において問題となるのは、貸借対照表とそれが仕える経済主体との紐帯をなす前提がどのように設定されているかという点と、そこで設定されている原則がその前提から論理的に矛盾なく導出されているか否かにつきる。これに対して、計算価値論とくに比例率による価格設定の原則は、コジオールがすでに指摘したように、経験的現象に関する因果的認識に基づく仮説を含むものとしてこれを受けとることができる。ここには、精密な研究によってえられる規則性に関する認識あるいは法則的仮説と手続き原則との関係が、シュマー

レンパツハ的な応用科学の名にふさわしい形で見出されることになる。したがって、そうした原則については、第一に、その前提が、その仕えるべき経済主体とどのような関係にあるかが確定されねばならず、第二に、その前提と設定される原則が生じさせると想定される結果との関係が吟味、評価される必要があり、第三に、その原則に含意されている法則的仮説の検証が行なわれる必要がある。そして、この場合、法則的認識の妥当性はそれを基礎にして設定される原則の妥当性の検証を通じて行なわれうる。この点に関しては、『技術論』におけるシュマーレンパツハの主張は妥当なものだったと解せられる。

このように貸借対照表論を特徴づけたとき、シュマーレンパツハの動的貸借対照表論に対する総括的批判としてリオン(M. Lion)の批判を見逃すことはできないであろう。

リオンによれば、シュマーレンパツハは、動的貸借対照表を通常の商法の見解から区別するべき三つの基本的前提の上に、かれの貸借対照表論を構成する。ところが、実際には、シュマーレンパツハはかれの立場にとって基本的なこれらの前提の一つすらも固持しない。すなわち、第一の前提は「動的貸借対照表は私経済的利潤ではなくて、共同経済的利潤を求め⁽⁹⁾る」というものであるが、その前提は計算の確実性と計算担当者の意欲に反するが故に実行されないとして放棄され、逆に実際には私経済的利潤計算が目的とされることになる。⁽¹⁰⁾第二の前提は「動的貸借対照表の意味における利潤は支出と収入との差ではなく費消と給付の差である⁽¹¹⁾」というものである。ところが、シュマーレンパツハは給付についてはその直接的な確定を完全に断念し、しかも費消についても通常行なわれる以外の確定を行っていない。そして、いずれの場合にも、計算の中心は収入・支出と債権・債務および決算項目であり、したがって費

消・給付計算は支出・収入計算に転化してしまっている。⁽¹²⁾ 第三の前提は「費消と給付の差としての利潤は財産比較 (Vermögensvergleich) に対立する」というものであり、この前提によって、リオンは、「貸借対照表は財産計算を通じてその増加あるいは減少、したがってまた利潤あるいは損失を確定する」という見解を否定するシュマーレンバッハの主張を表現する。これについて、リオンは、第一に、シュマーレンバッハ自身の論述のうちにこの主張と矛盾する見解が示されていることを指摘し、第二に、その原因がリオン自身の提唱するような成果貸借対照表 (Ertragsbilanz) とそれとは異なる財産貸借対照表 (Vermögensbilanz) との相違をシュマーレンバッハが認識しなかったところにあることを指摘した上で、第三に、成果貸借対照表がシュマーレンバッハの方法と同一の目標を達成するための別の等価な方法であると主張するのである。⁽¹⁴⁾ このうち第三の前提は、そこから動的貸借対照表の構成あるいは内容を規定する原則が導出されるわけではなく、動的貸借対照表論にとって不可欠な前提ではない。それ故に、ここで問題となるものは第一および第二の前提となる。

こうしたリオンの主張に対してはミュンスターマン (H. Münstermann) やムシャイドによって反批判が行なわれている。⁽¹⁵⁾ ムシャイドによれば、リオンが第一の前提としてあげている命題を第一の前提としているのは正しくない。なぜなら、それが前提であるとすれば、それは、三段論法の意味において、両前提 (beide Vordersätze) の一つをなし、そこから必要に応じて中概念 (Mittelbegriff) を経て結論 (Schlusssatz) が導出されるべきはずであるが、そのようになされてはいないからである。この場合、ムシャイドは「そのようにされてはいない」という根拠として、第五版においてシュマーレンバッハがこの問題を論じている過程を明らかにして、そこでは「……実践的な遂行可能性の

吟味の後に実践においてとりうる途を示すために、まず本来にがなければならぬであろうかということに対する態度決定が問題とされている」のだと主張する。だが、この「本来あるべきもの」⁽¹⁶⁾がシュマーレンバッハ経営経済学における経営観に根ざしていることを考えるとき、この主張自体はなんらリオンに対する反論とはならない。その主張は、シュマーレンバッハ経営経済学からすれば当然に「三段論法の意味における」前提とするべきものを「この種の計算が実際上行い得ないことを理由としてこれを抛棄し態度を一変して私経済的利益を計算目標にする」という「態度の豹変」⁽¹⁷⁾をそのまま擁護するものにほかならないのである。しかも、初版においては、ムシャイドの指摘するような思考過程はなんら示されていないが故に、リオンの批判は一層の妥当性をもつ。その上、少なくとも初版においては、リオンの指摘しているような転化過程もみられるものの、純粹に私経済的立場のみが貫徹されているとは解せられないこと、すでにわれわれのみてきたところである。第二の前提に関するリオンの主張に対するムシャイドの批判もまた第一の前提に関する場合と同巧異曲である。ムシャイドは「もしこの給付を評価しようとすれば完全な不確実性が成果計算の中へ入るであろう」というシュマーレンバッハの言葉を引いて、ここでも理論的に正しくは給付と費消が直接把握されねばならないであろうが、計算技術的な不確実性のみがシュマーレンバッハをして直接的な把握を断念させて、給付を収入で費消を支出で測らせるのである、と主張する。そこで、かれによれば、(恐らく三段論法の意味においては)リオンの第二の前提はより正しくは「動的貸借対照表の意味における利潤は収入と支出との差ではなくて、期間的に配分された収入と支出で測られた給付と費消の差である」と云われねばならないであろうことになる。⁽¹⁸⁾この場合にも、収入・支出ではなく給付・費消の計算であるところにこそそれが共同経済的経済性と

結びつくゆえんがあることを想起するときに、このムシャイドの反批判はリオンの批判を克服し⁽¹⁹⁾ているものとは認めがたい。その上に、少なくとも初版においては、給付と費消は必ずしもつねに「期間的に配分された収入と支出で測られて」はいない。シュマールンバッハの所論が給付・費消的思考を財貨的思考の表現として含んでいるという事情がそこにみられることはすでに指摘しておいたとおりである。

要するに、リオンがシュマールンバッハ動的貸借対照表論の前提として定式化した三命題のうち第一、第二の二命題は相互に密接に関連しつゝ、シュマールンバッハ経営経済学における経営本質観に根ざすものであり、それがみられるような原則が設定されることによって動的貸借対照表論は論理的に欠陥のない一つの体系を形成するとともに、シュマールンバッハの経営本質観と緊密に結合され、それによって規範論的経営経済学に有機的に組み込まれるはずであった。ところが、シュマールンバッハは不確実性あるいは実際の便宜上からそれらを徹底してみ⁽²⁰⁾たことができず、したがってまた論理的にも一貫しない貸借対照表論を形成することになったのである。だが、そのような不徹底さと論理的破綻は、それをもたらした原因が確実性の重視とが実際上の便宜であったために、かれの動的貸借対照表論を逆に私経済的実践に役立つものとする⁽²¹⁾ことに大いに貢献することになった。そして、最初はともかく共同経済的経済性の尺度としての利潤の計算という性格が主張されるとともに、それが実質的に貸借対照表論の中にある程度反映されていたのであるが、すでに比較可能性の原則と合致の原則との矛盾に関連して指摘しておいたように、その性格は徐々に失なわれていくのである。だが、この点を究明することはのちの課題として残さざるをえない。

『原価計算』においては、共同経済的経済性の原理はより具体的には生産要素の消費に関連する「機会費用」的思

考および操業度と費用との關係についての理論的研究に裏づけられた「比率による價格設定」に結実する。

このうち、生産要素の消費の評価について「機会費用」的思考の適用を考える場合には、シュマーレンバッハの共同経済的経済性の原理が「すべての経営ができるだけ経済的に働くことが全体の利益である」という前提の下に、個別経営に「財貨の浪費を避ける」ことを要請していることが忘れられてはならない。この要請にしたがえば、問題は、個別経営がそれぞれ機会費用的な思考によって生産要素の価値計算を行ない、その消費を規制するとき、その結果が共同経済的にみて財貨の浪費を防ぎ経済性を高めることになるか否かにある。たしかに、機会費用の考え方は個別経営にとって生産要素を最適あるいは最有利な用途に向ける合理的な方法の基礎をなし、それによって私経済的経済性の高揚は期待されうる。しかし、そうした個別経営にとっての機会費用が共同経済を構成するすべての経営に対して同様に提供される機会から導き出されるものでないかぎり、生産要素の共同経済的に合理的な配分は達成されず、したがって共同経済的に経済的な結果がもたらされるとは解せられない。そのような関連を考慮するためには、少なくとも生産要素の市場に関する条件、したがってその需要と供給に関する条件を厳密に規定して、別個の条件下においてそれぞれどのような原則が妥当するかを明らかにする必要があると同時に、生産要素を特定の用途に向けることによってえられる共同経済的利益が正しく需要に反映するような条件をも考える必要があるであろう。ところが、シュマーレンバッハの場合にはそのような側面の研究は行なわれず、簡単な例示によってその原則を示しているにすぎない。そして、その例示からみるかぎり、シュマーレンバッハが私経済的経済性の高揚を共同経済的に経済的たらしめる条件を考慮しているとは思われない。したがって、ここでは「非経済的な労働によって財貨を浪費しない」という考

方は、私経済の枠内でのみ合理的な原則として理解されるにすぎない。そして、そのかぎりでは、規範論的に設定された共同経済的経済性の原理は、計算価値のこの側面においては実質的に貫徹されず、かえって私経済的経済性高揚の原則に転化してしまっていると解せられるのである。

比例率による価格設定の原則は、逡減、逡増という重大な経済現象を考慮して、自動的に経営の有機的操業に経営を接近させるための手続き原則であり、その原則によって実現されるべき経営の有機的な操業が第一級の共同経済的意義をもつとされる。そして、それは有機的操業の実現が共同経済的経済性の原理によって要請されることを意味するものだと解せられる。この場合、各経営間ならびに経営内各部門間の能力ないし経営準備が共同経済的にみて合理的に配分されていることを前提すれば、経営の有機的な操業は経営における生産財の最適な結合を意味すると同時に、それがそのまま、共同経済的にみて生産財の最適な結合となり、それによって共同経済的にみて財貨の浪費が避けられることになることと解することができる。だが、シュマーレンバッハの場合には、そのような前提条件はなんら設定されることなしに、経営の有機的操業の実現が直ちに共同経済的に有意義なものとされ、それを一つの重要な目的とする手続き原則が計算価値原則として設定される。しかし、そのような主張において、経営の有機的操業の実現がなに故に共同経済的経済性と結びつくのかということに関して明確な説明がないかぎり、それをそのまま受け入れることはできない。すなわち、比例率による価格設定という手続き原則がその所期の作用を生ずるとしても、なおかつそれが共同経済的経済性の要請に応えることになるのか否かが明らかではないのである。

問題はそれのみではない。コジオールは比例率による価格設定という手段と経営の有機的操業という目的との関係

が経験による検証を要する仮説を前提しているものと把握した。たしかに、その両者間の因果関係は最終的には経験的な検証によって確認されねばならないであろう。しかし、そうした経験的な検証の以前に、一体どのような条件、とくに市場状態の下でその因果関係が確認されるべきかという問題が存在する。その場合には、経験的検証にはなお不完全ではあるが、現在理論的に想定されている市場形態の援けをかりると、上述の目的手段関係の合理性についてのある程度抽象化された水準での論理的な吟味が可能になる。

第一に、シュマーレンバッハが自由な市場という表現で意味していると推測される完全競争市場においては、比率による価格設定は個別経営をして経済学の教える利潤極大化に帰着せしめ、有機的操業の実現を招来しないことは、シュマーレンバッハの拠っている国民経済学的価格理論からも明らかである。それは完全競争市場に定義的に含まれる価格形成の機構から論理的に結論されるものである。わずかに経済学の通説と異なるところは、限界経営が比率率の最低点まで操業するということであるが、それは全体的になんの影響も及ぼしえない。

この推論が正しければ、比率率による価格設定が有機的操業を実現させるような作用をもちうるのは、個別経営に對する需要曲線が右下りの場合に限られる。ところで、いま、ある経営のある製品に對する右下りの個別需要曲線が完全操業を超える操業度で比率率の曲線と交差する場合を想定しよう。この場合、シュマーレンバッハの所説によれば、生産量と価格はその交点に對して決定される。ここでは、たしかに平均費率による価格設定が行なわれる場合よりも操業度は低く、価格は高く、また利潤は大である。しかし、そうした比率率による価格設定が平均費率によるそれよりも高い価格をもたらすことによって、需要曲線そのものに影響を与えないかぎり、それは操業度を有機的操

業の方向へ自動的に動かす作用をもつわけではない。そして、需要曲線の性質から考えて、上述の事情がその移動を招来することは一般には考えることができない。同様なことは費用逓減の段階についても云うことができる。ただ、その場合には、平均費率によれば操業停止となる操業度でも操業が継続されるという点が異なり、また比例率の曲線と需要曲線との交点いかによつては、操業停止の価格すなわち価格下限を規定するものはなにかが新たな問題として発生する。かくして、比例率による価格設定は操業度調節の自動的手段としての効果を發揮しえず、さらに有機的操業の実現がそれによつてもたらされるのは、完全競争においてすべての経営が同一の費用構造をもつ場合および右下りの個別需要曲線が平均費用曲線とその最低点で交差する場合にかぎられる。このように吟味すると、比例率による価格設定が有機的操業度を自動的に達成するための手段である。という命題の妥当性には疑問を抱かざるをえない。ここでも、シュマーレンバッハは、そのような原則を有効なものとして設定するためには需要供給の関係をより詳細に究明する必要があるとしか考えられない。上述の検討が妥当であるとすれば、比例率による価格設定の原則は利潤極大化と費用補償の中間におかれるような経営行動原理を要請していることとなるであろう。

計算価値原則はこれまで述べた二つの側面以外に第三の側面においてシュマーレンバッハ経営経済学のうちにおいて重要な地位を占めている。それは国民経済的な価格形成において比例率による価格設定の原則が果す役割に關係し、この面において計算価値原則は『技術論』において設定された経済性の一つの内容たる「需要と供給の合理的調和」と関連する⁽²³⁾。すなわち、そこでは比例率による価格設定の原則が各経営によつて守られる場合に需要と供給の合理的調和が実現されると考えられているわけである。この場合に需要と供給の合理的調和という表現は、たんに需要と供

給とが一致するということのみでなく、その一致点において財貨が國民經濟的にみて最適にあるいは最も經濟的に利用されるのだという考え方が伏在しているものと解すべきであろう。その故にこそ、個別經營という有機体に対してと同様國民經濟という有機体に対しても、計算價值原則の適用が最高度の經濟性を達成せしめるものと考えられることになるのである。そのように解しうるとすれば、需要と供給の合理的調和という經濟性の一つの具体的な規定も、共同經濟的にみて財貨の浪費を防ぐ、ということの別の表現になる。ところで、この場合にはシュマーレンバッハが、比例率による價格形成が綜合經濟の要求に最もよく役立つためには、財産および所得の分配が各個人の經濟的給付にしたがって行なわれているという条件が必要であるとし、また完全に自由な經濟は比例的費用の原則の上に構成されるところとしている点が忘れられてはならない。シュマーレンバッハはそのような条件がみたされ、完全に自由な經濟が存在するとき、そこには社会的に最適ないし最も經濟的な財貨の配分が實現されると考えていたのである。この点において、かれの國民經濟の理想像は古典的自由主義のそれにきわめて類似したものであったのである。

だが、遺憾ながら現實はそのような理想像とは異なる。上記の条件を別にしても、經濟活動自体の發展によって生み出され強化される費用の遞減という現象に圧迫されて、自由な經濟はもはや存在しえなくなっている。そこに、これは自由經濟から拘束經濟 (Gebundene Wirtschaft) への移行を認める。しかし、この段階では、なお拘束經濟に対する自由經濟の優越性を信じて疑わず、拘束經濟の中に自由經濟の基本的原理である比例率による價格設定を生かす方策を提唱していたのである。

ところで、このような自由經濟から拘束經濟への移行という現實認識とかれの提唱する計算價值論とはどのような

関連をもつていたのであろうか。この点についてはここでにわかに断定を下すことができない。計算価値原則が自由経済の基本的原則とされていること、ならびにそれが個別経営については至上の原則として設定されている点からみれば、一方において自由経済から拘束経済への転化傾向を認めながら、他方においては自由経済の理想に由来する計算価値原則を個別経営に対して当為原則として設定していたものと解しうる。しかし、こうした解釈には、なお、費用の遞減、遞増の現象から出発して比例率が導出されているという事情との関連において疑問が残ることは否定できない。いずれにせよ、計算価値原則がたんなる計算原則ではなく、個別経営の活動を直接的に規制する原則であるが故に、ここには規範論的な性格が色濃く読み取られる。ただ、その原則の作用の面からみると、それが共同経済的経済性の高揚という所期の目的に対する手段としてどれほどの合目的性を有するかは疑問であると云わねばならない。

- (1) シュマーレンバッハは最初から共同経済的経済性という表現を用いていたわけではないが、経済性と共同経済的経済性を区別する必要はないと思われるので、以下煩雑さを避けるために共同経済的経済性という表現に統一する。
- (2) この二つの表現の関連については、すでに三の1においてふれている。
- (3) 以下煩雑さを避けるために、とくに必要のないかぎり経営経済学という名称を用いる。
- (4) 「シュマーレンバッハは、シェーアやフインドライゼン (Findsen) のように、共同経済的利益の優先を要請する。しかし、シェーアはかれのテーゼを証明せんと試みるのに対して、われわれはシュマーレンバッハにあってはなんの根拠づきも見出さない。経営経済学の領域に対して共同経済的福祉の優先を肯定することは、内面的当為 (inneres Müssen) の証明不可能な見解となるのである。」(H. Keimhorst, a. a. O., S. 69.)

なお「内面的当為」という表現は『動的貸借対照表論の基礎』第三版においてはじめて、シュマールレンバッハ自身によって用いられたのであって、初版には未だそのような表現はとられていない。(E. Schmalenbach, Grundlagen, 3. Aufl., S. 68.)

(5) 計算価値原則の「先験的」性格に関するシュマールレンバッハの既述の主張をここで想起されたい。

(6) 中村常次郎教授はシュマールレンバッハの提唱する共同経済的経済性が三つの異なる意義をもち、したがって技術論の目的として具有すべき「義性」という条件を欠いている、と指摘している。(中村常次郎(稿)「シュマールレンバッハ批判」二一九頁—二二二頁)この部分における中村教授の吟味の結果はこの論文で述べられた見解とひとしくない。

なお、中村教授は、技術論の目的が具有すべき条件として、故馬場敬治教授にしたがって「「義性」と「事実上の普遍性」とをあげている。この点に関してはつぎの書物を参照のこと。

馬場敬治、経営学方法論、日本評論社、昭和六年。

馬場敬治、経営学研究、森山書店、昭和七年。

(7) S. Katterle, Normative und explanative Betriebswirtschaftslehre, Göttingen 1964, S. 128.

(8) W. Lehmann, a. a. O., S. 13 u. S. 25.

(9) M. Lion, Die Dynamische Bilanz und die Grundlagen der Bilanzlehre, in: ZfB, 5. Jahrg. 1928, S. 481. なお、

リオン批判は一九二六年に発行された第四版を対象としているが、その主要な点は初版に対しても妥当すると考えられる。

(10) (11) (12) (13) (14) M. Lion, a. a. O., S. 482, S. 483, S. 485, S. 485 u. S. 485~490.

(15) ヌーマン(W. Lehmann)「ウツゲル」の「クンスターマンの反批判」の論文にきつじやなわねじらぬ。H. Münstermann, Schmalenbachs Bilanzfassung, in: Die Wirtschaftsprüfung, 1. Jahrg. 1948.

- (16) W. Muscheid, a. a. O., S. 37.
- (17) 岩田巖、前掲書、三二二頁。
- (18) W. Muscheid, a. a. O., S. 39.
- (19) 念のために附記すれば、リオンの批判の眞の狙いは、シュマールレンバッハの動的貸借対照表論が實質的にはかれの提唱する成果貸借対照表の考え方と同一方向にあるという、かれにとつて歓迎すべき事情を明らかにすることにあつたのである。
- (20) 中村常次郎教授は「シュマールレンバッハは、経済的經營の本質を、国民經濟（共同經濟）の一肢体として、全体の意味に於ける経済的オブティマムの原則に従つて全体の需要を充足することの裸に見、これを経済性増進の問題となし、損益計算を以て斯かる経済性測定の為の手段と看做し、其の直接の任務を主として経済統制に宛め、これよりして利益の比較可能性を重要視したのである。然るに、此の立場からして、一方に於いて、費用評価の基準として時価に理論上の正当性を認め乍らも、これを一貫して統一的に主張するといふことなく、其の恣意性及び不確実性などを理由として是に徹底し得ず、一転して他方に於いては、實際の便宜上からして取得価値を選ぶといふ態度を示したのである。さうして、シュマールレンバッハに於ける斯かる二面性こそは、やがて彼の追隨者達をして二つの流派の分裂にまで追遣るものであつた」と述べている。
- （中村常次郎（稿）、シュマールレンバッハ批判、二七二頁。）こうした二面性とそれが動態論者を二つの流れに分裂せしめた事情はつとに故岩田巖教授の指摘してゐたところである。岩田巖、前掲書、第三編第一章『「ディナミッシェピランツ」の理論的構造』を参照のこと。
- (21) シュマールレンバッハの動的貸借対照表をむしろ私経済的な貨幣的成果計算の手段として受けとり、その性格にふさわしいと思われる三つの前提からそれを説明しようとする努力も、ミュンスターマンやレーマンによつて行なわれている。W. Lehmann, a. a. O., S. 25 ff.

(22) 故岩田巖教授は第五版について、「シュマールンバッハは利潤計算を論ずるに先立って、共同経済的立場をのこりなく清算しきっているのであるうか。純粹に私経済的立場からのみ論じているのであろうか。我々の解するところにしたがえば、解消しきれぬ共同経済的要求の残滓が、最後までこびりついているようである。すなわちかれが費消給付計算または成果計算というとき、その裏に共同経済的意味を込めて用いていたと解することができる。……むしろ共同経済的立場から私経済的立場への転向は「ダイナミッシェビラント」全巻を通じて行われていると見ることができ」(岩田巖、前掲書、三二二頁。)と書いてある。これと関連して、レーマンが『動的貸借対照表』の最近の版において「シュマールンバッハは、誤解の契機を除くために、共同経済的利潤に関する敘述をぬいた」(W. Lehmann, a. a. O., S. 24.)と指摘し、また、貸借対照表計算において示されるものが財貨の流れ (Güterstrom) であるか貨幣の流れ (Geldstrom) であるかの問題が、時価計算か取得原価計算かに帰着することを明らかにしたのち、『動的貸借対照表』第一三版から例を引いて「シュマールンバッハは基本的に貨幣的成果測定的支持者たることを公言している。かれの最も重要な価値種類は取得価値である」(W. Lehmann, a. a. O., S. 28.)と主張していることは興味深い。われわれはそこに共同経済的経済性から私経済的経済性へのシュマールンバッハの転向をみるのである。

(23) 中村常次郎教授は、価格に対する費用の遞減および遞増の影響に関連してシュマールンバッハがすべての個々の企業が比例系数を適用するとき、国民経済的ならびに経営経済的経済性が確保されると主張している点にふれ、そこに共同経済的経済性の一つの内容が示されており、それが需要と供給とを最も合理的に結合させるといふ国民経済的な課題と一致すると主張している。(中村常次郎(稿)、シュマールンバッハ批判、二二〇頁—二二二頁。)

六 結

シュマールレンバッハの構想した「技術論」的経営学は、現実の経済主体ないし個別経営が追求している目的とは別に科学の取り上げるべき目的を設定し、その目的を達成するための手続き原則を設定せんとするものであった。この構想に関するかぎり、ここで取り上げた初期のシュマールレンバッハの見解は一貫している。そこでは「技術論」の中心におかれるべき目的について一種の評価が行なわれているのである。そこで、この点において、かれの「技術論」的経営学は、一般的な用語を用いれば規範論的経営学であったということが出来る。そして、このような構想のうちに、私経済学論争時代の「私経済学は金儲け論である」という非難に対する反応、あるいはまた第一次大戦直後のドイツの国内情勢の影響がみられるとも考えられる。

ところが、そうした基本的構想は「動的貸借対照表」の内容には必ずしも貫ぬかれず、そこにはその構想に由来する部分が残されながらも、私経済的利潤計算という性格が強く盛り込まれ、両者の混合という内容が示されることになった。そして、それによって、動的貸借対照表論は実践的性格を強くもつに至った。この面に関するかぎり、かれの研究は規範論的であるよりも一般的な意味において技術論的であったということが出来るであろう。しかも、この傾向は『動的貸借対照表論』が版を重ねるにしたがって漸次強まっていくことになるのである。

これに対して、『原価計算』の中心をなす計算価値論においては、少なくとも意図的には、経営経済学の設定した

共同経済的経済性の原理を貫徹こうとする態度がみられる。だが、ここでは共同経済的経済性の原理を個別経営に対して具体化する場合の条件の究明が不十分であるために、結局私経済的経済性高揚に帰着している面もみられ、規範論的性格が貫徹されているとは云えない。そこには、共同経済的経済性という超経営的な原理を経営行動の操作的目的にまで具体化することの困難さが示されていると解することもできる。

いずれにしても、この段階においては、シュマールンバッハの構想は規範的であり、その具体的業績はより実践に密着した技術論的性格を強くもっていた、ということが出来る。

ところで、『原価計算』において示されている遞減現象の強化による自由経済から拘束経済への移行という現実認識は非常に興味あるものである。ただ、初版においてはその現実認識と比例率による価格設定という計算価値原則の提唱との関連は明らかにされていなかった。だが、かれは、一九二八年にドイツ経営学会のウィーン大会において『新しい経済体制の入口における経営経済学 (Die Betriebswirtschaftslehre an der Schwelle der neuen Wirtschaftsverfassung)』と題する講演を行ない、その中で、固定費用の増大が費用遞減現象を強化し、それによって自由経済から拘束経済への移行が不可避免的に行なわれていることをあらためて指摘するとともに、自由経済に比して拘束経済に伴なう非経済性が大であることを明らかにし、経営経済学にはその病因を究明するという課題とともに、大規模化した経営の合理的組織化を導くという課題が課せられていると主張した。⁽¹⁾そして、一九三〇年の『原価計算』第五版においては、大経営を確かかつ苦勞なしに組織するための最善の手段として、計算価値があげられることになる^{(2)(a)}のである。

計算価値がどのようにしてそうした作用をするのかの究明は、貸借対照表の性格変化の究明およびそれらの底にある経営本質観の変化の究明とともに、後日の課題とせねばならない。

(1) E. Schmalenbach, *Die Betriebswirtschaftslehre an der Schwelle der neuen Wirtschaftsvorfassung*, in: ZfHF, 22. Jahrg, 1928, S. 241 ff.

(2) E. Schmalenbach, *Selbstkostenrechnung*, 5. Aufl., S. 16.

(3) このような思考過程は企業という組織体を「小型の経済 (miniature economy)」とみなして、企業の運営の問題に完全競争や計画経済に関する経済学の研究成果を適用しようとする、その一部の経済学者の傾向と類似している。この傾向については、例えばつぎの論文を参照された。

T. A. Marshak, *Economic Theories of Organization*, in: J. G. March (ed.), *Handbook of Organizations*, Chicago, 1965, esp., III. *Organizations viewed as Miniature Economies*.

(昭和四五年九月一四日 受理)